

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成23年第3回幕別町議会定例会
(平成23年9月1日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
2 寺林 俊幸 3 東口 隆弘 4 藤谷 謹至
- 日程第2 会期の決定
農業委員会会長就任挨拶
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告（町長）
- 日程第4 報告第8号 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第5 報告第9号 平成22年度幕別町健全化判断比率の報告について
- 日程第6 報告第10号 平成22年度幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第7 報告第11号 平成22年度幕別町公共下水道特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第8 報告第12号 平成22年度幕別町個別排水処理特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第9 報告第13号 平成22年度幕別町農業集落排水特別会計の資金不足比率の報告について
- 日程第10 報告第14号 平成22年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告について
- 日程第11 議案第50号 幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例
- 日程第12 認定第1号 平成22年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第13 認定第2号 平成22年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第3号 平成22年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第4号 平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第5号 平成22年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第6号 平成22年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第7号 平成22年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第8号 平成22年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第9号 平成22年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第10号 平成22年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第22 認定第11号 平成22年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第23 陳情第10号 2012年度『公立高等学校配置計画案』の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第24 陳情第11号 「JR三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第25 陳情第12号 「原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第26 陳情第13号 住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める陳情書

会議録

平成23年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年9月1日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月1日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
会 計 管 理 者 新屋敷清志 企 画 室 長 堂前芳昭
民 生 部 長 菅 好弘 建 設 部 長 高橋政雄
札 内 支 所 長 飛田 栄 忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 田村修一
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 企 画 室 参 事 伊藤博明
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
2 寺林 俊幸 3 東口 隆弘 4 藤谷 謹至

議事の経過

(平成23年9月1日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） ただいまから、平成23年第3回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、2番寺林議員、3番東口議員、4番藤谷議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月27日までの27日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月27日までの27日間と決定いたしました。

[農業委員会会長就任挨拶]

- 議長（古川 稔） 農業委員会会長より、発言を求められておりますので、これを許します。
杉坂達男農業委員会会長。
○農業委員会会長（杉坂達男） 本会議の貴重な時間を割いてご挨拶をさせていただきますこと、大変うれしく思っております。私は、この度、執行されました幕別町農業委員会委員選挙によりまして、会長の職に選任されました杉坂達男でございます。与えられました任期中、25名の委員の皆さんと共に本町農業の更なる振興、発展のために全力を傾注させていただく所存でございます。
どうか前任者同様、ご指導ご支援を賜りますように心からお願いを申しあげてご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） 諸般の報告をいたします。
教育委員長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による、「平成22年度幕別町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書」が議長宛に提出されております。
また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による、「例月出納検査報告書」が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布いたしました。のちほどご覧いただきたいと思います。
これで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

- 議長（古川 稔） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成23年第3回町議会定例会が開催されるにあたり、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。

ジリジリとした真夏の陽射しが舞い戻ってきた日曜日、日本国中のどれだけ多くの人々が福島千里さんの颯爽とした走りに喝采を送ったことでしょうか。

来年のロンドン・オリンピックの前哨戦と言われているテグ世界陸上、女子100メートル予選。好スタートで飛び出した後、後続の二人に追いつかれそうになりながらも、終盤盛り返し、11秒35の2位でゴール。

日本人初となる同種目準決勝進出という快挙を成し遂げ、また一つ階段を上がり、世界との差を縮められた福島さんに心からの拍手を送りたいと思います。

残念ながら決勝進出は果たせませんでした、「小さな一歩を続ければ、中くらいの一歩になる。」と語った福島さんの今後の更なる飛躍を期待いたしますとともに、今回の快挙が子どもたちに大きな刺激となって勇気を与え続けてくれることを願うものであります。

さて、本年も10月1日に115年目の開町記念日を迎えます。

不屈の精神で本町発展の礎を築かれた偉大な先人達や、町民各位の限りない郷土愛により、本町が十勝の中核的な町として隆々と発展していることに対しまして、あらためて深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、表彰者選考委員会よりいただいた答申を尊重し、永年にわたり本町の自治、社会、文化の各分野においてご功績のありました方々に功労賞をお贈りさせていただくことといたしました。

自治功労賞には、依田の大野和政さん、美川の前川敏春さん、弘和の西明愛次さんの3名を、社会功労賞には、南町の平譚博美さんを、文化功労賞には、札内あかしゃ町の筒淵健司さんを、あわせて5名の方々を顕彰させていただくことといたしました。

自治功労の大野さん、前川さんは、永年にわたり町議会議員として、また、西明さんは、農業委員として、それぞれ本町の自治の振興、農業行政の推進にご貢献されました。

社会功労の平譚さんは、永きにわたり消防団員として地域の防災活動にご尽力をいただきました。

文化功労の筒淵さんは、幕別町地域子ども会育成連絡協議会会長として、永年にわたり幕別町の子どもたちの健全育成にご尽力をいただきました。

受賞されます皆様永年にわたるご功績、ご活躍に対しまして、心より敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、4月中旬以降の低温や降雨の影響で、農作業や生育の遅れが憂慮されたところありますが、その後はおおむね良好な天候に恵まれ、生育も総じて順調に推移いたしました。

主な作物について申し上げますと、まず、小麦につきましては、7月25日から収穫が始まり8月6日までに全町での刈取り作業を終えたところがあります。収穫量につきましては、本年度から全量「きたほなみ」に品種転換がなされ、収量増が期待されたところありますが、平年並みの10俵程度に止まるものと見込まれており、未熟粒も見受けられますことから、歩留まりの低下が心配されているところがあります。

9月1日現在の作況調査によりますと、馬鈴しょはほぼ平年並み、てん菜、豆類は1日から4日早い状況で、生育の良否も「並み」から「やや良」となっております。

また、飼料用作物についても生育は順調で、牧草は平年並み、サイレージ用とうもろこしは4日早い状況となっております。

今後におきましても、好天に恵まれ各作物の収穫作業が順調に進み、今年こそは平年を上回る出来秋を迎えられますよう願っているところがあります。

次に、土地改良事業に係る「食料供給基盤強化特別対策事業」について申し上げます。

北海道が本道の農業の生産性向上を図り、食料自給率の向上に貢献することを目的として、本年度

から5ヵ年を対策期間として実施することになりました「食料供給基盤強化特別対策事業」、いわゆる、「パワーアップ事業」につきましては、本町といたしましても、土地改良事業の重要性に鑑み、既に当該事業の導入を決定し、受益者負担の軽減を図ることとしたところであります。

本事業につきましては、先般、北海道の実施要領等詳細も定まりましたことから、継続事業地区につきましては、順次、説明会を開催し、受益農家の皆様方のご理解とご協力をいただくよう取り進めているところであります。

また、新規採択予定地区につきましても、継続地区同様に説明会の開催を予定しているところであります。

次に、株式会社安愚楽牧場の民事再生法申請について申し上げます。

安愚楽牧場は、和牛オーナー制度を運営する農業生産法人で、北海道から九州・沖縄まで全国各地に直営牧場や生産委託牧場を有し、飼育頭数約15万頭と国内最大規模の黒毛和牛生産牧場であります。

同牧場につきましては、昨年、宮崎県で発生した口蹄疫の影響に加え、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による出荷制限、さらには風評被害による牛肉消費の落ち込みや価格の下落により、経営状況が一気に悪化したもので、8月9日に東京地方裁判所に民事再生法の適用を申請したところであります。

十勝管内においては直営が3牧場、預託牧場が約50箇所、関係するJAが9JAとなっており、本町におきましてもJAさつない管内の2戸の牧場が預託を受けておりました。

これら2牧場においては、民事再生法申請以降の預託料は2週間に1度前払いされているものの、申請前の預託料の一部に未払いがあるため、債権届の提出等法手続に対応すべく、代理人への委任を検討中ということですので、当面は推移を見守ってまいりたいと思っております。

次に、企業誘致について申し上げます。

土地開発公社におきましては、3月に発生いたしました「東日本大震災」で被災した企業に対する支援策といたしまして、被災企業や電力不足等の影響により事業所の移転や拠点の分散化を図る企業を対象に、公社が保有する土地の無償貸付制度を創設し、東北3県と茨城県の県庁などにご案内をしたところであります。

町といたしましては、震災後のこのような企業の動向や、企業を取り巻く環境の変化などを企業誘致の転機として捉え、被災企業に加え、投資意欲のある企業を積極的に誘致するため、この度、優遇策の大幅な拡充を図るべく、企業開発促進条例の改正を提案させていただいたところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月末現在での公共工事の発注済額は、平成22年度からの繰越事業を含めて、8億5,100万円で、発注率にいたしますと66.5%となっております。

土木工事関係では、春日町9号線や新北町21号通などの道路整備のほか、忠類簡水配水管整備工事などを、また、建築工事関係では糠内小学校改築工事と公営住宅改善工事などの発注を終えたところであります。

今後の発注では、都市公園遊具改修工事や糠内公民館改修工事等の発注を予定しており、引き続き早期発注と適期発注に努め、安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで行政報告は、終わりました。

[報告]

○議長（古川 稔） 日程第4、報告第8号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第8号、専決処分した事件の報告につきましてご説明させていただきます。
本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、報告するものであります。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

専決処分第8号、議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成23年8月22日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります、平成23年6月24日午後5時頃、幕別町札内桜町114番地1の桜町東公園において、町から公園管理の委任を受けている公区の地域住民が、草刈機で草刈作業をおこなった際に、飛び石が発生し、道路を挟んで公園に近接する相手方の住宅の窓ガラスに損傷を与える事故が発生したものでありまして、これに対する物的損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります、23,800円とするものであります。

議案書の2ページになりますが、損害賠償及び和解の相手方であります。幕別町札内桜町108番地の8に住んでおられます、小野寺末治氏であります。

損害賠償及び和解の内容でございますが、損害賠償といたしまして小野寺氏に支払う額は、窓ガラス修復費23,800円とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとするものであります。

なお、この事故につきましては、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、公園管理を受託している地域住民は、故意又は重大な過失はないと認めるところでありますが、作業前の安全確認の徹底などを心がけ、事故の防止に努めるよう指導したところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第8号を終わります。

○議長（古川 稔） 日程第5、報告第9号、平成22年度幕別町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第9号、平成22年度幕別町健全化判断比率の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

この度の報告内容であります健全化判断比率の算定につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条に基づき、監査委員の審査に付し、議会に報告し公表しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

算定いたしました「健全化判断比率」であります、算定項目につきましては、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4項目について算定したものであります。

「実質赤字比率」につきましては、算定対象となる一般会計等に属する会計であります一般会計及び公共用地取得特別会計において、実質収支が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

次に、「連結実質赤字比率」につきましても、算定対象となります一般会計等に属する会計と国民健康保険特別会計以下8特別会計及び水道事業会計において、実質収支等が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

次に、「実質公債費比率」であります、平成22年度算定結果につきましては21.3%となり、平成

21年度に比べまして、2.0ポイントの減となっております。

本算定におきましては、単年度数値では19.12835%と平成21年度の単年度数値に比べ3.13293ポイント減少したところであり、算定対象年であります平成20年度から平成22年度までの3カ年の平均値としては、ご覧の算定値となったものであります。

本指標につきましては、起債制限比率に代わる公債費負担の指標として加えられたものであり、町では公債費負担適正化計画に基づき、実質公債費負担の適正な管理のための取り組みを計画的に進めているところであります。

この度の数値低下の主な要因につきましては、新規町債の発行の抑制、及び繰上償還の実施など、財政健全化の取り組みによる「公債費の減少」であります。

次に、「将来負担比率」であります。平成22年度算定結果につきましては129.9%となり、平成21年度と比べまして、29.9ポイントの減となっております。

本指標につきましては、ストック指標として財政指標に加えられたものであります。数値低下の主な要因につきましては、地方債の償還額に比べ新規町債の発行を抑制してきたこと及び繰上償還を実施してきたことによる「町債残高の減少」であります。

以上、本町における健全化判断比率の算定結果についてご説明いたしましたが、各比率に対する早期健全化基準につきましては、表のとおりであり、本町の算定結果においては、その基準を超えている項目はございません。

以上、報告第9号についての報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号を終わります。

○議長（古川 稔） 日程第6、報告第10号、幕別町簡易水道特別会計の資金不足比率の報告についてから、日程第10、報告第14号、平成22年度幕別町水道会計の資金不足比率の報告についてまでの5議件を一括議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第10号 平成22年度幕別町簡易水道特別会計から報告第14号 平成22年度幕別町水道事業会計の資金不足比率の報告につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案書の4ページから8ページにわたってご覧をいただきたいと思っております。

この度の報告内容であります資金不足比率の算定につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条に基づき、資金不足比率の公表等を行うものであります。

また、資金不足比率の算定につきましては、対象となる会計ごとに算定を行うこととなっておりますことから、会計ごとの算定を行い、監査委員の審査に付し、議会に報告し公表しようとするものであります。

なお、監査委員における審査意見につきましては、別冊のとおり意見書が提出されているところであります。

算定いたしました簡易水道特別会計から水道事業会計までの「資金不足比率」につきましては、いずれも実質収支等が黒字となっておりますことから算定されないものであります。

なお、各会計における資金不足比率の算定結果に対する経営健全化基準につきましては、表のとおりとなっておりますが、本町の算定結果においては、その基準を超えている会計はございません。

以上、報告第10号から第14号までについての報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、5議件について、一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第10号から報告第14号までを終わります。

○議長（古川 稔） 日程第11、議案第50号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第50号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は9ページ、議案説明資料は1ページをお開きください。

本町におきましては、これまで、本条例に基づく各種助成措置や本町の特性・立地性などを訴えながら、企業の立地推進に努めてきたところであります。

しかしながら、低迷する経済情勢の影響により、ここ数年、企業の立地件数も減少している状況にあります。

このような中、東日本大震災が発生し、被災企業や危険分散を図る企業の移転の動きが見られますことから、こういった動きを企業誘致の転機として捉え、インパクトのある優遇策を全国に発信し、投資意欲のある企業も含めた積極的な企業誘致を推進するため、本条例を改正しようとするものであります。

議案説明資料の1ページをご覧ください。

以下、条文に沿いましてご説明いたします。

第2条第1号イにつきましては、助成の対象となる事業場のうち、「工場等」の定義を規定したものでありますが、農村地域工業等導入促進法の適用業種のうち「倉庫業・こん包業・卸売業」の3業種が漏れておりましたので、追加するものであります。

なお、これまでの立地企業でこれらの業種に該当する企業は皆無でありました。

第3条につきましては助成の対象を規定したものでありますが、これまでは指定地域、いわゆる、工業団地内の土地を土地開発公社から取得する場合のみを助成の対象としておりましたが、指定地域以外の土地についても、同条第2号に規定する投資額、常時雇用者の要件を満たす場合には、助成の対象とするものであります。

2ページをご覧ください。

第5条につきましては、企業開発促進補助金の交付額等を規定したものでありますが、企業開発促進補助金といたしまして、これまでの固定資産税相当額に係る補助金に加え、投資額の一定割合を補助することとし、補助金額は、土地を除く投資額に、指定地域にあっては100分の10、指定地域以外の地域にあっては100分の5を乗じた額とし、1億円を限度とするものであります。

第6条につきましては、雇用促進補助金の交付額等を規定したものでありますが、これまで指定地域のみを助成の対象としておりましたのを、指定地域の補助金額を1人当たり20万円から40万円に引き上げるとともに、指定地域以外についても、第3条第2号に規定する投資額、常時雇用者の要件を満たす場合には、1人当たり20万円を補助しようとするものであります。

第7条第1項につきましては、工業用地取得促進補助金の交付額等を規定したものでありますが、補助金額は、土地の取得価格に、公社から取得し土地を除く投資額が500万円以上の場合にあっては100分の30、公社から取得し土地を除く投資額が500万円未満の場合と指定地域以外の土地を取得した者で第3条第2号に規定する投資額、常時雇用者の要件を満たす場合にあっては100分の15を乗じた額とするものであります。

第7条第2項につきましては、工業用地取得促進補助金の交付時期を規定したものでありますが、指定地域以外の土地を取得した者に対する交付時期を、「土地取得後1年以内に操業し、操業後3月の時点で第3条第2号に規定する従業員の人数を満たすこと。」が確認できた後とするものであります。

議案書の10ページをご覧ください。

附則であります、本条例の施行期日を平成23年10月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑応答を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

[委員会付託]

○議長（古川 稔） 議案第50号、幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例については、産業建設常任委員会に付託いたします。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第12、認定第1号、平成22年度、幕別町一般会計決算認定から日程第22、認定第11号、平成22年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの、11議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条及び第7条の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く18人の委員で構成する、平成22年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思っております。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって本件については、議長及び議員選出監査委員を除く18人の委員で構成する、平成22年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに、決定致しました。

[陳情付託]

○議長（古川 稔） 日程第23、陳情第10号、2012年度公立高等学校配置計画案の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書の提出を求める陳情書から、日程第26、陳情第13号、住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める陳情書を一括議題といたします。

ただ今、議題となっております、陳情第10号、2012年度公立高等学校配置計画案の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書の提出を求める陳情書、陳情第11号、JR三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書の提出を求める陳情書、陳情第13号、住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める陳情書は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に陳情第12号、原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書の提出を求める陳情書は、産業建設常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明9月2日から9月12日までの11日間は休会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、9月2日から9月12日までの11日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月13日午前10時からであります。

10:36 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成23年第3回幕別町議会定例会
(平成23年9月13日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条、第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

5 小島 智恵 6 岡本 眞利子 7 藤原 孟
(諸般の報告)

日程第2 行政報告

日程第3 一般質問

会議録

平成23年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年9月13日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月13日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 遅参議員
8 乾 邦廣
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 杉坂達男
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
会 計 管 理 者 新屋敷清志 企 画 室 長 堂前芳昭
民 生 部 長 菅 好弘 建 設 部 長 高橋政雄
札 内 支 所 長 飛田 栄 忠 類 総 合 支 所 長 古川耕一
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 田村修一
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 企 画 室 参 事 伊藤博明
糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄 保 健 課 長 境谷美智子
福 祉 課 長 横山義嗣 生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
商 工 観 光 課 長 八代芳雄 経 済 部 参 事 伊藤雅実
経 済 建 設 課 長 細澤正典 町 民 課 長 川瀬俊彦
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 稲田和博 農 林 課 長 菅野勇次
学 校 教 育 課 長 羽磨知成
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
5 小島 智恵 6 岡本 眞利子 7 藤原 孟

議事の経過

(平成23年9月13日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番小島議員、6番岡本議員、7番藤原議員を指名いたします。

[諸般の報告]

○議長(古川 稔) この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長(米川伸宜) 8番乾議員より遅参する旨の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

○議長(古川 稔) これで諸般の報告を終わります。

[行政報告]

○議長(古川 稔) 日程第2、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) お許しをいただきましたので、ここで「台風12号・13号による農作物などの被害状況」につきまして、ご報告をさせていただきます。

9月2日からの長雨と台風12号、13号による大雨と強風の影響で、道内各地を初め、十勝管内でもJR根室本線が2日間にわたり不通となるなど、交通網が寸断されるとともに、基幹産業である農業でも畑が冠水するなどの深刻な被害が発生いたしました。

本町におきましては、十勝川の増水により十勝川に流入する河川の白人樋門と新川樋門を閉鎖したことから、樋門周辺地域におきまして冠水による被害が、また、札内川の増水によりまして札内川ゴルフ場、パークゴルフ場、野球場などが全面的に冠水する被害が生じました。

初めに、町内各農協を通じて確認をいたしました農業被害につきましては、新川及び千住地区におきまして、畑の冠水被害が、小豆1.5ヘクタール、バレイショ3.4ヘクタール、てん菜1.9ヘクタール、大根0.3ヘクタール及び牧草54.4ヘクタールで、合計61.5ヘクタールとなっております。

また、強風と雨による被害といたしまして、南幕別地区のデントコーン18.5ヘクタール及び忠類地区のデントコーン10.6ヘクタール並びに忠類地区のユリ根0.15ヘクタールにおきまして、農作物が倒伏したところであります。

畑などに冠水した水につきましては既に引いており、また、倒伏したデントコーンは収穫間際でありますことから、これら農作物にどの程度の影響が出るのかにつきましては、現時点では不透明であり、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、冠水した札内川河川緑地の状況についてであります。札内川ゴルフ場は9月6日から9日まで全面クローズとし、10日からアウトコースのみの営業を再開され、17日からの全面営業に向けてコースの修復などに取り組まれているところであります。

パークゴルフ場につきましては、9月14日から利用できるよう芝生の修復作業などに取り組んでいるところであります。

野球場等につきましては、土砂などの堆積物を除去するのに時間を要しますことから、今月末まで

閉鎖とさせていただく予定であります、一日でも早く利用できるように復旧に努めてまいりたいと考えております。

以上、現時点におけます被害状況及び今後の復旧等の見込みにつきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には、引き続き町政の執行に対しまして一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで、行政報告は終わりました。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第3、これより一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

幕別町における今後の高齢者福祉施策について。

内閣府から出された平成23年度版高齢社会白書によると、平成22年10月1日現在、我が国の総人口は1億2,806万人で、65歳以上の高齢者人口は過去最高の2,958万人、高齢化率は23.1%となっており、高齢者人口のうち「65から74歳人口」は1,528万人で総人口の11.9%、「75歳以上人口」は1,430万人で11.2%で、総人口の5人に1人が高齢者、9人に1人が75歳以上という「本格的な高齢社会」となっていると示し、今後の急激な高齢化率の上昇も予想しています。

幕別町においても高齢化率が上昇し、本年3月31日時点で、人口2万7,461人のうち65歳以上は6,873人、高齢化率は25.03%で、4人に1人が高齢者となっており、今後ますます高齢化率の上昇が予想されます。

国においては、年金制度や保険制度の見直し等、国の仕組みの根本的な見直しの議論がなされていますが、地方自治体においては、今後よりきめ細やかな高齢者福祉施策が求められます。

幕別町における今後の高齢者福祉施策について伺いたいと思います。

1、認知症等高齢者の対応につきまして、徘徊高齢者等探索システムの導入についてとその利用状況をお知らせいただければと思います。

成年後見制度活用の現状と、今後について。

2、在宅介護従事者への対応について。

介護慰労金支給事業の現状と今後について。

寝たきり老人等手当事業の導入について。

3、日常生活用具の給付事業導入について、その状況を伺います。

電磁調理器給付（所得に応じた負担あり）。

火災報知機、自動消火器給付（所得に応じた負担金あり）。

4、食の自立支援サービスの現状と今後について。

5、老人クラブの加入の現状と今度の対策について。

6、敬老会について、廃止を含めた根本的な見直しが必要と考えるが、どうでしょうか、伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝仁議員のご質問にお答えいたします。

「幕別町における今後の高齢者福祉施策について」であります。

ご質問の要旨にもありますように、平成23年版高齢社会白書によりますと、我が国の高齢化率は23.1%となり、今後は総人口が減少し中高齢者が増加することにより上昇を続け、平成47年には

33.7%、3人に1人が65歳以上の社会が到来するとの推計が示されております。

このことは、単に高齢者が増加するという一面だけではなく、支える側が減少するということが問題で、社会保障、地域社会、教育など幅広い分野からの対応が求められております。

このようなことから、今後より一層、高齢者の社会的孤立を防止し、高齢者自身を「地域」の支え手に期待するなど、きめ細やかな高齢者福祉施策と少子化対策など社会全体からの取り組みが、大変重要であると考えているところであります。

ご質問の1点目、「認知症高齢者の対応について」であります。

全国の認知症高齢者数は、平成14年に約150万人でありましたが、平成22年には208万人にふえ、さらに平成37年には323万人になると推計されております。

本町におきましても、平成23年3月現在の要介護認定者1,204人の約67%に当たる810の方に認知症に係る何らかの症状が見られ、中でも在宅で徘徊行動のある方を介護している方にとっては介護の負担が大きく、この負担の軽減が在宅介護の重要な課題の一つであると考えております。

在宅で暮らす徘徊症状の見られる認知症の方の行方がわからなくなってしまった場合に、人工衛星を利用した測位システムにより、家族が直接電話等でその位置を探索し、居場所を確認することができるシステムにつきましては、本町では高齢者の安全を確保し、介護者が安心して介護できる環境を整備することを目的とし、平成13年10月から事業を実施いたしております。

町は、携帯型の電波発信機を貸与するに当たり、徘徊感知器の加入料5,000円と機器附属品2,000円及び月額利用料500円を負担いたしておりますが、探索に要する電話の通話料や必要に応じて委託業者が現場へ駆けつけた場合の急行料などは、利用者の負担となっております。

過去3年間の実績は、平成20年度が4人、平成21年度が3人、平成22年度が5人となっておりますが、このシステムにより対象者の方の位置確認が容易にでき、大きな事故につながることなく在宅介護を支援するシステムとしてご活用いただいております。

次に、成年後見制度の活用の現状と今後についてであります。本町におきましては平成22年度から「成年後見制度利用支援事業」といたしまして、本人に親族等がない場合、また、親族がいてもその親族から虐待を受けている場合などにおいて、申し立てに係る費用と成年後見人等の報酬の助成を実施いたしております。

また、成年後見制度に関する相談窓口といたしまして、幕別町地域包括支援センターにおいて、ご相談をお受けしております。

年間に四、五件、ご家族からの相談がありますが、制度の内容、家庭裁判所での申し立ての手續等について説明を行っております。

全国的に見ましても、成年後見制度の申し立て件数は年々ふえてはおりますが、認知症高齢者が増加していることを考えますと、利用はまだまだ十分な状況にあるとは言えませんが、その背景といたしましては、後見人の仕事の内容が「顔の見える制度」として社会的に十分浸透していない上、申立人の選定の困難さも、利用が進まない一因となっているのではないかと考えております。

申請主義を採用していることから、親族や市町村長からの申し立てがなければ、手續を開始することができず、現状では、4親等内の親族を見つけ出す段階で苦勞することが多く、また、現在の制度では、後見人に医療行為に関する同意権がないことも、その一因ではないかと考えております。

このような状況にはありますが、今後の社会を見据えたときに、制度の重要性は増してくるものと理解をいたしており、町民の皆さんにこの制度を深く理解し、必要なときに活用ができるよう、地域包括支援センターを中心に、啓蒙活動、相談窓口の強化に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「在宅介護従事者への対応について」であります。

平成12年創設の介護保険制度におきましては、家族介護の困難さを背景に「介護の社会化」が提唱され、現在に至っておりますが、制度としての社会保障の仕組みが十分整った上においても、社会の基本単位である家族の役割の重要さは変わるものではないと考えております。

ご質問の「介護慰労金支給事業」は、国の制度として、介護保険制度と並行して家族介護者の慰労

を目的に創設されたものでありますが、本町におきましても、平成13年4月から在宅において、要介護度4、5の重度の介護を必要としている方の介護者に対し、精神的負担、経済的負担を軽減し、在宅介護の継続を目的に実施いたしているものであります。

1年以上にわたり在宅で生活し、介護保険のサービスの利用をしていないこと、世帯員全員が町民税非課税である方を対象に年間10万円を支給するものでありますが、現在までに平成14年度に1件の支給を行いました。

現状であります、要介護度4以上で在宅での生活をされている方は、現在70名いらっしゃいますが、すべての方が1年の間に何らかの在宅サービスを利用している状況にあります。

今後も、在宅生活を豊かに過ごしていただくため、保険者、ケアマネジャー、サービス担当者、そしてご家族がそれぞれの役割を理解した上で、介護を分担していけるよう連携していくことが必要であります、その結果として、家族での介護を選択された場合の制度として、この介護慰労金支給事業を継続し、在宅介護を支援してまいりたいと考えております。

次に、「寝たきり老人等手当事業について」であります、本町におきましては平成6年に「幕別町寝たきり老人、準寝たきり老人及び痴呆性老人見舞金支給要綱」を制定し、在宅において6カ月以上継続して介護をしている場合に、月額1万円を支給してまいりました。

前段申し上げましたように、介護保険制度の施行に伴い、制度の理念である「介護を社会全体で支える」という法の精神から、平成12年3月をもって廃止したところであり、再度、制度を導入する考えは持ち合わせておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

ご質問の3点目、「日常生活用具の給付事業導入について」であります。

この事業は、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯の方に対し、日常生活に必要な福祉用具を貸与または給付することにより、その生活の便宜を図り、高齢者の福祉の増進を目的といたしまして、当初、国の制度として実施いたしてまいりました。

現在は、電磁調理器の給付と老人用電話の貸与を行っておりますが、従来は、このほかに自動消火器、火災警報器の給付の合わせて4種目を対象としておりました。

平成18年度からは、国の三位一体改革により、一般財源化がなされましたが、それまで給付実績がなかった自動消火器、火災警報器の給付を対象外としたところあります。

近年の実績は、平成19年度が電磁調理器1件、平成20年度が電磁調理器1件、平成21年度が電磁調理器3件、老人用電話1件、平成22年度は電磁調理器1件と老人用電話1件となっております。

ご質問の4点目、「食の自立支援サービスの現状と今後について」であります。

平成12年の介護保険制度の施行に合わせ、対象者や事業内容を拡充し高齢者訪問給食サービスとしてスタートいたしましたが、現在の食の自立支援サービス事業は、食事の調理の困難なひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方に対しまして、栄養バランスのとれた食事を日曜日とお盆、お正月を除いて昼食と夕食を提供するとともに、安否確認の見守りを行っております。

本年度からは、調理と配送の役割分担を行い、1食当たりの調理代として460円を、配送料として120円を委託事業者へ支払い、利用される方からは400円をご負担いただいております。

平成22年度の利用実績で申し上げますと、実利用者数は100人、延べ配食数は1万1,371食、配食日数309日で、1日当たり約37食となっており、平成21年度の利用実績と比較して、実利用者数で7人増加しているものの、延べ配食数は約1,900食減少している状況にあります。

このようなことから、昨年8月に、給食サービスの利用者に対しまして、利用者の負担額、ご飯の量、おかずの味、品数など、利用状況に関するアンケート調査を行ったところ、全体的には、「満足されている」と判断できる結果を得たところあります。

配食数の減少につきましては、利用者の入れかわりの中で、1人当たりの希望食数が減少したこと、1日に2食利用していた方が利用を取りやめたり、1日に1食の利用者がふえたりといったことから、全体的な配食数も減少している傾向にあると思われれます。

また、現在のお弁当容器は、調理業者で用意いただいておりますが、保温・保冷がきかないこ

とから、今年度において、北海道の「地域づくり総合交付金」を活用し、保温・保冷が可能な耐熱性専用容器を購入する準備を進めており、より安全で温かい食事の提供を行うよう改善にも努めるとともに、今後も利用促進に向け努力をしてまいりたいと考えているところであります。

次に、ご質問の5点目、「老人クラブの加入の現状と今後の対策について」であります。

初めに、老人クラブの加入の状況であります。平成18年度は、44老人クラブで10月1日現在での65歳以上人口6,173人に対し3,172人の加入で加入率51.4%、平成22年度は、44老人クラブ、65歳以上人口6,812人に対し2,840人の加入で加入率41.7%、本年度は、44老人クラブで、3月末の65歳以上人口6,873人に対して2,751人の加入で加入率40.0%となっており、65歳以上の人口が増加している中、加入者、加入率ともに年々減少している状況となっております。

また、このような老人クラブへの加入状況の変化の要因といたしましては、農村地区においては、該当年齢に達した方のほぼ全員が地域の老人クラブに加入し、高齢や病気により活動ができなくなった段階で退会されるといった状況であります。市街地の老人クラブにおきましては、中途退会者の増加と該当年齢に達した方の新規加入が少なくなっているとお聞きいたしております。

特に、市街地の新規加入者の減少の背景には、近年は60代の方はもとより70代の方でも現役で活躍されている方がおられること、退職後転入された方などは、知り合いが少ないことから入会しづらいことなどが要因となっているものと思われまます。

次に、「今後の対策について」であります。

町といたしましては、老後を楽しく健康で過ごしていただくため、老人クラブへの加入促進に向け老人クラブ連合会を通じ、単位老人クラブに対しまして、活動費の支援と時代に合わせた新しい活動内容の取り組みなど研修事業の支援を行っているところであります。また、老人クラブのない公区もありますことから、今後とも新たな老人クラブの結成に向け、老人クラブ連合会とともに情報の提供や支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の6点目、「敬老会の廃止を含めた根本的な見直しについて」であります。

敬老会につきましては、これまでも多くの議員の皆さんからご質問をいただき、町といたしましても見直しについて検討を重ねてまいりました。

本町の敬老会は、昭和24年の第1回敬老会を始まりに、去る8日に開催いたしました敬老会で第62回を数えたところであります。

現在、敬老会は、招待する方の年齢の引き上げも行い、平成17年からは77歳以上の方を招待し開催いたしております。

出席者の状況を申し上げますと、現在のような幕別1会場での実施後では、平成15年の招待者2,157人に対し出席者1,031人、出席率47.8%をピークに、合併後の幕別地域と忠類地域の合算で申し上げますが、平成20年には招待者2,433人に対して出席者882人、出席率36.3%、平成22年は、招待者2,654人に対し出席者888人、出席率33.5%、本年は招待者2,866人に対し出席者944人、出席率32.9%と、出席率は減少傾向にあります。

招待者の増加に伴い出席者は、わずかながら増加を続けております。

今後の課題といたしましては、開催会場の収容人数の問題があります。幕別地域の会場として使用しております札内スポーツセンターの収容人数は、近年、車いす利用の参加者が増加しておりますことから、1,000人が限界と考えております。数年後には、招待者が一段と増加することが予測されるため、出席率が減少いたしましたとしても、平成25年度には出席者が1,026人と収容設定人数を超える見込みであります。

このことから同会場での開催が困難な状況になると予想しているところでありますが、これにかわる他の会場がないことから、幕別地域1会場での開催は非常に難しい状況であります。

また、近年の気象状況は9月に入りまして高温多湿の状況が見られ、当日、会場でお出しする料理の食品管理が難しい現状でもあります。

敬老会でお出しする料理につきましては、帯広保健所から調理や配ぜんなどについて指導を受け、

発注業者には調理の開始時間や搬入時間に注意を払っていただくようお願いをいたしておりますが、大多数の方が料理をお持ち帰りになりますことから、食品の保存状態にも大変心配いたしております。

これらの状況を踏まえ、地元の飲食店のご理解をいただいた上で、本年は食品衛生法の基準に合致した保冷車を持った業者に料理を発注したところであります。

また、対象者が77歳以上の方とさせていただいておりますことから、健康状態や身体の状況により、当初から参加できない方も多数おられるなど、不公平感を持っておられる方もいらっしゃるとう聞きいたしているところであります。

このようなことから、昨年来、老人クラブ連合会の役員の方々と協議の場を設けさせていただき、敬老会のあり方や開催方法につきまして、また、近隣市町村の状況などお話をさせていただき、本年7月の協議の場で「平成23年度の敬老会をもって廃止もやむなし」との合意をいただいたところでもあります。

今後、単位老人クラブの役員研修会などの場で、説明の機会を設けさせていただくとともに、あわせて今後予定されます公区長会議等でお話をさせていただき、町民の方々のご理解をいただきますように努めてまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 丁寧な答弁をありがとうございます。

私ごとですけれども、3期目に入りまして初めて民生常任委員の委員になりました。

そういうことで、福祉関係のことで、課題を共有していきたいというふうな思いで質問をさせていただきました。

最初に、徘徊高齢者等探索システムのことでありますけれども、過去3年間の実績が、平成20年4人、平成21年3人、平成22年5人となっております。これが多い数なのか少ない数なのかということがわからないのでありますけれども、町民周知につきまして、どのような形でされていらっしゃるのか、少し町民周知につきまして、その周知の仕方が行き届いていないのではないかとというふうに思うわけでありまして、まずその点をお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） あの町民周知といっても、これは限られた人が対象でありますから、当然のことながら介護の認定を受ける、あるいはマネジャーとの相談と、そういった中でご家族の皆さんにこういう機器を貸与していると、そういった意味での個別に周知はしている状況であります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） こういうその制度は非常に喜ばれる制度でありますから、広報等でも広く周知をしていただいて、そういう制度があるのだなということを町民に知っていただくことが、大切なことかなというふうに思います。

この加入料の5,000円と機器附属品の2,000円、月額500円と申しますのは、全国的にも妥当な金額であろうかと思えます。

これは、もともとは、もっと3倍以上のお金がかかるのだらうと思うのであります。補助をしていただいて、そういうふうな形になっているのだらうと思うのであります。事例で、標茶町なんかは一切無料でこのことが実施をされているということがあります。これがどの程度の無料なのか。その情報には、町民の負担は無料だというふうなことがうたわれてありますから、そのようなことも参考にされまして、利用料はいただくけれども、当町の加入料等につきましては無料にしていこうかというふうに、その対応にかかわっていらっしゃる方について優しい施策の形にしていこう必要があるのではないかと、こう思うわけでありまして、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 利用料の500円は、町が負担するというところでありますので、直接、個人の負担は全くありません。

個人が負担されるのは、何かがあって通報されて、業者の方が現地に来たときの費用ですとか、電話をかけた分のいわゆる通話料、この分を個人の方のご負担していただくということで、今言いましたように、加入料ですとか利用料については、町が全額負担するという内容であります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） わかりました。

次に、成年後見制度につきましてお伺いをいたしたいと思います。

町では、成年後見制度利用支援事業としまして、ひとつ踏み込んで申し立てに係る費用と成年後見人等の報酬の助成を実施していただいているということでもあります。

これもご答弁でいただいておりますけれども、やはりこうなかなかこう周知と申しますか、町民の近いところで、これが利用できるような形で受けとめることができないような、今、状況でなかろうかなと思うわけでありませう。

そういう意味で、できるだけこの制度が町民にこう利用しやすいような形の、そういう施策と申しますか、方向性を持つべきだろうと、こう思うわけでありませう。

特に、今、大変問題になっております年金生活のひとり暮らしのおばあちゃんが、訪問販売で必要もない高額な商品を買ってしまうと、そういうようなことがあって、これは後見制度によって、それを防止することができるだとか、高齢のために体が不自由で、要介護認定を受けているが、特に認知症ではない、出歩くのも大変なために現金の管理等が困難なので、かわりにお金を管理してくれる人が欲しいだとか、さまざまな形で高齢者から自分でできることができないことにつきまして、相談、要望が出されていることとありまして、どんなときに成年後見制度が利用できるかというふうな形で、たくさん事例が出されておる中から、2点ほどお話し申し上げたところであります。

例えば、品川区におきましては、安心3点セット。これは三つの、これは任意後見を社会福祉協議会にお願いをすることを町のほうで助成をしていく。あと緊急な入院時の入院の経手や費用について、それをかわってやる。あと、確実な遺言である公正証書の作成の支援をするだとか、こういうことで、多く必要とされるようなことにつきまして、これは区が支援をされているという状況もあります。

また、これは来年1月から3月まで、本別が国の市民後見推進事業ということ認定なりまして、60回から80回の時間のその講座が開催をされると。その新聞の内容では、他町村枠もありますよというふうなことが書かれてありました。

そういうふうなことで、申立人ということがありましたけれども、任意後見の場合はまだ自分がある程度判断できるときに申し込んでいける制度でありますから、そのようなことを利用しながら町のほうで、いわゆる町民に近い形で、利用できるような方策を持つべきだと思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、現在の後見人というのは、大半がいわゆる弁護士さんですとか、あるいはその社会福祉の資格を持った方、そういうところにほとんどが限られているということで、今回の介護保険の改善の中では、市民の中から後見人を出そうと、そのためのモデル事業が先ほどお話ししました本別町の事例であります。

きのうの新聞に帯広市なんかもそういう方向に進みたいというようなことですので、これは全国的にこれから広がっていくのだろうというふうに思います。

まずは、後見人となるべくいろんな研修を踏まえた中で、町としてもそういった方をふやし、そしてまた該当とされるような方との、ご家族等との話し合いの場をいろいろな形で持つて行くことが、後見人をさらにふやしていくことになるのだろうというふうに思いますので、他町村の状況や介護保険の今後の動きなんかを見ながら、町としても対応していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 特に悪質商法等によって被害が拡大をしないような形ででも、この制度の広く普及されることが大切であろうかと思っております。

次に、在宅介護従事者への対応についてということでありまして、介護慰労金支給事業の現状と今後についてということで、ご答弁いただきました。

平成14年度に1件の支給があったということで、ほぼご答弁のように、何かかにかの形で介護の保険を利用されていらっしゃるということで、これは国の制度で要介護4、5、そして介護保険を使っていないということが条件になるわけでありますから、それを恐らく緩和することはできないのであらうと思うわけであります。

そういうことで、今まで1件の利用しかなかったのだらうというふうに思うわけでありますが、ご答弁で、その次の寝たきり老人等手当事業の導入についてということで、これは廃止をされたというふうなことでありますけれども、介護慰労金支給事業が本当にハードルが高くて利用数が少ないというところで、それを緩和できないのであれば、町として優しい施策として、こういう制度を復活していく必要があるのではないかと。

これは、多くの自治体で、それ以後も継続をしてこの事業を推進されていらっしゃる自治体があることであります。湧別町なんかは、介護4、5につきましては年間2万円の補助をしていらっしゃるというふうなこともあります。

全国の自治体を調べてみましても、いろんな形がとられて、いわゆるその先ほど申しましたその事業がなかなか使えることができないということなので、それにかわるその事業ということで、例えばこの要介護4、5の方には5,000円だとか1、2、3の方には2,000円だとか。あと我が町でも、紙おむつの支給はされていらっしゃるけれども、介護用品支給事業というふうなことで、非課税世帯で60歳以上の方で要介護4、5には5,000円、そして要介護1、2、3、要支援1、2については2,000円を支給して、これは支給券というふうな形で紙おむつ、尿水パッド等をその介護にかかわる物についての助成をしていらっしゃるというその自治体がたくさん見受けられることであります。

私は、高齢者が多くなる中で、介護従事者に対しまして、そういうふうな優しい施策が必要ではなかろうかというふうな思いでおるわけでありますけれども、お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど答弁した中でもありますように、幕別町も古くから老人家庭寝たきり見舞金ですとか、いろんな制度で継続して、直接、家庭にお見舞金を支給してきた経緯はありますし、そういう制度も要綱も持っていました。

社会全体で介護を支えると、この精神が平成12年度の介護保険制度の根っこにあるということから、そういったことから、その一律的な金銭給付は本来この介護保険制度の中では合わないのではないかと、そういったことが今回の見直しの中で廃止をした要因、原因になっております。

これはいろいろなことがありましようし、もちろん支給されることが介護されている方にとっても喜ばしいことだというふうには思いますけれども、今の町の状況の中から、何とか介護保険の中で介護をされている方、介護を受けていただければというふうに思いますし、もともと先ほどありました介護の給付金10万円も、高い保険料を払っている、そんなに私は1回も介護の世話になっていない、だからそれではその方には10万円の支給をしましょうというところが根っこにあるものですから、現実には他の介護の制度を受けていらっしゃる方について、町が独自で新たな見舞金制度を設けることについては、今の段階では私どもはちょっと考えてはいないということでご理解いただければと思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 次に、日常生活用具の給付事業導入につきまして、電磁調理器給付につきましてはご答弁にありました。今、利用もしていただいているということでありまして。

これは年間1件から3件ぐらいの利用でありますけれども、その利用、補助の形なのでありますけれども、いわゆるプレートと、あとやかんとなべと、なべ二つですか、大体4点セットで、あれは特別なそれ用のなべ、やかんでないとだめなわけでありますから、それをそのセットで給付をして、そしてそのことによって利用率を上げているというふうな自治体のそういう報告があったのを見たことでありますけれども、その幕別町の現状はどのような形での給付になっておりますでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 日常生活用具につきましては、電磁調理器のみということで、やかん、なべ等については給付をしていないという状況でございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） プレートがありましても、専用のそれ用がないと使えないわけでありまして、限度額がありますので、限度額を超えたら負担をしていただくというふうなこともあろうかと思うのでありますが、そのできるだけ利用していただきやすい形にすれば、少しは利用率がふえて喜んでいただけるのではないのかというふうに思うことであります。

火災報知機の問題であります、これは廃止をされたということでありまして、平成 20 年度ぐらいに義務化をされて平成 23 年 6 月に完全義務化というふうな形で、その方向で進んでいたのだろうと、私は認識をしておるところであります。

今、そういう方向性でなっておりますけれども、そのいわゆる火災報知機につきましては、壁つけもあれば、天井つけもあれば、今、乾電池でできる、これは本当に住宅用のがなされております。そう高くないものでありまして、非常に使いやすい形になっております。

そういうその国の方針があるわけでありまして、これは高齢者にかかわらず全世帯に言えることなのでありますけれども、特にその高齢者につきまして、その火については日常心配していらっしゃるというようなことがあろうかと思ひまして、この火災報知機のいわゆる給付につきましては、今後ちょっとは考えていく必要はあろうかと思ひますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 確かに高齢者の皆さんにとっては、火災報知機、特に火事の問題については重要な問題であります。

火災報知機につきましては、幕別消防署のほうで老人家庭などを回っていただいてご指導をいただいているというお話も聞いております。

消防のほうとも十分その辺の状況、設置状況とかそのような状況についてもお話を聞いて、実態を確認してみたいというふうには思います。

ただ現状といたしましては、その当初利用がなかったというようなことで廃止をしてきたということとでございますので、その辺もご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11 番（芳滝 仁） 今まで申し上げてきました事業につきましては、なかなか町民の中でよく知っていらっしゃる人もおれば、知らない人もいるというようなことがあろうかと思うわけでありまして。

全般的に高齢者の施策につきまして、町民周知と申しますか、それを私は求めたいと思うわけでありまして。

火災報知機は高齢者にかかわらず義務化されていまして、北海道では 72%、全国平均が 71% だそうであります。我が町はどれくらいのパーセンテージなのかわかりませんが、特に高齢者につきましては、そういう考え方を将来持っていただきたいなと、こう申し上げておきたいと思うことであります。

次に、食の自立支援のサービスの現状と今後についてということでありまして、利用者が変わらないのだけれども、利用数が減っているという報告がありまして、1,900 食減少をしたというふうなご答弁がありました。

この辺につきましては、1 日 2 食を 1 食にされたかどうかというふうなことがあるのだらうと思ひますが、やはり 3 食とっていただくということがやっぱり健康上よかろうと思うわけでありまして、1,900 食も減っているということにつきましては、そういう意味でもう少し検証をしていく必要があるのではなかろうかと、こう思っております。

調理代が 460 円、これも妥当なのかというふうなこともあろうかと思ひますし、高齢者向けの食事をされるにつきまして、やっぱりお金もかかることでありますから、その辺のことも総合的にもう少

し検証をしていただきたいなと思います。

方向性はそういうふうにするわけでありませうけれども、この食の自立支援サービスの実施要綱のところ、事業の対象者は町に住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

60歳以上のひとり暮らしの高齢者、65歳以上の高齢者のみの世帯に属する者、3にその他必要と認められる者と、こうあります。

その他必要と認められる者につきまして、そういう支給をしていच्छゃったら、どういう場合に支給していच्छやるのだろうか、そういうこともあったのだろうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） その他必要な者につきましては、例えば、原則住民票上ご家族がいच्छゃっても、出稼ぎに行っている期間、そのご家族の方、高齢者の方に配食しているという実例がございます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） わかりました。

そういう高齢者の要望を聞いていただいて、小まめに対応をしていただければと思うわけですが、これは家庭内の問題で2世帯でいच्छやるのだけれども、全く交渉がないのだと。食べるのも別ならその生計も別なのだというふうなところで、食事も一緒にしていないというふうなことがあって、何とか利用させていただければというふうな要望を1人や2人でない方から聞かしていただいております。

これはいわゆる一緒にいच्छやる息子さんとか、そのご家族の了解を得なければならないだとか、その中の状況を調べなければならないというふうなことがあるのだらうと思ひますが、その辺、その他のところのその一つのとらえ方で、できるだけ優しい一つの対応というのもの、これからやっていく必要があるのではないのかと。さまざまな家庭事情があるわけでありまして、その辺につきまして、もう一度お伺いしたいと思ひます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私もおच्छやるように、優しく接することはできる限り期待にこたえることは当然だというふうに思ひます。

ただ、おच्छやられたように、そのことによって内輪もめがあるようでは、これはまた我々も困るものですから、当然お互いの理解をいただく中で制度をさらに推進していくことが大事だらうというふうには思ひます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 担当の係の人がよく話を聞いていただいて、信頼感の中で進めていただきたいということを申し上げたいと思ひます。

次に、老人クラブの加入の現状と今度の対策につきましてであります。

ご答弁にありましたように毎年100人、200人減になっている、加入率が、まあ加入者がという現状があります。これはさまざまな要因があつて、まだまだその検証する必要があるのだらうと思ひます。

私どもの公区におきましても、60代、70代で加入をされていない方が多くいच्छやるわけでありませうけれども、老人クラブに加入するのに抵抗感があるのか、いろんなことがあらうかと思ひます。

公区としての取り組みも、いろんな公区に私お伺いいたしまして、なかなか老人クラブをつくることのできないのだという、その公区長さんのお話も聞かせていただいております。

何ですか、もともとある広い老人クラブがあつて、それとのかかわりの問題だとか、いろいろなその状況で、なかなかその公区単位でつくることのできないのだというふうな話もあります。

そういう公区としての取り組みも必要なのでありませうけれども、ご答弁にありましたように新しい

活動につきまして、やっぱり老人クラブのあり方につきまして、町として一つの方向性と申しますか協議をしていく必要があるのではなからうかなと思うわけであります。

先ほどの高齢社会白書のところで、これからの高齢者は地域貢献ということが大事なのだと。そうということが地域のコミュニティであり、助け合いであり、高齢者として、いわゆるこういう老人クラブ活動だとか、そういう形で受けることができるというふうなことがたくさん事例が示されてあります。

地域ボランティア、私の町ではアダプトプログラムというふうなこともあります。そういうふうなことをいろんな形で老人会で提案をしていくとか、それに介護ボランティア制度ということも質問いたしましたけれども、いわゆるその老人ホームだとか、いわゆるグループホームにつきまして、いろんな形でそのかわりを持って交流を深めていくというふうな、そういうふうな活動であるとか、あと学校ボランティアというふうなこともされていらっしゃるとうところがあると聞いております。

そういうふうな、やはり地域に貢献しているというふうなことで、その老人クラブがその地域によって活動していくという方向が、これからの方向ではなからうかなと思うわけでありますが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどもお話ししましたように、私どもとしては、何とかその老人クラブに皆さん入っていただいて、元気に活動していただくことを何よりも期待するわけでありましてけれども、なかなかこっちでどうこうと、こうしてくれああしてくれと言えない部分も確かにありますし、特にうちの老人クラブ連合会は、全道でもトップクラスの、いわゆる自主運営をしております。

町や社会福祉協議会になるべく頼らないで、自分たちのことは自分たちでやろうと、大変意気込みでも頑張っているというふうな、ありがたいことだというふうなふうに思っております。

年にパークゴルフ大会が2回あったり、ゲートボール大会があったり、そのほか歌と踊りの「シルバーふれ愛まつり」があったり、いろんな活動もされておりますし、またリーダー研修会なんかこともしもこれからあるのしょうけれども、そういった意味でいろんな活動を通じながら、老人クラブの相互間の連携あるいは交流なんかも深められると思っております。

ですから、私どもも一応老人クラブに対する支援もいたしておりますけれども、どんな方法があるのか、おっしゃられるように社会貢献ももちろん大事なことだろうというふうなふうに思いますので、さらに連合会等の役員の方々とともに協議をしながら支援をしてまいりたいというふうなふうに思います。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○11番（芳滝 仁） 幅広い一つの老人クラブの活動のあり方について議論をしていただければなと思うことでもあります。

老人クラブのその活動につきましては、常日ごろ敬意を表させていただいているところであります。

最後に、敬老会の問題であります、さまざまに開催が困難になってきているというご答弁でありまして、どのようにすればいいのかというふうな形で、今、検討中であろうかと思うのでありますが、前年度の決算でも食糧費が255万1,458円、消耗費が6万9,305円、バス代が76万5,660円、合計338万6,423円。このほかに目に見えない経費がかかっているかと思うのです。

私は、敬老祝い金は存続をして、あと町が高齢者に敬意を表する、これは当然のことでありまして、その方々のご苦勞によりまして、私たちが今あるのだということは、それは大切なことでもありますから、一堂に集まって敬老会を開催する形よりも、違う形で予算をとりながら、その高齢者に敬意を表していく形を模索していく必要があるのではなからうかなと思っておりますが、最後にお願いしたいと思っております。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃられるように、大分1カ所でやることについてはいろいろ問題点がふえてきているということは、現実であります。

お話ありましたように、どんな方法がいいのか、地域ごとにやっていただけるのか、公区長さん、

公区の皆さんの協力は得られるのか。あるいは、これはよその町、音更町の事例なんかいきますと、うちでいう 80 歳と 88 歳の敬老祝い金をもらう方だけを招待して実施をするというような形をとられているところもありますし、地域ごとに開催をいただいて、そこへ協働のまちづくり支援事業ではありませんけれども、それらに類したような交付金を出していくというような方法、いろんなことも含めながら、大勢の皆さんの意見を聞きながら、これから検討してまいりたいというふうに思います。

○11 番（芳滝 仁） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、11 時 15 分まで休憩いたします。

11：04 休憩

11：15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、成田年雄議員の発言を許します。

成田年雄議員。

○14 番（成田年雄） 通告どおり質問します。

機構改革全般について伺います。

町政の機構改革推進について伺います。

幕別町最大のサービス産業、しかし無駄はないか、職員の適材適所の配置になっているのか、さらに人員についてパート、季節、正職員のすべての人数を伺います。

思うに、大きな組織がよいか、小さな組織がよいか、幕別町において管理職が多く部下が少ない。さらには機構の改革と言っているが、組織が拡大するとは見えない。

そこで見解を伺います。

これだけ人員がそろっている組織ですから、コンピューターの入れかえもしばらく先送りし、人員削減が先ではないか。

残業について町長の意見を伺います。

管理職、上司と部下、公務員法第 35 条に反することはないか。

さらには、教育委員会についても同じ質問をしますが、答弁書が来ていないので、後でゆっくり伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 成田議員のご質問にお答えいたします。

機構改革についてであります。

ご質問の 1 点目、「町の組織機構に無駄はないのか、適材適所の配置になっているかについて」であります。

本町では、これまで社会経済状況の変化に応じて無駄のない効率的な行政運営を行うために、不定期ではありますが、組織機構の見直しを実施してきたところであり、直近では平成 18 年 10 月に策定いたしました「第 3 次幕別町行政改革大綱」に沿って、地方分権の進展に伴い、多様化する行政需要に対応できる組織機構、行政システムの構築を図ることを目的に平成 20 年度に組織機構の再編を実施したところであります。

さらに、平成 21 年度には、国の医療制度改革に対応するため、町民課の一部組織の見直しを実施したところであります。

職員の適材適所の配置についてであります。職員の人事異動に際しましては、職員個々の経験や実績、さらには適性など、また、管理職職員以外は本人の人事異動の希望申告も参考にしながら配置を決めているところであります。ここ数年は退職者数よりも新規採用者数を少なく抑えている状況であるため、その都度、各課各係の配置人数の見直しについても検討してきており、限られた人員の中

で、効率的な行政サービスを住民の皆さんに提供できるような人事配置に努めているところであります。

ご質問の2点目、「職員数について」であります。

初めに、平成23年4月1日現在の職員数についてであります。正職員数が238人、常雇職員数が5人、臨時職員数が271人であり、そのうち教育委員会については、正職員が24人、常雇職員が2人、臨時職員が85人です。

平成20年3月に策定いたしました「幕別町定員適正化計画」におきましては、幕別町と忠類村における合併協議の結果を踏まえ、職員の新規採用者数は、退職者数の4割に抑える目標を設定したところであります。この計画に基づいて適正な定員管理に努めてきたところであります。

その結果、常雇職員を含む職員数は、合併直後の平成18年4月1日現在273人であったものが、平成23年4月1日には243人となり、30人の減となっております。

全国市町村の平均的な職員数を比較するために、総務省が示す「定員回帰指標」により、係数等が公表されている平成21年度について試算いたしますと、本町の普通会計部門職員数の指標は287人となるものであります。実人員は230人であり、指標に対しまして57人、率にすると19.9%少ないという状況にあります。

地方公共団体の行政運営につきましては、最少の職員数で最高の行政サービスを実施することが理想であると考えており、総務省の指標や人口規模などが似通った類似団体と比較いたしましても、本町は決して職員数が多いほうではないと考えております。

また、本町の管理職につきましては、正職員数の17.6%ですが、音更町が19.9%、芽室町と池田町が18.3%であり、近隣町村と比較いたしましても少ない現状であります。

今年度、第3次行政改革大綱推進計画の見直し作業を進めております。組織機構の見直しについても検討する予定ですが、社会経済状況の変化や多様化する住民ニーズを的確に把握し、すべての部署の事務事業について検証し、比較的規模の小さい部署や関連性のある部署などの統廃合も含め、無駄のないスリムで効率的な組織体制を構築するという方針を進めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の3点目、「残業について」であります。

時間外勤務、いわゆる残業につきましては、「公務のために臨時の必要がある場合、労働時間を延長し、または休日に労働させることができる」という労働基準法第33条第3項の規定に基づいて課長職が命令し、通常の勤務時間外に勤務するものであります。選挙事務や制度改正に伴う事務などの臨時的業務については、やむを得ないものと考えております。

また、地方公務員法第35条は、職務に専念する義務について定めているものであります。時間外勤務命令を受けた職員にも当然として職務専念義務が生じるものであります。

年間の残業時間及び金額の多い部署についてであります。町長部局において平成22年度の時間外勤務時間数で最も多かった部署は総務部総務課で、年間1人当たり平均592時間行っており、時間外勤務手当では1人当たり平均約126万9,000円支給しております。2番目は総務部税務課で340時間、金額61万5,000円、3番目は民生部福祉課で332時間、76万8,000円、4番目は経済部農業振興担当、農業振興公社であります。329時間、73万2,000円、5番目は忠類総合支所地域振興課で、259時間、48万2,000円です。

教育委員会におきましては、生涯学習課が320時間、70万5,000円、学校教育課が275時間、60万4,000円、学校給食センターが268時間、62万1,000円という状況であります。

時間外勤務が多い部署においては、職員の健康を害するおそれがあるものと憂慮しているところであります。これまで係内における事務分担の見直しや課内もしくは課を越えた協力体制の強化により対応してきたところで、町全体では、平成21年度の時間外勤務時間数が年間1人当たり平均236時間であったものが、平成22年度には205時間となり、時間にして31時間、率にして13.1%減ったところであります。

今後も、時間外勤務縮減のための取り組みに努めるとともに、組織機構の見直し作業の際には、時間外勤務の縮減といった観点からも、検討を進めるなど意を用いてまいりたいと考えております。

以上で、成田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 再質問いたします。

町の行政改革の基本方針については、幕別町行政改革大綱に基づき、簡素で効率的な行政の実現を図るとともに、地方分権社会に対応した町民協働の行政経営基盤を構築することを目的として、町の方針に基づき、組織や制度の見直しに計画的に取り組んでいると思うが、基本方針の項目として広報広聴のあり方、政策の企画調整のあり方、財政運営のあり方、組織機構のあり方、人事管理や人材育成のあり方、部局運営のあり方、職員のあり方など、方針を実現するために取り組むべき課題が定められていると思うが、以下について伺います。

まず組織機構のあり方について伺います。

近年の社会情勢の劇的な変化に対応するため、迅速かつ効率的な行政経営への移行を図るものとして、必要な制度の整備と組織の全体の進め方について、どのような考えを持っているか伺います。お願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、行政組織はいろんな社会経済情勢の変化によって変わっていくことになると思います。

一時的に、例えば、産業、建設、特にバブルの時期には建設部あたり、いわゆる土木ですとか都市計画の事業が職員何ぼ置いても足りないぐらい忙しい時期があった。

それが一段落しますと、今度は先ほども言いましたように介護保険ができたり、保健福祉制度が大きく変わったりということで、福祉サイドへこうシフトをして行く。

あるいはそのほかにも、いろんな制度改正に伴っての新たな仕事がふえてくる。そういったことを含みながら私どもは適材適所の人員配置、そして組織機構をこれからも考えていかなければならないのだろうというふうに思っています。

私ども一番主眼としているのは、時間外はある程度必要であっても、一つのところに集中的に時間外があって、ほかが時間外がないというような、いわゆるアンバランス的な時間外が一番問題である。一番忙しい主眼となるところに、いろんな組織のあり方を集中していくということが大事であろうというふうにも思っています。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 今、町長、もう一点だけ聞きたいのだけれども、今の職員の適材適所の配置についてであります。初期の人事異動に際しては、管理職以外を本人の人事異動の希望申告を参考にしながら配置を決めていくということになると、これ、上からの命令ではなくて、本人が行きたいところに行けるという話ですか、これは。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 希望申告ですから、本人にしてみれば、私はそこへ行きたいという希望を出したのだから、そうあってほしいというふうには思うのでしようけれども、現実にはなかなかそうはならないと思います。

一つの部署に3人から希望があったから、だれか1人を選ぶか、あるいは自分がそこへ行きたくても、今いる職員がまだそこへ変わって1年もない者を、ほかへ動かしてかわりの者をやれるか。これはいろんな問題はありますけれども、本人がどういったことを希望しているかということを掌握するといえますか、確認するというこの意味では毎年希望をとっております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 今の話ですけれども、町長は厳しい人だから、そんなことはないと思うのですけれども。

さらに次に移りまして、人事管理や人材育成のあり方について伺います。

少数精鋭のスリムな行政経営の移行を図るため、職員全体の意欲の向上と計画的な人材育成に積極的に取り組むとともに、事業量に応じた人員配置の体制強化を図る必要がある。

人事管理は、残業を減らす意味からも部局のグループ制の導入を図り、不特定の間人がどの職場に異動しても残業をつくる体質を未然に防止することも含め、適正な配置計画をする必要があると考えるが、具体的にどのような考えがあるか。繰り返しになりますが。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） もちろん、適材適所の人員配置と、いわゆる職員個々が意欲を持って仕事に取り組む、そのことが大事だろうというふうに思います。

そういう意味では私どもの町は、他町村に比べても研修なんかはかなりの部分で私は充実しているのだなというふうに思っております。

自治大学を初め、北海道への派遣も含め、いろんな面で職員を研修に出さしていると言ったらちょっと語弊がありますが、研修に励んでいただいている状況であります。そういった意味で、これからもやっぱり研修というのは、これは大事にしていかなければならない部分だというふうに思います。

もう一つ今グループ制の話ができましたけれども、一時グループ制、うちの町で言えばまだ企画室あたりはグループ制になっているわけですが、一時のようにどこの町村もグループ、グループといったのは、やってみると意外と効率が上がってないというようなことで、今ほとんどグループ制の見直しをされて、もとの縦割りの行政組織になってきているのが現状であります。

もちろん部署によっては、グループ制がいいというところもあるのだろうというふうに思いますけれども、それらも含めて今回の機構の見直しの中で、十分検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） まあ、大体わかりました。

3 番目、次に職員のあり方について伺います。

少数精鋭のスリムな行政経営を目指す観点から、これからの職員のあり方として、何を重視し、人材育成プランの作成やコーチングを実施する考えがあるか、考えを伺います。

一つ、町民第一主義、二つ、当事者意識、3 番目として現場の気づきの重視、4 番目、業務効率の追求、5 番目として向上心など、それについて伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 職員のあり方ですけれども、先ほども言いましたように、別に職員数が多いわけではありませんけれども、かといって職員数が少ないから仕事に影響が出ているだとか、住民サービスが悪いということではもちろんないわけですので、これからは、今、何点か向上心ですとか、町民第一主義だとかと言われましたけれども、私は、今、言われたことすべてがやはり大事なことになるだろうというふうに思います。

それらの気持ちを、職員一人一人がちゃんと自分自身受けとめながら仕事の中に生かしていくことが大事だろうというふうに思いますし、そのために先ほど来申し上げた研修等も含めながら、職員の皆さんの意識の向上に当たっていききたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14 番（成田年雄） 今、これ五つ挙げたのですけれども、どうも幕別町、若手というか、その管理職にしても、何か締まりがない。そういう部分では、私は町長の職員の教育というのが必要ではないかなと。

それで、憲法 15 条に言わせれば、すべての公務員は、全体の奉仕者であると。こういうことを忘れて人方がいるのではないかな。小さな組織で大きな仕事、これが理想ではないかと思うが、人員配置は、今、町長が言ってくれたから。

またコンピューター入れかえについても、まだまだ何か考える余地があるのではないかな。こんなに残業が多いのに、コンピューターを入れたからといって、人員削減になってないのではないのかなと思っているのですよ。その辺は町長どういうふうに思いますか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 職員を管理、監督する立場からで、私のほうから発言をさせていただきますけれども、もちろん成田議員のおっしゃるとおり、まず何が大事なのか、職員、公務員としての心構えというものを、私のほうからも職員に伝えていきたいというふうに思っております。

それと、コンピューターの導入に関しましては、現状使っているコンピューターが、来年度以降サポートされなくなるという問題点もありまして、その後、万が一故障が起きると、もうそのまま使えなくなってしまうという状況も考えられております。

そういった状況も踏まえて、現在のコンピューターを入れかえようとするものでありますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思っております。

あとコンピューター導入、もう既に幕別町としては20年以上たつわけですけれども、コンピューター導入して、まず一番の利点というのは職員を減らすとかではなくて、職員の事務量を減らす。これ事務量、明らかに減っております。もちろん手計算でやってきたものを、コンピューターでやるわけですから減っておりますし、例えば住民票ですとか、戸籍の発行ですとか、そういった住民サービスの面でもコンピューターを導入したことによって、時間が短縮されたり、サービスが向上したりという面もあるかというふうに考えておりますので、あわせてご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） コンピューター入れかえにはいろいろな諸事情があるのはわかりました。けれども、人員というのかな、職員の原因というのか、その増減には何のあれもないのかなという部分で、それはどうしても必要なものは入れなければいけないし。

そこでまた、残業問題について再度伺いますが、これ職員間のうわさですが、残業について前任者が年数時間、数十時間、現職員が配置になると年数百時間。管理職は何を見ていたのかと言いたいですね。

一般的に上司が部下に対して、常々その場でメールを行っているのがいるのか、連絡などのような方法でとられているのか伺いたい。なれ合い的な感覚のもとに仕事されてはかなわない。管理職は部下の勤務規定について、どこまで把握しているのか伺います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 私どもとしては、今、成田議員がおっしゃられた職員間のうわさということでありますけれども、もしそういうことがあっては万が一ならないわけでありまして、後ほど、それぞれの各課に対して、私どものほうで調査をさせていただきたいというふうには思っております。

ただ、時間外勤務そのものを、課長職が命令することになっておりますので、命令のあり方、あるいは職員の時間外の把握の仕方については、今後さらに検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） そこで、私はちょっとこれここに出ていますよね、これね。一番残業している人の時間と金額と、一番してない人の時間と金額、庁舎合計の残業の金額というかな、そういうのをちょっと私だけでいいですから教えてください。

さきにも述べたのですが、残業の趣旨、部局運営について、残業の趣旨に反していないのですか。まさに血税というか町税を食い物にしているとしか思えない。我々には人員が足りない、コンピューターが必要、自分たちが楽をしようとするばかり。なぜ何百時間も残業したりさせたり、職員も含めて管理職の能力のなさ。

大阪府知事が代表を務める維新の会、公務員のリストラ条例を検討中と言っているが、幕別町も検

討してはよいのではないか。不適正な職員、管理職については、こういった処分の対象になるのか、さらには降格もあり得るのか、伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 管理職が管理職としての働きができるように、これは当然私どもも指導はしていかなければならないだろうし、管理職自身も自覚をしていかなければならない問題だろうというふうに思いますけれども、今ある規定の中で管理職を降格させるとか、あるいは職員を解雇するとか、そういったことを私どもは別に考えているわけではありませんし、これからも住民のために皆さんのために働けるような、そしてよりよい職場づくり、環境づくりの中で仕事ができるように努力していくことが大事なのだろうというふうに思っております。

ただ毎回言われるのですけれども、時間外がこれ多くなって大変ご迷惑をかけているという面はあるのでしょけれども、時間外も、例えば1年間の勤務時間プラス夜だとか土日に出てきて時間外をする。その部分がそれに上積みされる。ところが代休もあるのですね。やった分は減らない。だから、日曜日に出てきて7時間残業やれば、残業7時間。ところが月曜日に代休で休んだら、その7時間が減るかといったら、それは減らない。あくまでも残業した時間は7時間。

手当もそれでは、7時間の手当で休みがもらえるのかといったら、そのうち手当も7時間の手当は当たらない。25%引きとしか上がらない。ですから、数字ですから時間外した時間というのは、全部こう積み上がっていくのですけれども、休んだ分は、それは引かないし、時間外手当もどんどんふえていくというようなことはあるので、先ほど言ったように一人の人が何十時間、何百時間もやって、健康を害さないように、なるべくこう休めるものは休んでほしいというようなことは、これからも続けていかなければならないし、もちろんできる限り時間外を減らしていくことに我々も努力していかなければならないというふうには思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 健康がどうのこうのと町長が言われましたけれども、昼間休んでいけば健康に害ないぐらい残業ができるのではないかなど。

労基法第33条や、公務員法第35条の上司の指導管理、専念義務に反するのではないかと思うのですが、これについても処分の対象になるかならないか伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 地方公務員法の第35条、職務専念義務ですから、これを怠れば当然、処分の対象になるわけでありましてけれども、残業するわけですから、ほかで遊んでいて残業手当もらうなんていうことは、まずあり得ない。仕事があつて残業するのだというふうに思っていますから、当然、職務専念義務範囲の中で頑張っているのだろうと。

だれだって1時間でも早く終わって帰りたいという思いは、きっとあるのだろうと思いますけれども、その中で仕事もやらなければならないというところが、残業につながるとは思いますけれども、そういったことも含めて、繰り返しになりますけれども、少しでも残業が減るように努力をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） わかります。ただ残業、一日でも早く帰りたいという、そういった職員はいないのではないかなと思いますけれども、1時間でも多く机に座っていたいなと、そういう感覚かなと思うのですが、町長、これは早急に見直しというかな、皆さん庁舎内で検討してもらいたいなと思います。

それで次に、町長には耳の痛い話ですが、町長の通勤について伺います。

住民の話題の一つなのですが、町長さんの運転は人件費抑制、嘱託職員や臨時職員などを充てる自治体がふえてきている。町長車は危機管理の面の必要性や要人が乗っていることを示す意味と、移動中でも打ち合わせや事務処理ができる移動執務室的な機能や役割を果たしていると思います。また、頑丈で安全性が高く、安心できることから、町長車の是非も含め採用していると考えているが、通勤につ

いて当然公務扱いになるのではないとか考える。

町長公宅を廃止し、個人住宅から役場までの通勤については、移動上の危機管理、移動執務室の機能はもとより、一番重要な安全・安心性を最優先、優先を強調するのであれば、町長車の通勤が必要不可欠になるのではないかと思うが、町長就任時においては、町長車で通勤していたと記憶しているが、なぜ長年にわたり一職員の車に便乗するような通勤体制を堅持しているのか、考えを伺いたい。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私は通勤、一番いいのは、それは自動車かバスで通うのが一番いいのかもしれませんが、職員が役場に行く、それに便乗して今日までずっと来ているわけでありまして。

もちろん、公用車を使うなんて考えは初めから持ってはおりませんが、そういったことで、その職員に対しても迷惑がかかったり、住民の皆さんから、そういう批判があるということであれば、考えなければならぬのかという思いはしますけれども、私自身はそのこと自体が決して悪いことだというふうには思っていないわけですが、そうかといって逆に自分が運転して通うことがいいのか、そうすると、どちらかというとな非効率的になるのではないかなというふうにも実は思っております。

そしてまた公用車のあり方は、これはいろんな場面でご意見いただいておりますけれども、私は今の段階では必要性があるのではないかというふうに思っております。

特に私は合併して忠類までこれ何回も往復したり執務もあるわけですから、そういった意味で1回1回タクシーを使うこともだめだということは言えませんが、効率的に時間を活用するというような意味では、公用車があることがなおいのかなというふうな思いではあります。

○議長（古川 稔） 成田議員。

○14番（成田年雄） 町長、これね、公用車を随分使ってくださいよ。そうでなかったら、これね、職員間のあれも、何か、余り言いたくないのだけれども、あいつかわいいとかかわくないとか、そんなような発想も生まれくるような感じがするのですよ。だから、努めて公用車を使うようお願いいたします。

次に、町職員の共稼ぎについて伺います。

（通告がないの声あり）

○議長（古川 稔） 質問のあのあれ。

○14番（成田年雄） いやこれは、行政機構改革の推進だから。何、共稼ぎについて何がだめなのか、これ。

○議長（古川 稔） 余り関係ないように思うのですが、個人同士のあれだから。

○14番（成田年雄） 個人ではないですよ、機構を改革しなさいって言っているのですよ。

○議長（古川 稔） いや機構改革に夫婦という問題はならない、関係ないのではないですか。

○14番（成田年雄） 町職員ですよ、どうなのですか、これ。

（発言の声あり）

○14番（成田年雄） あんたら、いつも関係ない関係ないって言って差しとめるから。

（発言の声あり）

○議長（古川 稔） ちょっと傍聴席の方、ちょっとやめてください。

（休憩の声あり）

○議長（古川 稔） はい、暫時休憩いたします。

11：48 休憩

11：52 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

成田議員

○14 番（成田年雄） 何か私の質問事項が議長によってとめられたようなので、私はこれで終わりますが、再度また、教育委員会並びに町長には質問しますので、よろしくをお願いします。

○議長（古川 稔） 以上で、成田議員の質問を終わります。

この際、13 時まで休憩いたします。

11：53 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

初めに申し上げます。先ほどの成田議員の一般質問の中で、議長からとめられて質問を終る旨の発言がございましたが、一般質問の通告事項に含まれない範囲に質問が及んだため、その部分についての質問を控えさせていただいたということでもありますので、誤解のないようにしていただきたいと思えます。

次に、小島智恵議員の発言を許します。

小島智恵議員。

○5 番（小島智恵） 通告に従いまして、質問させていただきます。

道東自動車道の開通と地域振興策や観光について。

今年の 10 月 29 日には、待望の「道東自動車道」の全面供用が始まると報じられている。この開通により札幌一帯広間の所要時間は、これまでよりも約 30 分短縮され 3 時間余りと言われている。

こうした利便性の向上に伴い、十勝管内の交通機関はもとより十勝川温泉などの観光施設では行政と一体となり集客対策に知恵を絞っているとお聞きしている。

ついては、我が町もこれを契機に地域振興や観光に施策を打っていく必要があるのではと考え、以下の 5 点についてお伺いたします。

1 点目、道東自動車道開通を目前にして、どのような具体的な施策や考え方をしているのか、見解をお伺いします。

2 点目、国道 38 号線沿いの「道の駅」建設については、先日、商工会が断念したとの新聞報道がなされたが、その経緯や町としては今後どう考えているか見解をお伺いします。

3 点目、パークゴルフの発祥地、豊かな自然、安全・安心な農作物と豊富な食材、農業が基幹産業、美肌の湯で名高いモール温泉と施設設備等々の資源を融合させた観光産業の創出が必要と考えるが、その見解をお伺いします。

4 点目、清水町では、ご当地グルメ「牛玉井」を開発し、官民一体となり全国 PR や消費拡大に取り組み、地域振興に一定の成果を上げていると聞いている。本町も農作物に付加価値を加える観点から商品開発や加工、幕別ブランドの確立に向けて取り組んではと考えますが見解をお伺いします。

5 点目、本町出身のスポーツ選手が全日本の大会や世界のひのき舞台で活躍するなど町民にとってはうれしい限りであります。

ついては、地域を元気にするため、「スポーツ振興やイベント開催」などの新たな取り組みも有効と考えますが、その見解をお伺いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からはご質問の 1 点目から 4 点目までにつきまして答弁させていただきます。

「道東自動車道の開通と地域振興策や観光について」であります。

本年 10 月 29 日に、道東自動車道の夕張一占冠間が開通することに伴い、十勝と札幌・道央圏が高速道路により結ばれ、十勝へのアクセス向上や関心が高まることが見込まれており、多くの観光客が訪れ、地域経済の活性化に結びつけていくことが期待されております。

十勝管内におきましては、道東道の開通が地域発展の契機ととらえ、昨年3月に行政機関や商工観光関係団体で組織する「オール十勝連携会議」が、7月には19市町村で組織する「とかちの魅力発信プロジェクト推進協議会」が相次いで発足し、十勝地域が一体となって観光客を誘致する体制が構築され、23年1月から24年12月まで、「とかち魅力発信キャンペーン」を展開し、各種イベントや広報活動などに取り組んでいくこととされております。

ご質問の1点目、「道東道開通を目前とした具体的な施策や考え方について」と3点目の「観光資源を融合させた観光産業の創出」についてであります。関連がありますので、あわせてお答えをさせていただきます。

観光は、農林業、商業などさまざまな分野に関連するすそ野の広い産業であり、地域経済の活性化など地域の発展に結びつく重要な産業であると認識いたしております。

本町の観光振興につきましては、観光パンフレットやホームページを通じた観光案内や、夏フェスタを初めとする各種イベントの企画、運営など、幅広い分野にわたって、幕別町観光物産協会などと連携を図りながら取り組んできたところであります。

本年7月には、十勝総合振興局の「とかちの魅力つたえ隊」を活用し、札幌駅前通地下歩行空間において、「まくべつ夏フェスタ2011」の開催チラシを配布したほか、「とかち魅力発信キャンペーン」の中核事業として、9月16日から20日までの5日間、札幌市の大通公園で開催される「さっぽろオータムフェスト2011」において設置される、「とかちの魅力グルメストリート」に、幕別ブースを出展することとしており、こうした札幌などで開催されるイベントなどを通じ、幕別町観光物産協会はもとより、十勝観光連盟や管内の市町村と連携を図りながら札幌・道央圏の方々に、幕別町の観光情報の発信など、そのPRに努めているところであります。

道東道は秋に全線開通いたしますが、この開通が本町の新たな観光振興のスタートと位置づけ、観光振興担当の職員を2名配置したところであります。

来年度以降、札幌・道央圏からの自家用車で来訪するファミリー層など、少人数の観光客の増加が見込まれておりますことから、このような観光客の方々を誘引し、通過型から体験型、滞在型観光に転換していくことを目指し、本町が有する美しい農村景観、温泉、パークゴルフ、農作物の収穫、搾乳、チーズづくり、ソーセージづくり、そば打ち体験などの観光資源の洗い出しを行い、受け皿となる方々と調整を進め、グリーン・ツーリズムを取り入れた魅力的な観光ルートを設定し、これを旅行会社や町内のホテルなどに提案するとともに、札幌・道央圏を中心に広く情報発信することにより、観光振興の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

試験的な取り組みといたしまして、この秋に、札幌・道央圏のファミリー層など少人数のグループの方々を対象としまして、本町の魅力ある体験型の観光資源と宿泊施設を組み合わせ、バスで周遊する体験モニターツアーを、企画会社を通じて旅行会社に提案しているところであります。このモニターツアーに参加された方々の感想や意見を、前段申し上げました本町の有する観光資源を結ぶ体験型、滞在型の観光ルートの設定に生かしてまいりたいと考えております。

また、とりわけ実現性の高い、農家民泊による生活体験を中心とした修学旅行生の受け入れにつきまして、本年度、古舞と忠類でそれぞれ1戸、受け入れを行っており、その他に、数軒の農業者に実施の希望があるとお聞きいたしております。

この修学旅行生の受け入れは、十勝管内を初め道内で取り組まれており、農業者との交流を通して、食の大切さや生産者の思いを伝え、将来の幕別へのリピーターづくりにつながることを期待できますことから、受け入れ先となる農家の方々のご理解をいただきながら、実現に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「国道38号線沿い道の駅の建設について」であります。

道の駅設置にかかわる経過につきましては、平成17年に観光物産協会、商工会、JA幕別町、JA札内の実務者レベルによる勉強会が立ち上げられ、道の駅の先進地視察や調査研究が行われ、平成19年5月に、観光物産協会から設置要望書が町に提出されました。

これを受け、町といたしましては、運営主体の明確化、地域商店や直売所との調整、事業展開を見据えた試験販売の実施など整理すべき課題と試験販売への協力などについて回答をさせていただいたところであります。

平成 20 年には、観光物産協会から引き継いだ商工会におきまして、アンケートの実施、推進組織の立ち上げを行い、昨年、スマイルパーク北側で試験販売が実施されました。

本年度は、昨年度実施された試験販売が、8 月から 10 月までの 29 日間と短期間であったことや、設置場所が国道から離れた公園の利便施設的な要素が強かったことを踏まえ、商工会、観光物産協会、町の三者で「道の駅実験店舗計画策定協議会」を設置し、ことし 1 年かけて、道の駅設置に向けた実験店舗のあり方について検討することとしておりましたが、去る 7 月 6 日に開催された第 3 回目の協議会において、「道の駅」の設置を断念するとの結論に至り、これを受け、商工会においては、8 月 25 日に開催された理事会で協議結果が承認されたとのことであります。

断念の理由といたしましては、当初計画から 6 年が経過し、その当時 38 号線沿いになかった「浦幌の道の駅」や「豊頃物産販売所」が開設され、立ち寄り率の低下が懸念されることや、農協独自の直売所が開設され、全面的な協力を得ることが難しくなったことなど、新たな道の駅の設置に向けた状況が大きく変化したこと、また昨年実施した試験販売において、販売主体の明確化や収益性の確保が見出せなかったことなどが挙げられております。

町といたしましては、「道の駅」は、本来の機能であります道路や地域の情報発信、休憩所、トイレの設置など、国道利用者に対する利便施設であることに加え、地域経済の活性化に寄与するものであること、民営によるものであること、採算性が確保されるものであることと認識いたしておりますので、これら課題がクリアされない限り、道の駅の設置は難しいものと考えているところであります。

ご質問の 4 点目、「農産物の商品開発や幕別ブランドの確立について」であります。

十勝管内、道内におきましては、食を観光資源として、地場の食材にこだわった企画開発型のご当地グルメや飲食店自慢のメニューをメガ盛りにするキャンペーンなど、特色ある取り組みが進められております。

また、加工品に限らず、「十勝川西長いも」や「鶴川ししゃも」などのように、全国的な知名度がありながら、地域団体商標の登録など、さらにブランドの確立に力を注いでいるケースも見受けられます。

本町におきましても、長芋、ユリ根、レタスなどの農産物は、市場の高い評価を得て、全国的に流通されており、今後さらに発展する可能性がありますことや、チーズやしょうちゅうなど、地場の農畜産物を活用した加工品につきましても、道内はもとより、全国的に見ても、十分な魅力を持ち合わせているものと認識いたしております。

また、忠類地域の飲食店グループが、昨年 9 月、ホテルアルコ 236 前におきまして、忠類特産のユリ根入りカレー 8 種類と道の駅特製デザートを販売するイベントを開催し、多くの方々の来場を得て、にぎわいがありましたことや、地域にちなんだ新たなメニューづくりにも取り組んでいるとお聞きいたしており、こうした取り組みが関係者の熱意と連携により、ご当地グルメや幕別ブランドといった地域ブランドの発展に育っていくことや全町的に波及していくことを期待いたしております。

農畜産物を活用した商品開発やブランド化につきましても、これらを生産、製造する事業者に負うところが大きく、町といたしましては、試験研究の過程における先進事例の紹介、町の「特産品研究開発事業補助金」や農林水産省の 6 次産業化にかかわる支援制度活用の PR、また、販売の過程におけるさまざまな広報媒体を通じた PR 活動など、観光物産協会と連携して、でき得る範囲の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 小島議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の 5 点目、「地域を元気にするためのスポーツ振興やイベント開催などの新たな取り組みにつ

いて」であります。

このたび、韓国で開催された世界陸上 2011 テグ大会に参加した多くのアスリートたちが、必死に競い合う姿をテレビで見るたびに、ひとしく応援したいという熱い気持ちと大きな感動を覚えたものであります。

特に、幕別町出身の福島千里さんがなし遂げた、国際陸上競技大会女子 100 メートルで、79 年ぶりの準決勝進出となったほか、女子 200 メートルでも日本人初の準決勝進出という快挙は、町民はもとより日本じゅうの多くの方々にも、どれだけ多くの感動と夢と希望を与えたのか、はかり知れません。来るべきロンドン・オリンピックに向けて、さらなる飛躍を町民の方々とともに期待したいと思えます。

本年 6 月に、従来までの「スポーツ振興法」にかわり、新たな「スポーツ基本法」が成立いたしました。

「スポーツを生かした地域再生」「優秀なスポーツ選手の育成支援」「国、地方公共団体のスポーツクラブの活動支援」などが骨子とされたものであります。

このスポーツ基本法の目的を具現化するため、「スポーツコミュニティの形成促進事業」が文部科学省の主催事業として実施されることとなり、去る 7 月に NPO 法人幕別札内スポーツクラブが、委託先クラブとして認定されたところであります。同クラブは「拠点クラブ」として、全国 19 カ所のうち北海道からただ一つ認定されたものであり、福島千里さん、山本幸平さん、高木美帆さんなど幕別出身者に限らず、サッカー、バスケットボールなどの各種競技で登録された 33 名の一流選手を講師として招き、指導を行っていただけることも可能となりました。

これら教室やイベント開催が実現いたしますと、本町のスポーツ振興はもとより、町外からの来場者の増加も見込めることとなり、地域活性化にも大きく寄与するものと期待しているところであります。

いずれにいたしましても、スポーツは人間の可能性の極限を追求する営みであり、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、スポーツへの関心を高め、人に夢や感動を与えるなど、活力ある社会の形成にも貢献するものであります。

このようなことから、教育委員会といたしましても、今後も大いに支援をしていくべきものと考えているところであります。

以上で、小島議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5 番（小島智恵） 1 点目と 3 点目につきましては、ことし 6 月から観光振興担当という新たな部署もつくられたということで、職員さんも 2 名配置されたということで、本当に新たな試み、取り組みが計画され、これから頑張ろうという姿勢が見られておりますので、今後のご活躍に期待いたしたいと思えます。

2 点目の道の駅についてですけれども、スマイルパーク北側で試験販売を行ったということで、国道から離れた場所で、場所的にすごく目につかない場所であり案内板もないということで、地元の人でもわかりづらい場所でありましたし、どうしてこのような立地条件の悪い場所に、プレハブのような建物だったと思うのですけれども、立地条件の悪い場所に建てられたのか理由をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） これは、事業主体は商工会でありますので、私の立場でお答えするのが正しいかどうかということとはございますけれども、今まで聞いている範囲内でお話しさせていただきますと、昨年、本当であれば早い時期から実験的店舗を開設したかったということでありましたけれども、なかなか出店者が決まらずにどんどん延びていった。そういう短期間の中で、ある程度収益性を確保できるとするならば、日ごろからパークゴルフで訪れるお客さんがたくさんいる、昨年実施したあの場所が一番よかろうというような経過があって、何点か場所が先行したようでありますけれども、結果的には公園利用者の利用というものを主に置いて、あの場所に決めたということでございます。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） もともと道の駅の試験的な取り組みということでしたので、やはり場所は国道沿いが望ましかったなど。

ターゲットが、パークゴルフをされている方とか公園で散策されている方とか、そういう方に、すごい狭い範囲で考えられているのがすごく残念にちょっと思いました。

あと農協独自の直売所が開設され、全面的な協力を得ることが難しくなったという答弁いただいたのですけれども、これは国道沿いにありますトマトハウスとか、まるみ食品さんに、道の駅の構想をお伝えして協力を得られなかったということで、よろしかったですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 答弁で申し上げましたように、最初は道の駅の設置にかかわっては、両農協、幕別町農協、札内農協そして商工会、行政も入って道の駅に取り組もうということだったのですけれども、ご案内のように札内は札内の農協店舗で直売所を設けて毎週土日でしょいか、実施をしている。

幕別町農協は、それらには参加はしないですけれども、今言った民間のお店が出てきた。そういうことで、なかなか農協から直接その道の駅設置にかかわっての協力を得ることが難しくなったというようなお話があって、その断念した理由の一つとして、そういう経過があるということでもあります。

それともう一つ、先ほど、後ろのほうで、北のほうで直売所をやったのではないかと、試験的にやったということですが、ことしも最初は国道沿いでやる場合には、例えば水の施設をどうするのだとか、いろんな課題もあったものですから、なかなかすんなりは決まらなかったのですけれども、ことしは国道に面したところで試験的な販売をやっていたのかなという構想は、最初持っていたようではありますが、いろんな事情で断念したという経緯はあるようでもあります。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

商工会や農協さん、農業関係者等から協力がないとやはり設置できないのかなというふうに理解いたしました。

ただ、今後町民からもまた道の駅を設置してほしいといった要望が上がってくるかもしれませんので、今後もいろんな協力を求めていくという姿勢は緩めないように持ち続けていただければ、大変ありがたいと思います。

それで、道の駅となると、すごく箱物となりトイレ等の設備も必要ということで、設置するのにお金がかかったりするとは思いますが、少し敷居を下げた形で、例えば直売所のような形にするとか、例えば芽室のファーマーズマーケット愛菜屋だとか、豊頃の直売所といった形で、道の駅という形にこだわらず、直売所的な形で小さなところから大きなものに、方法に持って行くという形もあると思うので、お考えいただければと思います。

4点目のところですけれども、商品開発やブランド化については生産製造する事業者を負うところが大きいということでご答弁いただきましたが、町としては、その事業者があくまで主体で、町は事業者をバックアップ、支援する形でしかできないものなのか。町が先頭に立って、町が主体となっていくといった商品開発、ブランド化に現実的に取り組むことは不可能なのかということをお聞きしたいのですけれども。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、町は全く知らないというではもちろんありませんし、町が積極的に参画していく、主体的に引っ張っていくというような方向も一つの手法ではあると思いますけれども、ただ多くの町村の状況を見てみますと、やはりこうやっていただける方、現実的には民間の方々と行政が協力しながら進めていくという形が多いのだろうというふうに思っておりますし、私どももやはりそうしたアイデアを出したり、いろんな企画をする、あるいは商品を開発するというようなものについては、やはり現場にいらっしゃる方、生産者なり現実にそれらに携わっている人たちからの意見なり発想というものが、やっぱり大きい問題があるのだろうというふうに思っ

ていますので、全く町が関知しないとか、町は一切主体的にやらないということではなくて、お互いが協力しながらそうした開発に向けて努力をしていくということで、先ほど言いましたように、町としての今の施策の一つが、支援的な特産品開発の補助金を出すとか、そういったことについては今まででも進めてきておりますので、引き続きそういうふうに支援策は講じてまいりたいというふうに思っていますけれども、現に先ほど言いましたように、忠類地区なんかではかなりの部分でいろんな試作品みたいなものが出ておりますので、それらを大事にしていくことによって、まだまだ市場に出て行く可能性もあるのかなというふうな期待は持っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

あと5点目にちょっと連動しているかもしれないのですが、本町出身のスポーツ選手の方が世界で活躍されて、とても幕別町を宣伝していただいているのですが、スポーツ選手の方の名前をつけた商品とか名前になんだような商品、幕別町にしかできないそれは強み、特なものだと思うので、ブランド力が発揮できると思いますので、そういった試みについてはどうお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 直接、選手の名前をつけたものというのは、なかなか難しいのかもしれないけれども、昨年でしたかね、杉野菓子店で、名前ちょっと忘れちゃったけれども、お菓子が出された経緯はあります。

いろいろ世界的選手になってきますと、何ていうのですかね、陸連だとかそういうところが商標登録ですとか肖像登録というのですか、そういったものなどがあって、簡単ではないとは思いますが、これらも民間でそういうような動きがあるのかどうかちょっとわかりませんが、そこまですぐと、もう全国的なものになってくるのかなという思いもしていますけれども、町としても研究はしてみたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） わかりました。

5点目に移りますけれども、「スポーツコミュニティの形成促進事業」というのが、新しい事業がつけられたということで、本町では幕別札内スポーツクラブが主体となってされるということで、文科省のほうから新聞で見ましたけれども、最大3,500万円の年間3,500万円の事業費が出るということで、こちらの取り組みに対しては物すごく期待をしております。

イベント開催についても前向きな姿勢が聞かれましたので、こちらにも期待をいたしたいと思いません。

それと、町内出身のスポーツ選手が多数いらっしゃるということで、また、先日行われた韓国での世界陸上では、福島千里さんが100メートル、200メートル走ともに準決勝進出されて快挙をなし遂げられたということで、何度も何度もテレビ等で幕別町出身の福島千里さんということで、幕別町出身ということをもう何度も何度も連呼させていただいて、また幕別町の認知度が上がったのではないかと考えております。

認知度が上がったことに伴って、やはり全国でスポーツされている方にとっては、すごく注目されるべき町だと思いますので、今後スポーツ合宿所などの整備だとか、受け入れをしていく体制などについては、どうお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長

○教育長（金子隆司） スポーツの合宿用の宿泊所、これは相当慎重に考えなければならない事案ではないかと。いわゆる費用対効果の問題があります。

今、教育委員会としては、その辺のことはまだ検討されておられませんけれども、当面は駒島の集団学習宿泊施設、これらの活用の範囲で施設を有効に使っていくという点で検討していく必要があるのだろうというふうに思いますが、大規模な合宿所というのは、費用対効果からいうと非常に難しいの

ではないかといふふうに思っております。

○議長（古川 稔） 小島議員。

○5番（小島智恵） そうですか、わかりました。

難しいというお答えをいただいたのですけれども、これからもやはりスポーツ選手が世界で活躍されているその出身の町として、やはり今後そういったこともちょっと視野に入れていただきたいなどは考えております。

なかなか未熟でご不便をおかけしたと思います。

私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（古川 稔） 以上で、小島智恵議員の質問を終わります。

次に、藤谷謹至議員の発言を許します。

藤谷謹至議員。

○4番（藤谷謹至） 通告に従いまして、帯広・広尾高規格幹線自動車道忠類開通に備えた周辺整備と観光、定住対策について質問を行いたいと思います。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道は芽室町の北海道横断自動車道から分岐して、帯広市や南十勝圏を経由して広尾町に至る全町約80キロの自動車専用道路で、1995年に着工、2003年3月に帯広ジャンクションから帯広川西インターチェンジ間17キロ、2006年3月に帯広川西インターチェンジから幸福インターチェンジ13キロ間、2009年11月29日に中札内インターチェンジまで開通しております。

この高規格道路建設をめぐっては平成14年3月、旧忠類村議会は全会一致で建設見直しを求める意見書を可決し、帯広空港以南は既存国道を改良、高規格道路などの公共事業見直しで節約される財源を地方交付税に振り向けることなどを求めました。

当時、村内では建設推進派と反対派が活発に活動し、テレビ、マスコミにも取り上げられ、公共事業のあり方について論議になりました。

現在は中札内インターチェンジから大樹町境界までの23.2キロメートルを建設中であります。

北海道開発局帯広開発建設部によると、平成24年度中に更別インターチェンジまでが供用され、26年度中には忠類、大樹までの供用が開始される計画となっております。

南十勝の玄関口忠類は、観光ルートの一部として旧忠類村時代から道の駅、アルコ236、ナウマン公園、ナウマン像記念館、それぞれを国道沿いに建設し、観光の推進を図ってまいりました。

また、忠類地域内でも各種活動団体によるネットワーク化が進められ、情報の共有、発信など協力体制が徐々に構築されつつあります。

また、忠類魅力づくり会議の発足、忠類活性化診断、観光や地域振興に関する話題が新聞に掲載されているのは、ご周知のとおりでございます。

さらに、シーニックバイウェイ南十勝夢街道が、関係各位、周辺町村団体の連携と長年の努力により、指定ルートに認定されたことは、観光振興への大きな推進力にもなったと考えます。

道から派遣された観光参事は、幕別町が観光に対して前向きに取り組み始めている証拠でもあり、喜ばしいところでございます。

高規格幹線自動車道供用目前にして、今こそ忠類地域の観光振興と地域活性化を推進する時期にあると考えます。

そこで、以下の点についてお伺いいたします。

1点目、高規格道路の忠類インター完成、また道東自動車道の開通によって、物流、観光、救急医療などさまざまな影響が考えられますが、忠類地域における観光振興の必要性は、第5期幕別町総合計画、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の中に取り上げられておりますが、道の駅周辺における整備計画についてお伺いいたします。

2点目、高規格道路開通によって、移動時間の短縮が図られ、帯広からの通勤可能な距離になり、

また帯広空港からのアクセスも容易になることから、定住促進につなげるための方策についてお伺いいたします。

3点目、高規格道路より、帯広など中心地へのストロー現象も懸念され、市街地における経済などの影響が考えられますが、その対策についてお伺いいたします。

4点目、観光の振興によって、情報の収集、提供、サービスのきめ細かさなどが求められていると思いますが、忠類総合支所に観光課を設置する必要性についてお伺いいたします。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長

○町長（岡田和夫） 藤谷議員のご質問にお答えいたします。

帯広・広尾高規格幹線自動車道忠類開通に備えた周辺整備と観光、定住対策についてであります。

高規格幹線道路帯広・広尾自動車道につきましては、中札内インターチェンジ以降の区間のうち、更別インターチェンジまでの区間が平成24年度に、幕別町忠類地域を通過し町道西当北4線までの区間が平成26年度に供用が開始される予定であり、今年度中には忠類地域においても、本工事に一部着手されるとお伺いしているところであります。

本年10月に道東道夕張一占冠間が開通し、十勝と札幌市を始めとする道央圏が高速道路で結ばれ、また、平成26年度に帯広・広尾自動車道が忠類地域まで供用開始されますと、忠類地域が道央圏と高速道路で直結され、高速で安全な走行が可能となり、物流の効率化が図られ、市場圏が拡大する経済効果や観光客の増加が大いに期待されるところであります。

ご質問の1点目、「道の駅周辺における整備計画について」であります。

幕別町第5期総合計画における忠類地域の整備方針では、「酪農を中心とした農業振興」とともに、地域における歴史、文化、特性を生かした地域らしさを高めることが新町の発展につながるものと考え、「道の駅周辺の観光振興による交流人口の拡大」に取り組むと定めたところであります。

また、平成22年度に策定した「幕別町過疎地域自立促進市町村計画」においても、忠類地域における観光の振興は、この地域の発展に欠かすことのできない要素であるとし、通過型観光から滞在型観光への転換の必要性と、道の駅周辺の整備と有効活用が必要としたところであります。

平成26年度に供用開始される予定の（仮称）忠類インターチェンジからは、現在JA忠類が運営している農畜産物直売所「菜の館 ベジタ」付近で約300メートルのインター線によって国道236号線に接続される計画であり、このインターチェンジでおりにきた方々をいかに地域に引き込むかが重要であると認識いたしております。

インター線道路周辺の整備や案内看板の設置、道の駅周辺の駐車場の改修などにつきましては、忠類地域住民会議や先般設立されました「忠類魅力づくり会議」を始め、道の駅周辺の4施設連絡会議や地域の商工関係者などのご意見を踏まえ、引き続き北海道開発局と協議を続けてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「高規格道路開通を定住促進につなげるための方策について」であります。

忠類地域は、豊かな農村景観や日高山脈を背景とする美しい自然景観に恵まれ、そこで開催される個性的なイベントや地域に根差したお祭りなど魅力にあふれた地域であると考えておりますが、近年の人口の推移を見ますと、依然と減少傾向が続いており、地域の活動や活力にも影響を与えているものと思っております。

忠類地域においては、以前より道の駅周辺を核とした観光振興に力を入れてきたところでもあり、平成21年度に地域活性化に向けた診断の委託をきっかけに、住民の自発的な取り組みも活発化してきております。

帯広広尾自動車道が平成26年度に開通予定となっておりますが、開通されますと帯広市や帯広空港からのアクセスも容易になり、時間的距離も短くなりますことから、スキー場宿泊ロッジを活用した「おためし暮らし」のPRや、田舎暮らしや広さと環境のよさをアピールして、管外・道外からの人口の呼び込みに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、あおぞら団地の価格や環境のよさをさらにPRするとともに、住宅建設に必要な助成などの検討や、さまざまな団体と連携して取り組んでおります地域活性化の動きなど、忠類地域の魅力を伝えることで、忠類地域に住んでみたいと思える環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

こうした取り組みを強化することで交流人口の拡大につながるとともに、観光や特産に関連する雇用の場を拡大し、ひいては定住人口の増に結びつくものと期待をいたしているところであります。

いずれにいたしましても、定住の促進には通勤時間の短縮はもとより、総合的な生活環境や地域の魅力を向上させることが重要であり、今後もインフラ整備や住民活動の支援を含めた定住環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「ストロー現象による地域経済への影響とその対策について」であります。

高速道路や新幹線など高速交通網が発展することにより、これまでも全国各地で、経済力の弱い地域が強い地域の経済圏に取り込まれ、人口・企業・資本などが強い地域に吸い寄せられる「ストロー現象」が発生しております。

商業・サービス業関連施設の充実している都市部に、高速交通網というストローにより購買者の流動性が高まれば、魅力の高い方へ吸われるように流れていくのは必至であり、流れをとめることは非常に難しいと言われております。

今年10月29日には道東道が全線開通し、190万都市札幌を抱える道央圏と十勝圏が一本の高速道路で結ばれることとなります。これを機に十勝では、十勝地域が一体となって交流人口の拡大、経済の活性化に取り組むため、商工・金融・観光・飲食・農林水産・交通・行政機関などさまざまな分野の団体が連携し、「とちかち魅力発信キャンペーン」の一環として、「十勝の魅力！体感フェア」の開催などさまざまな取り組みを推進しているところであり、これは、「ストロー」の流れを一方向ではなく、十勝の産業と自然の魅力をさらに強化することで、吸引力を高め、逆の流れを引き起こし、道央圏から観光客を誘致しようとするものであります。

平成26年度に高規格幹線道路が忠類地域まで開通した場合、忠類地域の商業においては、これまでも大樹町や帯広市へ流出している購買力が、さらに流出するということが想定されるところであります。

流出防止策といっても、特効薬的な対策はないというのが現実であります。少しでも流出を防ぐためどういった対策が考えられるのか、また町としてどういった支援ができるのか、商工会を始め関係者と一緒になって協議を進めてまいりたいと考えております。

一方では、「人」の行き来が盛んになるこのときを好機ととらえ、町内の観光資源を結ぶ魅力的観光ルートや、7月に指定ルートに昇格した「南十勝夢街道」を始め、管内のシーニックバイウエイのルートが連携した「十勝シーニックバイウエイ」の広域的な活動など地域の情報を広く発信するとともに、あわせてその周辺にかかわる「もてなしの心」を強化していくことで、「行ってみたい」「もう一度行きたい」「ここに住みたい」という魅力を高め、交流人口の増加と地域の活性化に結びつけていかなければならないものと考えております。

ご質問の4点目、「忠類総合支所に観光課を設置する必要性について」であります。

忠類地域はこれまでに忠類村の時代から、ナウマン象記念館、ナウマン公園、温泉宿泊施設アルコ236、道の駅・忠類などの観光施設の整備に積極的に取り組んでまいりましたが、合併後においても幕別町の南の玄関口として、町の観光振興に大きな役割を果たしてきているところであります。

これまで町の「観光」に関する事務は、本庁の経済部商工観光課と忠類総合支所経済建設課が、連携を図りながらイベントのPRや開催、観光施設間の連絡調整を図ってまいりましたが、加えて本年6月からは、経済部に観光振興担当を設置し、観光資源の洗い出し、観光の受け皿づくりなど、体験型・滞在型観光ルートの確立に取り組んでいるところであります。

その中で、夏冬を通じ観光資源の豊かな忠類地域の役割は、大変大きなものがあるものと認識いたしているところであります。

現在、忠類地域住民会議においては、忠類地域の観光振興策について議論が進められており、また

現場のプレーヤーの立場から、忠類魅力づくり会議においてもイベントの企画実施など、地域に観光客を呼び込む活動を積極的に行っているとお聞きしているところであります。

ご質問の「観光課を忠類総合支所に設置する考えについて」であります。現在、幕別町行政改革大綱推進計画の後期推進計画策定のため、「行政改革推進本部」を本年8月に立ち上げたところであり、この部会において組織機構の見直しの検討を進めているところであります。

今後の住民ニーズや行政課題に、機敏に対応できるコンパクトな組織機構の構築を念頭に、本庁と忠類総合支所の機能分担を始め、観光の充実・強化が図られる組織体制について検討してまいりたいと考えております。

以上で、藤谷議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） ご丁寧な答弁ありがとうございます。

まず、道の駅周辺における整備計画について再質問させていただきます。

町長の答弁によりますと、具体的な整備計画につきましては、インター線道路周辺の整備、また案内板の設置、道の駅周辺の駐車場の改修と答えをいただいておりますけれども、道内には現在113と思うのですが、113もの道の駅がそれぞれ特徴をいろいろな情報を使ってアピールし、ひしめき合っている状態でございます。その中で忠類のこの道の駅周辺が魅力を発揮し、観光客を呼び込むためには、やはりもう少し独自の環境づくりが必要なのではないかなというふうに、最近感じるようになっております。

景観を利用して観光客の滞在時間を延ばそうと、シーニックバイウェイがことし指定ルートに指定されたわけです。そこから、道の駅周辺にさらに観光客を呼び込むためには、そしてまた道の駅で長い間、長い時間を滞在してもらうためには、今ある施設に何かプラスアルファのものができないものかなというふうに考えています。

例えば、温泉施設を利用して、ただいま菌の問題で結構全道的に問題にはなっておりますけれども、衛生面に配慮して足の湯の設置、これも例えば足の湯を住民に資源のブロックやなんかを協力してもらって買っていただいて、住民と協働してなるべくお金をかけないような施設にするとか、そういう工夫をしながら施設をつくっていくとか、また、中札内、鹿追町のように観光案内所というのがありまして、そこに業者から補助を出してホテルのコンシェルジェのような形で、来たお客様に例えばこの地域の特産品は何だとか、この近くには豚丼がおいしいところがあるとか、そのほかいろいろこの周辺の施設をパンフレットではなくて、人間が直接お客様に伝える方式をとっているところがございます。忠類もそういうふうな形にはできないか。

また、JAのベジタさんが、農産物を販売している横にドッグランを併設しているわけなのですが、それもスキー場のネットを使った簡易的なものでして、あの施設をもう少し整備して拡大することはできないか。この間、日曜日、私あそこでちょっと焼き肉やったのですが、そのとき札内から犬を3頭連れて来られていまして、またドッグランのほうを見ていますと、結構な方が犬連れでこられているんですね。この利用を、ちょうど農協さんたちがいたものですから、どういうふうな利用状態になっているのかと、ちょっと聞いたわけなのですが、芝の状態がちょっと悪いとか、クレームは結構あるようです。町してドッグランの開設なども検討してはいかがかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、道の駅周辺の整備に係っているんなご提言をいただきました。

それらについて、もちろん私も行政の立場からも当然支援なり助成なり、そしてまた、今、忠類地域には先ほども言いましたように、いろんな団体だとか、いろんな会議というようなものがあります。女性の方が会長をされているいろいろな会議もありますし、もちろんアルコやベジタあるいは道の駅を中心としたあの辺で、いろんなことがやられることは大変いいことだと思いますし、一つには今いう周辺整備と、一つには道の駅をよりグレードの高いものと、あるいは魅力のあるものにするた

めに食の面での改善、いろいろなことを考えながら総体的にレベルアップしていくことが集客にもつながっていくのだらうというふうに思います。

まあドッグランなんかも、一面、食事をするそばにそういうものがあることがというようなこともあるのでしょうかけれども、逆に今お話を聞きますと、犬を連れて集まってくる方が多いということであれば、それもまた一つの手法なのだなというふうに思いますし、もう一つは、シーニックバイウェイが高台にあって、あの間が町有地、牧場というようなことがあります。これもできる限りの支援をしながら整備はしていますけれども、もともとが牧場だということで、今後どのような展開になっていくのかと。

今たくさんいただきましたそういったこと、足湯なんかもいろいろあちこちでやっているようですが、ご存じのようにあそこのお湯はかなりはるか向こうから引っ張って来ておりますので、そのあとさらに引っ張ることがどうなのかちょっとわかりませんが、それらもろもろも含めながら再度検討させていただきながら新たな高規格の開通に向けて整備、そしてまた企画・立案していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 積極的な方向の答弁をいただきまして、ありがとうございます。

やっぱり魅力的な周辺にするためには、やはり一朝一夕ではできない部分もありますし、ある程度のスキームを持って進めていただきたいと思いますと思いますが、何せ高規格道路、もう平成26年度でございます。スピード感を持って進めていただきたいと思いますというふうに願っています。

また、足湯の提案をさせていただきましたけれども、やはり財源面でもお金のかかることでございますから、なるべく財政負担にならないように、またおもしろいアイデアでもって、あそこのエリアを「また来たい」とか「楽しかった」と言われるようなエリアにさせていただきたいと思います。

次に質問の2点目、高規格道路を定住促進につなげる方策についてでございます。

まず、町長答弁の中であった、スキー場宿泊ロッジを活用した「おためし暮らし」ですけれども、近年の利用状況をお聞かせ願いたいのですけれども。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 平成22年におきましては3件ですが、本年度におきましては今のところ8件の予定をしております。

以上です。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） それは問い合わせ件数があつたということで理解してよろしいのでしょうか。実際に「おためし暮らし」をしたということでしょうか。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 今申し上げましたのはお問い合わせ件数ではなくて、実績でございます。

23年度につきましては、これからの方も含めてご利用される件数でございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 平成21年3月の定例会の一般質問の中で、芳滝議員が移住促進の施策について質問を行っておりました。その中の町長答弁の中にも、移住促進の地域的には忠類地区あたりを対象としながら移住促進を考えているというふうに答弁されております。

なかなか「おためし暮らし」をとっても、今回8件、これからも、スキー場は冬になると伸びる可能性があるのかなという感じもありますけれども、なかなか定住というか移住につながるような施策にはなっていないのではという感じがいたします。

あおぞら団地にいたしましても、平成21年度に9戸あいていたと。現在、町のホームページを見ましたらまだ9軒で、分譲数がふえていない状況だと思っておりますが、このような状態を町としてどのように分析しているのか、またどのような対策が必要なのか、お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） どこの町村もそうでありませうけれども、やはり実際に来ていただいて、そして定住していただくと、やはり難しい要件がいろいろあるのだらうというふうに思っています。

これは十勝、あるいは全道的にそういう協議会もできておりますし、そうした中でいろんな町村が独自の特性を出しながら進めているわけでありませうけれども、私が今までも言ってきたのは、やっぱり忠類地域は、例えばキャンプ場なんかでもいっぱいの人が集まるように、比較的人が集まって来られる。そしてもちろん景観とか植物とかいろんなこともありますけれども、もし定住するような場合のいわゆる住宅の確保なんかも、土地の確保なんかも比較的安易にできるのではないかと。

そういったことなども含めて、そして今までの過去の実績も、あちこちから来られて住んでいらっしゃる方もたくさんいらっしゃるというようなことから、忠類地区が一番適しているのかなという思いは、今も思っておりますけれども、なかなかこれ、何をやればすぐつながるかということにも難しい問題もありますけれども、一つには、先般の企業誘致ではありませんけれども、移住してこられる方に対する町としての支援策というようなことも考えていかなければならない問題かなというふうには実際思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 北海道に関しましては、やはりどこの町村も移住の取り合いというか、来ていただきたいということで、自治体こぞってアピールしているわけなのですけれども、やはり今回、町のホームページを、十勝管内のホームページをいろいろ見たのですけれども、定住促進をPRとしてやはり内地というか、北海道外の人たちにアピールするには、やはりインターネットが必要だというふうに思っております。

また、本当に町のいろんな情報を発信する場でもありますし、また今いろいろ、ハイテク時代といわれていろいろ携帯電話でも持ち歩いてナビが使えるとか、いろんなハイテク機械が出ております。

移住体験の中で、スキー場ロッジが昭和56年の建設でありまして、築30年ぐらいたっていると、あとインターネット環境がないということで、しっかりとホームページはうたっているわけです。管内のホームページをみても、なかなかインターネット環境を整えているところはないわけなのですけれども、陸別町あたりはインターネット環境設備というふうに載っております。

町のホームページに来て、いろいろ移住とかそういう情報を見る人は、やはりインターネットにある程度依存している人たちでありますし、ある程度お試し宿泊、移住をするにしても、やはりインターネットが情報ツールになってくると思うのです。また、お試しのところから他のところ行くにしても、やはりインターネットがこの時代不可欠になってきていると思うのですけれども、宿泊ロッジにかかりまして、インターネット環境の整備などは、どうお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 確かに藤谷議員がおっしゃるように、インターネット環境を宿泊所に設けることは必要だというふうには考えております。ただ藤谷議員がおっしゃるように、インターネットに興味ある方ももちろんいらっしゃるわけですが、かえって農村でのんびり暮らしたい、そういう思いの方もいらっしゃるわけですね。

現状では、今、古い施設でありますから、今すぐインターネットの回線をつなげることは全く考えていないわけではありますけれども、インターネット回線につなげる場所が、あるいは総合支所ですとかそういったところに設置ができるのならば、そういった方向でご利用いただければなというふうには考えているところであります。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） それと今、ホームページの話がちょっと出ましたけれども、本町のホームページみていると観光と移住という部分ちょっとわかりにくいかなという、私の感覚だったので、あったのですよね。

それで、他の町村でどこが見やすいかと、私自分自身の感覚なので、移住相談というふ

うに大樹町が四角い大きい枠で見やすい形になっています。あと、移住生活提案、中札内村、それも大きい形ででております。上士幌町あたりは、観光と移住というのが対になって提案されています。

本町のホームページは、観光物産協会のリンク、あとあるいは産業の中に観光、あと暮らしの中で移住という小さな文字で表示されている、そこから観光協会の、観光物産協会のほうにリンクするという形なのですが、何とかこの辺を見やすく、お金をかけないでなのなのですが、見やすくすることは考えられませんか。

○議長（古川 稔） 企画室参事。

○企画室参事（伊藤博明） 私どもの町にさまざまなお問い合わせをいただくケースとしましては、大抵の場合は、直接うちのホームページをごらんになるというよりは、例えば北海道の自治体が加盟している協議会、そういうところのページにアクセスをしていただいて、そこから気に入ったところに飛んでいくというようなケースが多いのかなと思っております。いずれにしても、その後の幕別町のホームページとして、わかりやすく見やすい内容に一層努めてまいりたいと考えております。

以上です

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） ありがとうございます。

平成18年度合併時1,854人の人口が、平成23年8月末で1,701人というふうになっております。5年間で153名の人口減となっております。

先ほどからいろいろ答弁いただき、答弁の中でこの住宅建設に必要な助成を検討されるという答弁があったと思いますけれども、そのような定住対策、移住対策に積極的な施策を行っていただきたいと強くお願いを申し上げる次第でございます。

最後に、ストロー現象による地域経済の影響とその対策についてであります。

高規格道路の開通によって、以前にも増しまして帯広近郊の大型店などに購買力が流出されると思われれます。その流出をいかに最小限に食い止めるかは、それぞれの店舗による営業努力やきめ細かなサービスなどが当然必要だと感じます。

しかし、現在の忠類の人口、購買力を考えるとき、それにもおのずと限界があると考えます。

地域経済の崩壊によってますます人口の減少、過疎化への加速、また車などの移動手段が持てない高齢者などを中心に、ただいま問題になっております買い物難民を生み出すような状況になるかもわかりません。

そのような状況にならないためにも、具体的な政策が必要だと思うのですが、なかなか町長の答弁の中では特効薬というのは見つからないという答弁でございますが、その辺について再質問、もう一度お願いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 我が町のみならずどこの町村も、いわゆる大型店へ購買力が流出するという現状は続いているのだろーと思っておりますけれども、忠類地区でもそういった現象はあるわけですが、一つには救いになるのは、今度新しくできる特別養護老人ホームなにかについては、恐らく地元で物を買っていただけるようなことにはなっていくのだろーというふうに思いますし、さらには欲張れば、先ほどから言いますように、ほかから買いに来てもらえるような体制ができれば一番いいわけですが、これは行政だけでもなかなか難しいでしょうし、あるいは商工会だけでもまた難しいし、個々のお店の皆さんのご努力も必要でしょうし、いろんなことが重なり合って、協力し合って、連携とり合って盛り上げていくということだと思いますので、私どもも引き続き行政の立場、そしてまた商工会の皆さん方と地域の皆さん方のご意見等もいただく中で進めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 藤谷議員。

○4番（藤谷謹至） 最後になりますけれども、忠類地区における観光の振興の重要性は、行政、町長を始め十分に理解していただいているものと認識しております。

質問の趣旨にも述べましたように、忠類地域においては各種団体によるネットワーク化がなされていまして、協力体制が構築されつつあります。

その力をさらに強固なものにするためには、やはり行政の強力なリーダーシップがぜひ必要なものだと考えます。ぜひ、高規格道路が平成 26 年度中に開通するという危機感を持った中で、観光促進、定住促進にますます努力していただけますようお願い申し上げて、私の質問とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、藤谷謹至議員の質問を終わります。

この際、14 時 25 分まで休憩いたします。

14：13 休憩

14：25 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、岡本真理子議員の発言を許します。

○6 番（岡本真理子） 通告に基づきまして、有害鳥獣被害対策について質問をいたします。

近年、地球温暖化の影響か、鳥獣による農作物を食い荒らされる被害が多発しております。

農林水産省の調査によると、農作物の道内の被害は 51 億円です。その中でも、シカに至っては、全国の 40% の地域に生息しており、北海道ではエゾシカの生息数はおよそ 52 万頭です。

本町においては、農作物の被害の 90% がシカによるもので、約 7,000 万円の被害があると報告されております。

そこで、シカの駆除に関してであります。駆除請求に基づき猟友会が出動しても、銃声で追い払うのみで、捕獲に至らないケースが多いとのことでもあります。その理由は、捕獲後の搬出で農作物を傷めるおそれがあることや、捕獲請求のない農地への出入り等で地権者とのトラブルの懸念が多いことかと思われま。

また、猟友会に関しましても、本町では 50 名の会員が登録されておりますが、高齢化、担い手不足の中で、猟友会が効果的な駆除ができるような体制を確保する必要があるのではないかと考えます。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1 点目、捕獲器の一つであるくくりわなについて、その設置状況と個数、また年間捕獲数についてお伺いいたします。

2 点目、猟友会、ハンターに対する報酬等を見直す必要があるのではないかと、また農家との意見交換会を実施しているのかどうかについてお伺いいたします。

そして 3 点目、シカの侵入対策についてであります。においによる方法と爆音機による方法、それから電気を利用して行われる自衛策が農家では行われていると申します。最大の利点は、免許が要らない、資格を要らないということですが、爆音機についてはシカが音になれてしまうことや、においによる方法は効果期間が短いことなど、いろいろ苦勞されております。

このように、個人ではなかなか難しい侵入対策ではありますが、地域に対しての対応策、助成など、効果が上がるような取り組みを幕別町では検討しているのかをお伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 岡本議員のご質問にお答えいたします。

「有害鳥獣被害対策について」であります。

近年、野生鳥獣による農林業被害は増加している傾向にあり、中でもシカの被害が圧倒的に多く、北海道内のシカの生息数は 64 万頭、農林業被害は約 51 億円に上ると言われております。

本町においても同様で、目撃情報が増加している傾向にあり、平成 22 年度に実施いたしましたアンケート調査によりますと、野生鳥獣による農業被害の推計額につきましては総額 7,000 万円で、そのうちの 9 割弱の 6,100 万円がシカによる被害となっております。

ご質問の 1 点目、「くくりわなの設置状況と個数、年間捕獲数について」であります。

本町におけるシカ対策といたしましては、従来から猟友会幕別部会の協力や町の有害鳥獣駆除作業員によります銃による駆除を実施してきておりますが、昨年度からは、国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、くくりわなによる捕獲を開始するとともに有害鳥獣駆除作業員によります巡回パトロールを実施するなど、対策の強化に努めているところであります。

また、シカの被害は、町内一円、広範囲にわたりますことから、生産者の方々も含め、地域一帯となって取り組む必要性があり、本年度からはわな免許を取得した生産者の方々へのわなの貸し出しを実施し、くくりわなのより効率的な運用を図っているところであります。

くくりわなの設置状況についてであります。現在、ゆとりみらい21推進協議会では、くくりわなを100基保有いたしておりますが、先ほど申し上げましたように、そのうち90基を18人の生産者に貸し付けており、それぞれの圃場周辺に設置しております。残りの10基につきましては、駆除の依頼に基づき、町の職員や駆除作業員が出没現場に設置をしているところであります。

また、年間の捕獲数については、昨年度は、国の補助交付決定のおくれもあり、9月から11月までの3カ月間の設置で4頭の捕獲。本年度は現在までに10頭の捕獲実績となっております。

くくりわなについては、本年度も国の補助事業採択を受け、増強を図る予定であり、生産者の方々のわな免許取得とあわせ、その取り組みを強化・拡大してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「猟友会ハンターに対する報酬等の見直しと農家との意見交換会の実施について」であります。

猟友会あるいはハンターに対する補助金、報奨金といたしましては、ゆとりみらい21推進協議会が有害鳥獣対策に係る協力補助金として、猟友会幕別部会に約10万円を交付しているところであり、また町がハンターに対してシカの駆除1頭当たり5,000円の報奨金を交付しております。

見直しのお話であります。猟友会の補助につきましては、昨年、その増額について協議をさせていただいた経緯がありますが、猟友会の会計上、現在の補助金額で収支の均衡が図られていることから、増額の必要はないという回答をいただいているところであり、当面は現在の金額を維持する考えであります。

また、報奨金につきましては、管内の状況を見ますと、低いところで2,000円から高いところで1万円までと幅があり、本町の5,000円は平均的な金額であると思われませんが、シカ対策については、現在、広域連携も含めて全道的に検討が進められているところであり、そういった動向を見きわめながら、全体的な鳥獣被害対策の中で見直しを検討してまいりたいと考えております。

次に、農家との意見交換会の関係であります。有害鳥獣に関しての農家との意見交換会は実施いたしてはおりませんが、被害状況の把握のために実施いたしましたアンケート調査の中で、情報収集、要望調査も行っており、また、くくりわなの説明会、研修会、さらにはJAの地区懇談会の中で情報やご意見などもお聞きしているところであり、それらを踏まえながら鳥獣被害対策を講じているところであります。

今後におきましても、あらゆる機会を通じて情報収集に努め、ゆとりみらい21推進協議会など、関係機関はもとより、農家の皆さんも含めまして、地域一丸となって対策に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「シカの侵入対策について」であります。

シカの侵入防止対策といたしましては、ご質問の要旨にありますとおり、忌避剤や爆音機、ライトなどを利用してシカを寄せつけない方法、あるいは圃場の周囲に電気さくを敷設してシカを侵入させない方法などがありますが、生産者の皆さんも大変なご苦労があるものと認識いたしております。

そうしたことから、町といたしましても、それら有害鳥獣対策に係る経費をゆとりみらい総合資金貸付金の対象としたところでありますが、いずれも効果が短期的であったり、シカがなれてしまつて効果が薄れてしまう、あるいは範囲が限定的であるなど課題があるのが現状であります。また、森林から圃場への侵入を広範囲にわたって防ぐことを目的とした侵入防護さく、いわゆるシカさくの設置も考えられますが、事業費が莫大になることや、その負担のあり方、維持費の問題、また、結果的に

シカさくの中で繁殖が進み、かえって個体数の増加を招くことになり、根本的な解消にはならないことなど、これについても課題が多いものと考えております。

以上のようなことから、喫緊の対策といたしましては、侵入防止よりも個体数の削減を目的とした駆除であろうと思っておりますので、銃による駆除に加え、先ほど申し上げましたくくりわなのような駆除を強化してまいりたいと考えております。

また、シカ対策については広域にわたるため、市町村レベルでの対策には限界があることや、シカの生息地となっている国有林や道有林において大規模な駆除を行い、個体数を削減することが必要でありますことから、町村会などを通じて、国や道によるさらなる対策を働きかけてまいりたいと考えております。

以上で、岡本議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞理子） 今の答弁の中でなのですけれども、個体の数を減らすことに意義があるということではなされたのですけれども、幕別町では平成21年度に鳥獣被害防止計画というのが出されているのですけれども、こちらは平成22年から24年の計画ということでもあります。その中で、くくりわなの数量が十分ではないということなのですけれども、その中では、計画の中では十分ではないということが書かれているのですけれども、現在のこの捕獲数は、くくりわなの数は90基をつけているということなのですけれども、10頭しか捕獲されていないということなのですけれども、この90基で十分な数だと、町長はお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 経済部長。

○経済部長（飯田晴義） 鳥獣の捕獲計画、これはたしか22年から24年ということで、この中では、毎年95頭を駆除していくという計画になっております。ただ、実績としまして、既に去年から上回っております。昨年で言いますと213頭。これは銃もくくりわなも含めての話でございます。213頭ということで、倍以上の捕獲はしております。また、ことしについても前年並み、200頭程度は銃とくくりわなも含めて捕獲ができるというふうを考えておりますので、目標から見ると十分達成している。ただ、やはり全体的にふえてきておりますので、さらにさらに力を入れて駆除に努めていきたいということでもあります。

それと、わなについては、ことし、さらに70基程度購入をいたしまして、もっと行き渡るように、あるいは要請があったときに、さっとスピーディーに仕掛けができるようにというふうな考え方でおります。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞理子） 続きまして、農家との意見交換会のことなのですけれども、今、町では意見交換会はされていないということで、被害状況の把握のためにアンケートを実施しているということなのですけれども、アンケートだけでは農家の人の生の声は聞くことはできないかと思えます。

また、今、農家の方の声を聞きますと、畑の病気があるところにシカが入り、そしてそれをシカがどこでも行きますので、他の畑に入ってしまう病気が発生してしまうというような悩みがあるということを、農家の方は言うておられたのですけれども、その農家の方の自衛策としてネットを張っておりますけれども、そのネットを張るのにもお金が大分かかりますので、町としてもその補助金等の支援が必要ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 農家の方の声を聞くこと、当然、必要なことだと思いますし、私もたしか小麦の収穫を見て回ったときに現地を見せてもらいまして、実際、さくをしているところを見せてもらいましたし、お話も聞かせてもらいました。

そういったことで、農家の皆さんもお忙しいですから、改めて生の声を聞くのに集まっていただくということはなかなか難しいのかもしれませんが、いろんな機会を通じながらお聞かせをいただいておりますし、また、それなりに要望なり現実を踏まえた中で対応を考えていきたいというふう

に思います。

ネットですとか、さくの助成については、これは道費、国費、いろんな助成制度もあるようであります。町独自のものというのは今のところはないわけですが、これらも今言ったように、かなり大規模なさくをつくるということになると、大変かかるのだらうというふうに思いますけれども、これらも今もちろんいろんな方々とこれからまた相談をさせていただきたいとしたいと思いますけれども、決して助成しないとかがという意味ではなくて、どういう方法が一番いいのかということなどについては、研究をさせていただきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 岡本議員。

○6番（岡本眞理子） では、最後になるのですけれども、この捕獲についてもやっぱりハンターに頼るだけではなく、専門家集団の育成がもう不可欠だと思います。

それで、現在では、酪農学園では養成コースなども設立されておりますので、町としても若い担い手が育成できるように後押ししていくべきだと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、岡本眞理子議員の質問を終わります。

次に、藤原猛議員の発言を許します。

藤原猛議員。

○4番（藤原 猛） 通告に従いまして、質問いたします。

地域の砂糖生産関連業界の活性化について。

幕別町における産業構造は、基幹産業である農業を頂点として、食品製造業、農業機械業、整備業、輸送業、建設業とかが下支えをするピラミッド型になっております。

農業の一層の活性化が町のにぎわいには不可欠であり、農業経営者には、海外市場との積極的なかわりが求められ、外国の食文化、消費形態、嗜好、貿易制度などに応じた戦略的な作物づくりと、我が国の食料自給を高めるためにも、今までの作物を守り続ける両面が求められます。

このような状況の中で、国際相場では、物価の優等生と言われた砂糖価格が激しく動いております。その要因に、主要生産国における天候不順と台風被害、また国内では農政の改革によって反収増が望めない品目としてビート栽培が位置づけられ、作付面積が減少の傾向にあります。

このことは特に地域経済への影響が危惧され、原料の輸送業務、大型選別機械の製作、保守業務の縮小、出先の事業所の廃止など、地域の雇用を左右しております。

行政として頑張っているビート作付農家や関連企業の安定経営を支えるために、砂糖の原材料作付面積の減少を防ぐ対策をとるべきであり、町長に考え方を伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

「地域の砂糖生産関連業界の活性化について」であります。

砂糖の原料となるビートにつきましては、小麦、バレイショ、豆類と並ぶ十勝の基幹作物であり、輪作体系を維持する上でも、欠くことのできない重要な品目であると認識いたしております。

また、砂糖の生産にかかわっては、原料であるビートの輸送業務を担っている運送業者やビート生産にかかわる農業機械、機具の関連業者など、農業以外の地域経済にも少なからず影響を与えているものと考えております。

しかしながら、管内のビート作付面積は、年々減少している傾向にあり、平成18年には2万9,540ヘクタールだったものが、水田・畑作経営所得安定対策が始まった平成19年には2万8,919ヘクタール、平成20年には2万8,468ヘクタール、平成21年には2万7,615ヘクタール、平成22年には2万6,762ヘクタールと、4年間で約2,800ヘクタールもの減少となっております。

こうした傾向は本町も同様で、本町における作付面積も平成18年の2,670ヘクタールから平成22年の2,370ヘクタールと、4年間で300ヘクタール減少しております。さらに、平成23年度においては、平成21年、22年の2年連続での不作が続いたことや、戸別所得補償制度の移行に伴う国の支援

額の減少などから、農業者の生産意欲の減退により、大幅な作付減少が懸念されたところであります。

こうした状況の中で、JA グループでは、ホクレン、日本甜菜製糖株式会社、北海道糖業株式会社の糖業3社が拠出した2億円と、ビート需給調整のために生産者が拠出した2億円、合わせて4億円を各JAに配分し、ビートの作付支援を行ったところであり、北海道も戸別所得補償制度における「産地資金」を活用し、ビートの生産支援を図るなど対策を講じたことにより、結果的に支援額も増加している状況となっているところであります。

こうした対策もあって、本町における平成23年度のビート作付面積は2,324ヘクタールと、前年比46ヘクタールの減にとどまっており、今後も現状の作付面積が維持されることを願っているところであり、産地資金による政策支援などが来年度以降も継続されるよう、農協等関係機関と連携を図りながら北海道や国に働きかけてまいりたいと考えております。

また、町独自の支援についてであります。本年度において行政が直接的にビート作付面積の維持拡大に対して支援を行っているのは芽室町、清水町であり、両町ともに町内に製糖工場やビートの苗を入れるポットを製造する紙筒工場があるなど、本町に比べ地域経済に及ぼす影響が大きいという背景があることによるものであります。その他、新得町、鹿追町は栽培に係る資材や防除経費に対して助成するなど、間接的な支援を行っている例もあります。

本町におきましては、現時点では独自支援は考えておりませんが、今後のビートを取り巻く環境を注視するとともに、必要に応じ、ゆとりみらい21推進協議会において、ビートの作付維持についての協議を行ってまいりたいと考えております。

以上で、藤原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原 猛） 砂糖過剰と言われる時代が長く続いておりました。この政策について、昭和40年から砂糖価格調整制度という制度が行われて、平成19年には新しい制度へ移行しておると。その赤字金額、調整金額が、いわゆる日本全国では548億円の赤字があると言われております。これがこれ以上ふえないため、またビートの生産者が価格の変動を受け、需給のシグナルを感じながら、需要に応じて生産をすれば、そういう方針で行われたと聞いておりますが、やはり農業経営者にとっては非常に不安を招く方針を打ち出したのではないかと、そういう気がいたします。

その結果、てん菜、ビートをつくる現場においては、大きな混乱、また支援額が減少したということで、収入増が見込めない品目として作付が減少したのではないかと感じております。

幕別の本町側には、製糖工場事務所、いわゆる東部センターがあり、その管轄も、当然、減少しております。その事務所の管轄の面積が減少したことによって、ことしの4月から今まで4人体制であった事務所が、今は3名体制と縮小され、辛うじて存続を受けております。当然、作付面積がこれ以上減少すれば、引き続きの事務所の存続というのは難しい、廃止にまでなるのではないかと私は心配しております。

他の製糖工場は、今は事業所の廃止、撤退というものを進めておりますので、このことが我が町で起きない、そのことを十分留意しながらやっていかなければならない、そう感じておりますので、まず、この東部センターの存続についてどうしたらいいか、どうする考えを持っているか、町長にひとつ伺いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 東部センター、日甜の事務所のことだと思いますけれども、正直、言われて、私もどうしたらいいのかわかりませんが、何とか存続していただけるように、機会があればお願いしていきたいというふうに思いますけれども、根本は、今、議員のお話があったとおり、作付面積が減っているということでもありますから、何とかそれらがこれ以上減らないように、あるいはもとに戻るといふような方策が出てくれば、そのことなどの解決にもつながっていくのかなという思いではあります。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番(藤原 猛) 東部センターが残れば、当然、農家の人たちも作付に対する意欲も、彼らの努力によって保たれる。そういうことも考えられます。存続を町としても、常に本社なりに訴え続けていただければと思っております。

また、ここの日甜東部センターは、JA 幕別、札内、大正の一部が管轄区域と聞いております。このビート作付面積の減少によって、関連企業への影響は大きいものがあると思っております。まずは、運送業界、大型ダンプ、積み込み機械等、シーズンでは約 100 台以上の業者が、車両が動いております。

また、選別集積場においては、大型特殊機械や作業員、あと電気関係の保守・維持による大きな雇用、それと作物減による肥料だとか農薬の使用量の減少などと、いわゆる経済影響も大きいと思っております。

また、特に本町におきましては、昨年からゴルフ練習場の閉鎖によって、交流人口の減少、それからコンクリート製造工場の移転、木材会社の社屋工場の解体中、建設機械レンタルの会社の撤退などと、多くの雇用の場が減少しております。このままでは、幕別は何となく空っぽになるのではないかとということも心配しております。

雇用を守るため行政として直接企業に支援費を出せない、それはやむを得ないと思っております。ただ、基幹産業の農業に投資する、このことは川下の企業までよい結果を、よい影響を出せると思えます。ぜひ、強い農業の確保に向け一層の努力があってもよいのではないかと考えます。町長の見解を伺います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 農業に対する支援、今までも続けてきておりますし、これからも続けていかなければならないと思っておりますけれども、もちろん農業全体の振興、発展でなければならぬわけですから、ビートのみだけにということにはならないのでしょうかけれども、今言ったビートも含めながら、いわゆる幕別町の基幹産業である農業がさらに発展できるように、そしてそのことが関連産業にもいい方向に影響を与えるような、そういう結果になることが何よりも大切なことだろうというふうに思っております。

○議長(古川 稔) 藤原議員。

○4番(藤原孟) ある企業に聞いてみますと、企業防衛ということで、いわゆる製糖工場のある町に本社機能を移すことも考えていると。いわゆる当然企業は自分の身を守るためには、いろんな策がなされるのだろうと思っております。ぜひ、この辺も企業のトップとの情報交換、これも必要ではないかと思っております。

また、ビート自体は北海道でしか生産されておられません。このビートが7%不作になれば、日本の食料自給率カロリーベースで実は1%減になると、今年も国は食料自給率カロリーベースで40%死守すると言いましたけれども、結果として39%、いわゆるこの幕別でつくるビートが、いわゆる国の食料自給にまで影響するという、もっとビートをつくる人たちにも自信を持ってやっていただければと思っております。

ビート自体は非常に重作業に位置づけられておりますので、今、我々の世界で砂糖はあって当たり前、1キログラム100円の安売りの品物でありました。しかし、町長も子供のころを思い出していただければ、いわゆるらくがんのお菓子、これはもう本当に貴重なもの、今はけ飛ばしてもだれも食べない、そんなお菓子になっておりますけれども、中国で、もしいわゆるケーキというものがこれ以上食べることになったら、間違いなく砂糖不足が起きます。

特に、今、中国では輸入量が毎年35%プラスになって、いわゆる値段も75%上昇しております。かといって、日本で品物がなくなりました、砂糖がなくなりましたと言っても、急に作付はふやすことはできないと思えます。製糖工場のある標津町では、緊急対策として5,000万円計上しております。清水、芽室でいろんな施策があると聞いておりますが、私はやはり日本の食料自給向上のために、幕別の役割は大きいと考えるが、町独自の何か一つ目に見えるものがあっていいのではないかと考えますが、支援策、対策費をつくる考えというのは、町長、ないのか再度お伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、町村によっては支援策を講じている、特に製糖工場のあるところなんかは地域経済に与える影響も大きいということでもあります。

私どももそれを全く知らないふりをしているわけではありませんけれども、まずはやはり農協あたりとも十分相談しながら対応していくことが必要なだろうと。勝手に町だけが動くということにももちろんならないだろうと思いますので、これからの状況を見ながら、あるいは農協や関係機関とのお話し合いもさせていただきながら、連携をとりながら対応してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 藤原議員。

○4番（藤原孟） 今、幕別町ではTPPの反対ということをおっしゃっております。当然食料自給がなければ我々だってTPPの反対ということも言えないと思っております。

ぜひ、そういう意味でも緊急対策費、今度の予算に計上されれば幸いだと思っております。

以上、そのことで質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、東口隆弘議員の発言を許します。

東口隆弘議員。

○3番（東口隆弘） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

質問事項、忠類地域定住対策助成事業の継続について。

合併後5年を経過し、この間、町長みずから先頭となり、幕別と忠類のそれぞれの特性を生かし、「一体感の醸成と均衡ある発展」を目指したまちづくりに鋭意努力をいただいていることに敬意を表するところであります。

均衡ある発展とは、幕別、札内、忠類と三つある市街地が、それぞれの地域特性を生かして活性化を図ることであり、そのうちの1地区でも現役世代・子供世代が減少し世代間のバランスが崩れると、地域コミュニティの崩壊につながりかねないものと考えております。

このためには、働き口を確保することや、現役世代の人が地域に住み続けることが必要不可欠であります。

しかし、忠類地区の人口は平成23年7月末の住民基本台帳登録者数は739世帯1,700人余りとなり、合併時と比較をすると150人以上の減少となっております。これは、札内・幕別地区への転居者が多かったことと、忠類地域には民間の賃貸住宅がなく、公的賃貸住宅では所得など制限があり住みたくても住むことができない、単身住宅入居者が結婚をして家庭を持ったときに住む住宅がないなどの住宅事情が一つの要因であったと思われまます。

町ではこの状態の解消のため平成21年度に「幕別町忠類地域定住対策助成事業」を創設し、結果6戸の賃貸住宅が建設をされたところでありますが、その後の状況を見ると、必ずしも他町村からの通勤者の解消になったとは考えられず、また、今後の地域の情勢を考えると、さらなる民間賃貸住宅の需要が高まることが予想されます。忠類地域の人口減少を食い止め、地域コミュニティを維持することは幕別町の発展に寄与するものと思います。

以下の点についてお伺いをいたします。

① 忠類地域定住対策助成事業による民間賃貸住宅への助成の継続について。

② 民間賃貸住宅建設のために、利用予定のない町有地の積極的な売却についてお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 東口議員のご質問にお答えいたします。

「忠類地域定住対策助成事業の継続について」であります。

合併から5年と7カ月が経過し、住民基本台帳における忠類地域の人口は、お話ありましたように、合併前の平成18年2月5日では1,854人でありましたが、本年8月末現在では1,701人、153人の減少となりました。また、昨年実施されました国勢調査の速報値におきましても、忠類地域の人口は平

成 17 年と比較して 9.2%の減少となっております。

ご質問にありますように、地域人口の減少はコミュニティの崩壊につながる可能性も高く、国全体として人口減少社会に転じ人口増を見込むことが難しい時代背景にあって、人口定住につなげる対策は過疎地域のみならず、全国的にも大きな社会問題であると認識いたしております。

ご質問の 1 点目、「忠類地域定住対策助成事業による民間賃貸住宅への助成の継続について」であります。

平成 21 年度に当該事業で建設されました民間賃貸住宅 6 戸には、助成の要件として賃貸住宅の家賃を抑えることや広い面積の住宅を提供するなど一定の募集条件のもと、6 棟 6 戸の民間賃貸住宅が建設され、現在、6 世帯 19 人の方が入居されております。

入居されている方は U ターンの 1 世帯を除いては、もともと忠類地域に居住されていた方々であります。公営住宅に入居されて所得制限を超えた方、あるいは狭隘や住宅の老朽化によって引っ越しを余儀なくされていた世帯の方など、新たな住宅を求めつつ、公営住宅には入居できない所得階層の方々が入居されました。

一方、これによりあきとなった公営住宅には、町外からの転入も 2 世帯 7 人ありますことから、結果としては町外からの人口誘導にもつながったものと考えております。

現在の忠類地域では、一部の事業所に社宅や寮があるものの、民間の賃貸住宅が他にないことから、町外からの引っ越しや公営住宅の所得制限にかかる方々が新たな住まいを求めても受け皿がないという状況にあります。

また、忠類地域では民間事業者による特別養護老人ホームの建設が現在進められており、相当数の職員が勤務される予定と伺っております。

こうした中で、現在は町外に住まわれ、勤務決定後は忠類地域に住まいを求めて働くことを希望される方や、公営住宅においても結婚や所得の増加に伴い所得制限を超える階層の方など、転入、転居を望んでも忠類地域に住宅を得ることができない場合が想定されるところであります。

現時点では、公営住宅の空き状況もありますことから、公営住宅の入居基準に該当される方は公営住宅で対応することとなりますが、これによらない方で忠類に住まいを求められる方々の定住対策については、持ち家推進策、民間事業者への建設の働きかけ、さらには民間賃貸住宅への助成事業なども含め、中長期的な視点に立ってさまざまな角度から定住対策の検討を行おうとしているところであります。

ご質問の 2 点目、「民間賃貸住宅建設のために利用予定のない町有地の積極的な売却について」であります。

定住への誘導対策として、賃貸住宅の建設支援という直接的な供給を促す施策は、有効な手だての一つと考えておりますが、同時に安価な土地の提供による支援も大きな効果を生むものと考えております。

民間事業者における住宅への投資意欲という点では、景気動向や経済的な環境など不透明な部分もありますが、平成 21 年度に実施いたしました忠類栄町における定住対策助成事業は、議会の議決をいただいて、固定資産評価額相当額で用地の売却をするなど、民間賃貸住宅建設の誘導策として有効であったと考えているところであります。

しかしながら、反面、安価な公共用地の提供は近傍の土地評価額を下げることにつながりかねませんので、慎重に対応する必要があると受けとめております。

これまでも遊休町有地の売却に取り組んでまいりましたが、忠類地域の市街地には国道など幹線道路からのアクセスや建設環境のよい町有地もありますので、将来的な土地利用も視野に入れ、具体的な利用計画のない土地については民間賃貸住宅の建設など、引き続き売却に向け周知に努めてまいりたいと考えております。

以上で、東口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 東口議員。

○3番（東口隆弘） ありがとうございます。町長の答弁をお伺いし、町長におきましては町内3地域の均衡ある発展を視野に入れたお考えをお伺いし、大変心強く思えたところでございます。

大変積極的な答弁をいただきましたので、あえて再質問は控えさせていただきたいと思っております。

この一つ目に挙げました忠類地域定住対策促進事業の継続につきましては、町長始め同僚議員のご理解をよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

また、忠類地域の中で民活を利用し、賃貸住宅の充実を図るためにも利用計画のない町有地の有効利用を重ねてお願いをし、私の質問を閉じさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（古川 稔） 以上で、東口隆弘議員の質問を終わります。

この際、15時30分まで休憩いたします。

15：13 休憩

15：30 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○17番（増田武夫） 通告に従いまして、質問をいたします。

私たちは、3月11日にマグニチュード9の巨大地震と大津波という東日本大震災と、それに伴う福島第一原発事故を経験いたしました。

この不幸な出来事は、日本のこれからを真剣に考える機会にすることを求めています。特に原発事故は、他の自然災害などとは異なる異質な危険を伴うものであり、日本のエネルギー政策と、国民の安心・安全社会のあり方の根本を問うものとなっています。

日本の原子力発電は、つくられた安全神話の上に構築されてまいりました。

政府は最近6年間だけでも、404億円の原子力広報予算を使って、安心・安全のキャンペーンを行ってまいりました。

また、最近明らかになったように電力会社は「やらせ」までして世論誘導を行い、原発の建設や、より危険なMOX燃料の導入を図っております。

この結果、世界有数の地震国、津波国日本に54基もの原発がつくられてまいりました。しかし、今度の原発事故によって、この日本のどこにも安全な原発などあり得ないことが明らかとなりました。

福島原発事故は、かねてから研究者や市民運動、日本共産党の国会での質疑などで指摘されていた心配された事態が現実となった人災であります。日本のエネルギー政策の速やかな根本的転換が求められております。

現在の原子力発電をめぐる技術は、未完成であります。泊3号機は91万2,000キロワットでありませぬけれども、100万キロワットの原発が1年間稼働いたしますと、広島型原爆1,000発分の「死の灰」が出ると言われております。人類は、その死の灰を完全に管理し、閉じ込める技術を持っておりませぬ。100万年もの間、無害となることのない莫大な死の灰を出す原子力エネルギーに今後も依存し続けることは、子々孫々まで生存の危険を負わせるものであって、原発に依存し続けることの是非が鋭く問われております。

高橋北海道知事は、3号機の営業運転を原発事故後、全国に先駆けて容認しました。北海道の泊原発の近くには、活断層の存在が指摘されております。東日本大震災の原発事故はいまだに収束せず、実態も明らかになってきておりませぬ。事故が検証され、新しい安全基準の策定を待って、その基準で総点検することもなく営業運転を拙速に再開したことに、全国から疑問と抗議の声が上がっているのは当然のことです。

また、北海道に近く、より扱いが困難だと言われているMOX燃料専用の大間原発の建設には、道内からも反対の声が上がっております。

町長は、十勝・幕別の地を放射能汚染から守り、町民の安全・安心の営農、営業、生活を確保しなければならない大きな責任を負っておられます。

したがって、以下について伺います。

1、拙速に開始された泊原発3号機の営業運転を中止して、福島原発事故の教訓を踏まえた安全審査を厳格に行うよう、北電、国、道に求めること。

2、北海道に重大な影響のある大間原発の建設に、反対の態度を明らかにすること。

3、国に対し、期限を切って原発からの撤退を求めること。

4、自然エネルギーへの転換と省エネ社会への転換のため、自治体を挙げた取り組みを行って、太陽光、バイオマスなど、町内のエネルギー資源を発掘・活用し、自然エネルギーの自給率を向上させること。

5、今後、食料を中心に放射能汚染が進むことが懸念され、町民からは学校給食の安全確保を求める声も聞かれます。どのように対処していくか、国、道にもしっかりと対応するよう求めるべきと思うがどうか。

以上であります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からはご質問の1点目から4点目までにつきましてご答弁させていただきます。

ご質問の要旨にもありますように、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の状況が、日々明らかにされるたびに、事故の重大さとその対応の難しさを強く感じております。

政府を中心に日本の原子力に関する英知を結集して、その対応に全力で取り組んでいただき、一日も早い事故の収束と安心して生活が送れる状況になりますよう願っております。

ご質問の1点目、「泊原発3号機の営業運転の中止と安全審査を厳格に行うよう、北電、国、道に求めることについて」であります。

北電泊原発3号機の営業運転再開につきましては、国が8月9日、高橋北海道知事に対し、「営業運転再開は、再稼動に当たらない」と回答し、北電は同日、経済産業省原子力安全・保安院に対し、3号機の最終検査の申請をしたところであります。

保安院は、8月9日、10日に最終検査を行い、11日に内閣府原子力安全委員会に結果を報告し了承を得ることにより、ダブルチェックの形となりました。

道は、8月17日に泊村など地元4町村長の容認の考えを確認するとともに、再開容認の意向を表明し、これを受け国は、定期検査終了証を北電に交付したものであります。

エネルギー政策は、国が全責任を持って取り組むべきものであり、その安全性については、福島原発事故を踏まえ、これまで以上の安全審査を行う必要性については、意を同じくするところであります。

北海道町村会では福島原発事故を受け、6月28日に、北海道、北海道電力株式会社、電源開発株式会社に対し、「原子力発電所の安全対策と代替エネルギーに関する緊急要望」を行うとともに、8月9日にも国等に対し緊急要請を行ったところであります。

私も同じ思いを持って、町村会の一員として行動をとるにまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問の2点目、「大間原発の建設に反対の態度を明らかにすること」についてであります。北海道町村会では、先ほどの緊急要望の中で、大間原子力発電所の建設については、福島原発事故と同様の災害が発生した場合のシミュレーションを行い、建設の是非を再検討するよう、国、北海道などに緊急要請を行ったところであります。

ご質問の1点目と同様にご理解をいただきたいと思っております。

次に、ご質問の3点目、「国に対し期限を切って原発からの撤退を求めることについて」であります。

福島原発事故を受け、国は、再生可能エネルギー普及に向け「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を成立させ、同法案成立とあわせ、太陽光や風力など再生可能エ

エネルギーを使った発電事業への参入が相次いでおります。

本町にも、北海道を通じて複数の企業から立地可能地域の調査があったところでもあります。このように、国全体として、再生可能エネルギー普及に向けた技術開発や発電事業に参入が進めば、原発に頼らない社会が確立されるものと考えますと同時に期待をするところでもあります。

しかし、現在のエネルギー事情から申しますと、北海道では、電気事業連合会の平成 21 年の資料によりますと、総発電量の 39.6%が原子力発電で占められていると言われており、この部分を他の電力で賄い切れる状況になるには、相当の時間が必要になるものと思われまので、現段階では、国に対し期限を切って原発からの撤退を求めることは、非常に難しいものがあると考えております。

次に、ご質問の 4 点目、「自然エネルギーの自給率向上について」であります。

本町では、平成 16 年 2 月に幕別町地域省エネルギービジョン、平成 18 年 2 月に幕別町地域新エネルギービジョンを策定して、本町における省エネ及び新エネの推進の方向性などを定めるとともに、第 5 期幕別町総合計画の中でも基本計画の一つであります「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり」の実現に向けて、太陽光発電の普及など各種の省エネ・新エネ事業に取り組んでいるところでもあります。

現時点におきまして、新エネ事業として本町で最も有力なものは、日照時間が長いという自然条件を生かした太陽光発電の普及であり、この自然エネルギーの活用に積極的に取り組んでいく考えであります。

具体的な施策としましては、町みずからが先導的な役割を果たすということで、平成 18 年度にさかえ保育所、平成 22 年度に幕別中学校及び白人小学校に、太陽光発電システムの導入を図ったところであり、一般住宅等における太陽光発電システムの設置に対しましては、平成 18 年度から設置者に一定の補助を実施しているところでもあります。

この補助実績につきましては、平成 22 年度末現在の累計で 52 件となっておりますが、特に平成 22 年度は 30 件と飛躍的な伸びを示したところであり、さらに今年度におきましては、既に 8 月末現在で 30 件の申し込みを受け付けているところでありまして、町民の皆さんの自然エネルギーに対する関心や理解が高まってきているものと考えているところでもあります。

また、先般、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が成立したことを受けて、今後は企業も含めて、国全体が自然エネルギーの活用に向けて動き出していくものと思われまので、本町といたしましては、この時代の潮流を見定めながら引き続き環境に優しい自然エネルギーの普及に向けて努めてまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 増田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の 5 点目、「放射線汚染による学校給食の安全確保について」であります。

学校給食センターでは、食材の安全管理につきましては、文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、納品された食材の生産地、品質、鮮度等のチェックのほか、肉は 1 回で使い切る量を当日に購入する、食品保管室には食材以外のものは保管しないなど、十分に注意を払い、安心で安全な給食の提供に努めているところでもあります。

しかしながら、このたびの福島第一原発の事故により、多量の放射線物質が飛散し、多くの国民がこれまでとは違う観点から、食品の安全性について大変心配されているものととらえているところでもあります。

幕別町給食センターには、このたびの事故を受けて、これまで保護者などからの問い合わせは来てはおりませんが、食材の安全確保という観点から、トレーサビリティに基づく牛肉の産地確認や生産流通の確認を始め、各種食材についても産地の確認を行うなど対応しているところでもあります。

給食センターでは、これまでも食材は、できる限り町内産あるいは十勝産、道内産を購入してきてはおりますが、端境期あるいは品目によりましては、道外産を使用せざるを得ない状況もあるところ

であります。

現在、国の放射能汚染に対する食品の安全確保については、東北地方を中心とした14都府県で監視がなされており、国が定める暫定基準値を超えた食品と確認された場合には出荷制限がなされ、市場には流通しないこととなっております。

しかしながら、事故発生後、約半年を経過した現在でも、出荷制限が解除される一方で、新たに出荷制限が行われる品目もあり、児童生徒に対する安心・安全な給食の提供を考えるならば、当面、暫定基準値以下となり、出荷制限が解除された地域からの食材でありましても、購入は慎重に対応すべきものと考えているところであります。

なお、国や道に対応を求めることにつきましては、これまでも全国町村会が「放射性物質・放射線の意味や安全基準についてわかりやすい広報に努めるとともに、放射性物質のモニタリングの対象品目・調査地点を大幅に拡大し、国民の安心感の醸成に努めること」などを、特別意見として国に強く要請しているところであります。

このようなことから、今後とも必要とする場合には、関係機関との連携を図る中で対応してまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 再質問させていただきます。

今回起きました原子力発電所の事故の持つ意味が、非常に大きいのだというふうに思います。特にこの放射能汚染というものは、ほかの自然災害でありますとか、飛行機事故、その他の事故などと違った異質な危険があるということでもあります。

一度こうした大きな事故を起こしますと、その汚染はどこまでも際限なく広がっていきます。空間的に広がっていく、海洋汚染などでは世界的にも広がっていく。それから、時間的にも、そのときだけの汚染で終わらずに、チェルノブイリの事故などでは、25年たった現在でも、30キロ圏内には住めない。そして、その後のいろいろな影響で、がんの発生などもすぐく子供を中心にふえていると。そういうようなことで、時間的にも後世まで非常に大きな影響を与える。また、社会的にも、今、福島原発事故の中では、いつになったら住める、近辺ではいつになったら生活できるか、住むことができるかということがわからないという状況で、相当長期間にわたって、ここには住むことができないのではないかとというようなことも言われているわけです。

そうした点で、こうした原子力発電の事故に対する認識をやはり一緒にして、この原発問題を考えていかなければならない、そういうことで取り上げさせていただいたわけでもあります。

1番目の泊原発の3号機、これは91万2,000キロワットの発電をしているわけでもありますけれども、この3号機の建設そのものも建設に当たってのやらせがありましたし、また2008年度の国の説明会、道と近隣4町村の説明会の両方においてもやらせが行われて、建設に世論誘導を行っていたというような、非常に建設当初から問題がある原発だというふうに思うわけです。

そうした中で、今度の原発事故を経験しまして、福島原発の事故は、津波が最大の原因で今日のように至ったような報道が多いわけですがけれども、しかしながらよく調べていくと、最初の地震で大きな損傷を受けて致命的なものになっているようなことも言われてきているわけでもあります。

そうした点を考えますと、あの泊原発の15キロ沖合には活断層が発見されております。その活断層は、70キロの距離で北北西に延びているようでもありますけれども、ごく近くに活断層があると。これが動くとマグニチュード7.5の地震が起こるのではないかとというふうな指摘もされております。しかしながら、北電はその活断層の存在をいまだに認めておらないわけでもあります。

そうした点で、今度の原発事故を受けまして、今度の3号機というのは、1月に運転が停止されて、そして3月からの試験運転に入って、その途中で今回の事故が起こったわけですがけれども、そのことを考えますと、やはり今度の原発事故を受けて、その原発の新しいいろいろな基準で、もう一度この泊3号機が安全であるかどうかのきちっとした検査をすることなしに、営業運転に突き進んだという

ことが非常に大きいと思うわけですが、そうした点では、町長はやはり責任を持ってこの地域の住民の健康や安全を守るという立場から、しっかり営業運転を再開したものを中止して、点検をし直すべきだという主張をすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 泊の3号機の営業運転には、いろんなご意見があったのだらうと思いますし、国の検査もあって、いわゆる知事が今の国の安全性を担保にしながら、これから12月の一番電力を必要とする時期に、これをとめてしまうことはどうなのか。いわゆる道民の生活を守って、あるいは企業の環境整備あるいは企業誘致、そういったことに係って、原子力の必要性がある、そういった発言をされて、今回の3号機の再開がなされたというふうには押さえております。

私どもとしては、現実、今の3号機が動いている中で、何はともあれ、まだ安全性の確認、安全性が確保されることが最大の要因であらうというふうには思っています。

もちろん、それらを全部とめることによって、新たなエネルギーが出て、そして原発なくしても、日本の電気が、北海道の電力が賄い切れるというような状況になれば、これはまたいろんな角度からそういう問題も出てくるのだらうと思いますけれども、今の段階では、ただただ安全性を十分国の段階で確保していただければというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 原発をとめれば、電気が足りなくなるかどうかというのは、後で議論したいと思うのですが、今度の地震によって、地球、この日本をめぐる地殻の不安定さが増したというふうには言われておまして、やはりどこでどんな地震が起こるかということは、予想もつかないような状況が生まれてきました。

そして、地震に対して安全だということを北電は主張しておりますけれども、しかしそれは横揺れに対する安全だけを主張しているのもであって、この15キロ先に活断層があって、それが動いたときに発生する縦揺れには非常に弱いという指摘がされているわけです。その揺れの強さをガルという数字で表すようでありましてけれども、横揺れには550ガルの揺れにも耐えるのだと、そういうことを言っているようでありましてけれども、縦揺れに対しては、それだけの強度がないというふうな指摘もされております。

阪神淡路大震災では、840ガルの力が働いたということで、地震だけで、今、泊原発は電源の喪失をとめるためのいろんな対策はやっているようでありましてけれども、そうした地震に対する対策は何ら講じられていないと。

そういうようなことを考えますと、これ、やはり福島のような事故がもし起きたとすれば、本当に風に乗って十勝にも十分汚染物質が運ばれてくる可能性が強いわけなのですよね。だから、北海道知事は、周りの4町村の意見だけを聞いているようでありましてけれども、これは北海道全体の市町村にとって非常に問題になることであって、周りの4町村の意見を聴取すれば、それでいいというような問題ではないというふうには思います。

そうした点から言えば、町長はこの幕別町の責任者として、しっかりと意見を言うべきではないかと。事故が起こってからでは、取り返しのつかない事態になることを考えて、ぜひ再点検をしろということを主張していただきたいと思います。

そうした各町村の主張こそが動かしていく力になると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどの答弁で申し上げましたけれども、町村会もいろいろ温度差があって、4町村は合意したけれども、同じ後志支庁管内の他の町村では、いわゆる町村会ではまとめ切れなかったというようなことも新聞報道で聞いております。

ただ、現実には、北海道町村会が国なり、道なり、あるいは北電なりに、今、増田議員がおっしゃったようなことの安全性の確認ですとか、そういう住民に迷惑がかかるようなことがないようなことについての申し入れはなされているわけでありまして、私どもも当然町村会の一員でありますから、

我々の思いもそれに込めていきたいというふうには思っています。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 積極的な発言をしていくことこそ必要だというふうに思うのですが、2番目の問題も関連しますので、大間の原発の問題であります。

このMOX燃料、ウランとそれからプルトニウムと酸性の混合燃料を燃やすものでありますけれども、これはウラン燃料だけのものよりも扱いがさらに困難で大変だと言われております。この大間の原発は、このMOX燃料専用の原発だということで、さらに問題が大きいわけなのですけれども、これにおきましても、この大間の原発の300メートル北側には、大きな幾つもの活断層があると言われております。それから、さらに海峡、海の底にも幾つもの活断層があって、この6,000年の間に2回の大地震がここで起きているということも、研究の結果明らかになってきております。

このMOX燃料専用の大間原発につきましては、函館市でありますとか、北斗市の市長さんも永久凍結してほしいということで声を上げております。この原発につきましても、泊原発と同じように、この北海道にとっても非常に大きな問題だというふうに思います。現在、少しずつやり始めているわけですが、これをつくり続けるということではなくて、やはりこの時点で思い切って、そういう危険な地域にあるわけですから、建設を中止してくれと、そのこともぜひ声を上げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 大間の問題も大臣なんかの言い方をしますと、新規着工というのは、今、工事にかかったものは新規着工ではないのだというようなことも言っていますけれども、私どもはそれがいいかどうかという判断はもちろんつきませんが、おっしゃるように、先ほども申し上げましたように、原子力がこれだけ危険だと、みんな大変だと、今回実感をしている中であって、これにかわるものがどんどん出てくることによって、原子力発電が不要になっていくと、そういう社会になっていくことが何よりも望ましいことなのだろうというふうに思います。

私どもは、一町の町長が声を上げてどうのこうのというのではなくて、みんなのそうした声を一つにして、町村会の動きがあるわけですから、私どもはその一員としてこれからも動いていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 泊にしても、大間にいたしましても、北海道全体に、もしそうした事態が起これば、これいつ起こるか分からないという地震なり、津波なりの被害でありますので、一日も早くこうしたものを、危険を取り除いていく努力が求められるのだというふうに思うのです。

続いて、3番目の原発から撤退していくような、そういう方針をやはり国にしてもとるべきではないか、そのことを国に求めるべきではないかという、この問題であります。

期限を切って、すぐ今やめると、全部とめると言っても、やはりいろんな需給の問題もありまして、混乱が起こるわけですが、しかしながらやはり期限を切って、例えば5年なり10年なりの間に、段階的にやめていくのだと、そういう方向をとる必要があるのではないかとこのように思います。

先ほど町長は、原発をとめることによって、電力不足が起こるのではないかと、そのような発言をされているわけですが、しかし私たちがいろいろ調べてみました。その調べてみますと、例えば北海道の場合、今、原発は3基あるうち1基しか動いていないのですよね。その3基の泊原発は全部フル稼働させると、207万キロワットになります。北電の総発電量は、現在、火力発電、いろいろな水力発電もありまして、現在、全部稼働させれば、742万キロワットあります。ですから、原発の207万キロワットを除きますと、530万2,085キロワット、530万キロワットほどあるわけです。そのほかに、電源開発による水力発電が21万キロワット余り、それから道による水力発電が7万キロワット、それと1,000キロワット以上の企業が持っている、内部で発電機を抱えたり、発電装置を抱えたりしている企業が、1,000キロワット以上の企業のあれを動員しますと、262万キロワットあるということで、道内の発電力の総計は820万キロワットあると、調査をして積み上げますと。道内の昨年の

最大電力使用量、これは冬が一番大きいということで、昨年1月には579万キロワットの最大使用料だったということでもあります。こうした数字を積み上げますと、今、1機しか動いていない3号機なのですが、こういうものをとめても、十分に企業の協力でありますとか、いろんなものをフル動員すれば十分に足りる電力量だと、そういうことが明らかになってきております。

これは、全国的にも言えることであって、全国的にも自然エネルギーなどもこれから5年10年の間にフル活用する方向を打ち出して、積極的に取り組んでいけば、十分に電力は賄っていかれるというのが私たちの見解なのですが、この今54基、全国に原発があるのですけれども、今、点検でありますとか、点検済みのものが稼働できないなどということがあって、今、3分の1しか原発が動いていません。だから、そうした点では、そうした原発に頼らない方向で努力をしていくことによって、十分賄っていただけるのではないかなど。

今、福島原発、今、第一原発の4基が問題になっているのですが、第2原発にも2基ありますし、こうした福島原発、もうああいう状態になっていますので、これも即とめる方向、それから浜岡原発といいまして、静岡にある原発なのですけれども、これはいつ起こるかかわからないと言われる東海地震の震源域の真上にありますので、これは即津波の対策をやったら稼働するなどという政府の対策ではなくて、これはやめなくてはだめだと。それから、もんじゅのような、ああいうプルサーマルをあれしているもんじゅのような事故ばかり起こっているものはやめるとか、そういうことがまず必要ではないか。

それから、稼働してから40年以上たった、最初は30年から40年の耐用年数だと言っていたのですが、それを40年以上も稼働するというので、これ稼働することによって、中性子の影響などで、十数センチある鋼鉄の圧力容器、これは劣化してくるということで、非常に危険だと言われておりますけれども、40年以上のものが3基あるし、それから30年から40年たっている原発が16基もあると。こうしたものをとめながら、徐々にやっぱり切りかえていくという、そういう措置をとっていくことが何としても必要だと。やはり福島第一原発の事故のようなものが再びどこかで起きれば、それこそ安心して住むことができないような状況になってしまう。

福島第一原発の状況もなかなか中に行って調べることができないので、燃料がどういう状況になっているかはわかりませんよね。それで、あれがもし水蒸気爆発を起こしたら、圧力容器そのものが吹っ飛んでしまって、今のところ死の灰の中の放射性物質の2%程度しか外に出していないのですけれども、もし水蒸気爆発などが起これば、東京近辺までみんな避難区域になってしまうというような非常に危険な、それが起こらないという保障はないということでもありますし、また1号機などではメルトダウンを起こしていることは、しっかりもう地震の直後からなっていることが明らかになっているのですが、これは2,800度ぐらいになりますので、冷やしていなかったら。これは、圧力容器は融点が千五百何十度しかないのです、これが2,800度のものがメルトダウンしますと、メルトスルーといって、下に落ちてしまうのですよね。これが、コンクリートの建屋の底も抜いて、ある研究者によっては、既に下の地面にまで潜り込んでいるのではないかと、そういうことまで懸念されているわけですよね。だから、ひとたびこうした事故が起こったら、我々は原子力、こうした原子力の技術で放射能を閉じ込めたり、無害にする技術をまだ持っていないわけですよね。だから、そういうことを考えたら、真剣になって、この原発からの脱却を考えていかなければならないと思います。

やはりこの地域の安全と安心に責任を持つ町長は、ぜひともそうした声を大きく上げていただきたいと、そのことを、それが原発ゼロへ期限を切っていくべきだという、そういう主張をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 答弁繰り返になってしまうのですが、今回、これだけの大きな事故があって、たしかけさもフランスかどこかでまた原発の事故があって、今まさに世界的に原子力の見直しということが言われているわけですから、国民のすべてがそういう状況にこれからも進んでいくのだからと私は思っています。

ただ、今おっしゃられたように、廃炉、古くなったやつが廃炉していく。そして、新規はつくらない。そんなことを言っていると、いつになったら全部がなくなるのかということの年数は私にもわかりませんが、ただそうした中で、年限を我々の段階でいつまで、5年後に切りなさい、10年後に切りなさいということは、なかなか申し上げにくいので、あくまでも今活動しているものは、とにかく安全に活動して、早くほかのエネルギーにかえるものはどんどんかえていって、原子力発電がなくなっていくことが、多くの国民があるいは全世界の人たちが望んでいることなのだろうと。そういう中で、我々町村長として、お互いが理解し合う中で町村会の取り組みで進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 今回のこの事故を経験したことから考えれば、やはりいかに町村長、市長なども、個々に強力なその運動を展開する先頭に立っていくことが重要かということを考えさせられるわけなのですけれども、広島型原爆は600グラムのウランで、ウランも一瞬、中性子をぶつけて一瞬で爆発させてあれだけのエネルギーを一挙に放出したわけなのですけれども、この原発もその反応を徐々に徐々にやっているだけで、原理としては同じようなものなのですよね。

やはりそうしたことで、泊3号機よりちょっと大きいような100万キロワットの原発が、いや、原発を稼働させるということは、核分裂を起こして、その生成物である死の灰がどんどんふえていくということなのですよ。それで、その生成物の死の灰は、100万キロワットの原発が1年間稼働すれば、広島型原発の1,000発分の死の灰が生まれると言われているのです。

そして、この死の灰を、先ほども言いましたように、閉じ込めておく、一たびこうした事故が起こりますと、それを無害にすることも、閉じ込めておくこともできない非常に大変な状況になるわけですよ。

今、そうした使用済み核燃料が六ヶ所村の再処理工場には、3,100トン使用済み核燃料がたまっているそうです。それで、今そこには収容し切れないので、各原発の建屋の中にプールをつくって、そこに貯蔵しているのですよね。これ原発の燃料というものは、燃やした後も崩壊熱といって熱を出し続けるのです。だから、あのプールの中で、水に浸して貯蔵しておかなければならない。だから、あれもあの水がなくなったら、再びひどい状況に陥るとするのは、今度の事故でもみんなが知ったことだというふうに思うのですけれども、そうした使用済み核燃料が、全国の原発の中には1万3,000トンもたまっていると、こういうことなのですよ。

これが、本当に無害になっていく、六ヶ所村で燃料を再処理してプルトニウムとウランと、それから高濃度の放射性廃棄物とに分ける、これも今うまくいってないので、そうやってないので、こうしたものを高濃度の廃棄物をガラスで固化して固めて、そして地下に埋めるという、こういうことにしようとしているのですが、その技術もまだ完成されていないのですよね。

だから、私たちは便利だということで原発に依存すればするほど、それこそ無害になるには100万年もかかると言われるものを出し続けるわけなのです。100万年といえば、100万年前は人類は何をやっていたかということ、やっとな火を使うことを覚えて、人類が歩み出すそういう時代ですよ。これから100万年も無害にならないようなものを出し続けていいのか。それをだれが責任を持って管理するのか。この地球は今動く生き物のようなものです。300メートル、500メートル地下に埋めたとしても、どんなことで、それが動き出す、地表に出てこないとも限らないわけですよ。

だから、そういうことを考えたら、やはり今、日本には原発に比べたら、その40倍の自然エネルギーがある、環境省の試算では40倍のエネルギーがあふれているのだと。それをやはりしっかりと活用して、原発をなるべく早くなくしていくことが必要ではないかと、そのことが子々孫々に危険を負わせない一番近道ではないかというふうに思うのです。

そういうことを考えますと、やはり確かに町村会なんかでも頑張ってもらうことは必要なのですが、町長自身として、この原発、原子力発電というものに、どういう思いを持っておられるのか、町長自身の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 決して、私は原発推進すべきだなんていう立場には立ってはおらず、おっしゃられるように、一日も早く原発が自然エネルギー等によって変わって、世界の国からそういったものが、原発というものがなくなっていく、そういうことのために、お互い頑張っていかなければならないのだろう、そういう思いではあります。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 本当にこの原子力発電でできた、今、前にも言いましたように、これを無害にする技術も閉じ込めておく技術もない中で、今度の福島事故が起きました。現在でも、そうした地中にどんどん汚染物が潜り込んでいっているのではないかと。それから、汚染された水を放出、政府の責任で海に流したこともありましたが、また割れ目からどんどん高濃度に汚染された汚染水が流れていたのですが、あれは見た部分だけであって、コンクリートがあれだけ揺すられたわけですから、見えないところでどれだけ流出しているかわからないという、そういう科学者もおられます。

そういうことを考えますと、今の福島の原発が一向に、政府は第1ステップは完了したようなことを発表して、なるべく心配ないような発言をしておりますけれども、しかし第2号機でも第3号機でも中に行ってみてもいいし、どんな状況になっているかわからない。これが収束するには、それこそ20年も30年もかかっているのではないかと。そういうことがあります。そうしたことを考えますと、ぜひともそうしたことも大きな問題であることを肝に銘じて、ぜひとも大きな努力を払っていただきたい、そのように思います。

4番目の自然エネルギーへの転換の問題でありますけれども、今、非常に住民も関心を持っております。その関心のあらわれが、本町の太陽光発電の申し込みなども非常に急激にふえていると。でありますので、これは援助の仕方でありまして、そういうものを大幅に改善することによって、その勢いが一気に加速するのだというふうに思うのですよね。

しかも、太陽光発電が中心でありますけれども、本町は酪農の町でもありまして、家畜のふん尿を利用したバイオマスの発電なども、やはり今いろんなところで行われているのは、何億円とかかる大規模なものが中心で、なかなか小さいものに手をつけているところはなかなか少ないのですけれども、しかし我が町にある、言ってみればこれは大きな資源でありますので、こうしたことの研究も行いながら、ぜひともこの自然エネルギーに対する取り組みを強めていただきたいのと同時に、省エネ社会に対する関心も非常に高まっております。

ぜひとも、町を挙げて、省エネとその自然エネルギーの活用、発掘にさらに大きな力を尽くしていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたように、本町は比較的早く省エネなんかの取り組みも進めておりますし、太陽光発電について、みずからの施設に設置したり助成をしておりますけれども、助成なんかも大体内的にもそろってきている状況で、この間の新聞なんか見ますと、もう三つか四つが実施していないだけで、ほとんどが実施している。見てみますと、中身も大体類似しているような状況でありますので、さらにこれを充実するとすると、そういった状況も踏まえながら太陽光発電の助成等については、協議・検討を加えていきたいと思っております。

バイオマスプラントにつきましては、ご存じのように鹿追ですとか士幌ですとかが先進的に取り組んでおりまして、幕別町だけでは一度ゆとりみらいか何かでは研究もさせていただいたのですが、なかなか難しいというような判断は出ているのですけれども、引き続き機会があれば、どういったことが可能かということについては検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） この問題は、政府にも本腰を入れるように、ぜひお願いしたいのですが、この5年間で政府は2兆円の税金を原発につき込みました。いろんな自治体に対する支援だとか、そういうものを全部含めて2兆円の税金を原発関係につき込みました。

一方で、自然エネルギー、太陽光でありますとか、そういうものの援助も若干しているのですけれども、これはこの5年間で6,500億円であります。でありますので、原発からの期限を決めた撤退などをする中で、こうした税金の使い方を太陽光発電なり、その自然エネルギーを活用する方向にしっかりと転換していけば、物すごい勢いで自然エネルギーを活用する勢いが増していくのだと思うのです。

だから、これは5年、10年を積極的に一生懸命政府も行えば、原発に頼らなくてもできるエネルギーに急激になっていきますし、先ほども言いましたように、それこそ浜岡原発などはいつ東海地震、東南海地震が起きるかわからないというところに現実にあるわけですから、これはそういう方向をぜひ強めてもらいたいと思いますけれども、今度の東日本大震災、マグニチュード9というこの地震は、地震学者も予想していないような地震であったということです。このことが起こった関係で、バランスが崩れていて、いつどこでどういう地震が発生するかという、そういう危険がさらに高まっているのだというのが、地震学者の指摘なわけです。

そうしたことを考えますと、この国に対してもそうでありますけれども、町自身も自然エネルギーへの転換というか、活用をやはり積極的に続けていただきたいと、そのように思います。そのことを要請したいというふうに思います。

次に、5番目の学校給食の問題であります。

この自然の中に飛散した放射能の総量というのは、広島型原爆の30個分とも40個分とも言われております。そうした中で、やはりその飛散の状況は静岡でありますとか、そういうところにも飛散してお茶などにも汚染が広がっているわけでありますけれども、これを国が責任を持って食料については、責任を持った検査をして安全なものしか市場に出さないという、そうした措置をもっととらなければならないと思うのですが、今、17の都県で県などに国が委嘱してそういうことをやっているようでありますけれども、しかしこれから魚などにも出てくるというふうに思うのです。

コウナゴの汚染が一時発表されたわけですが、プランクトンでありますとか、こうした小さな魚にまず捕食されて、それが食物連鎖で次第に大きな魚に捕食されていくわけですが、そうした中で、セシウムなどは半減期が30年、ストロンチウムも28年8カ月、ヨウ素などは8日と比較的短いわけですが、しかしこれも大量に飛び散ったということで、半減期というのは出す放射線の量が半分になる期間がそれだけということになりますけれども、こうしたものが魚の骨でありますとか、そういうところに蓄積されて、漁師の方々は、これからどんな、魚というのは境目がなく回遊するわけですから、そうした点では非常に心配だと。やっぱりこういうものも、これから国の責任でしっかりと検査をして安心なものしか出さないということをしていかないと、かえって風評被害などであそこの産地だからだめだというような、そういう風評被害で不買になるようなことが起こってくるのだというふうに思うのです。

そうした点で、各自治体でもいろいろな検査の方法がないかというような研究もしているところも多いようではありますが、まずは国に責任を持った検査体制をつくることを要求していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 先ほどの答弁と重複するところがありますが、まずもって地方や自治体において、責任ある検査ができるというような仕組み、体制にはありませんので、これはやっぱり国が責任を持って安心・安全な検査によって安全を確認されれば、市場に流れるというようなシステムでなければ、風評被害を含めて、これは皆さん大変な不安感に陥ることになりますので、ぜひご指摘のとおり、国の責任において完全なる検査のもとで市場に流れるように要望をしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○17番（増田武夫） 日本のそうした放射能を検査する技術は、非常に進んでいるそうあります。大量な野菜なりなんなりを流れる中で、汚染されているかどうかを検査するような機械も現実にはある

そうなのですが、そういうものが政府は活用していないというような指摘もされております。

そうしたことを考えますと、やはり安心・安全な、まずこの放射能の影響は、子供に一番多くあられ、妊婦もそうでありますけれども、子供に一番多くあられますので、ぜひともそうした点では、心して当たっていただきたいと。

以上で終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

16 : 31 延会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成23年第3回幕別町議会定例会
(平成23年9月14日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
8 乾 邦廣 9 牧野 茂敏 10 谷口 和弥
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第51号 平成23年度幕別町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第4 議案第52号 平成23年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第53号 平成23年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第54号 平成23年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第55号 平成23年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）

会議録

平成23年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年9月14日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月14日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 企 画 室 長 堂前芳昭
会 計 管 理 者 新屋敷清志 建 設 部 長 高橋政雄
民 生 部 長 菅 好弘 忠類総合支所長 古川耕一
札 内 支 所 長 飛田 栄 教 育 部 長 佐藤昌親
総 務 課 長 田村修一 企 画 室 参 事 伊藤博明
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
福 祉 課 長 横山義嗣 保 健 課 長 境谷美智子
学 校 教 育 課 長 羽磨知成
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
8 乾 邦廣 9 牧野 茂敏 10 谷口 和弥

議事の経過

(平成23年9月14日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

その前に、きょうも暑いようですので、上着を外される方は、外していただいて結構かと思います。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番乾議員、9番牧野議員、10番谷口議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

質問に関しては、会議規則第61条第2項の規定によって、議長に通告した要旨の範囲内で行うようにしてください。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第56条第1項の規定によって、答弁を含め60分以内といたします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○10番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

来年度実施の改定介護保険制度への対応について。

改定介護保険制度が6月15日、衆参合わせて18時間という国会審議で成立しました。「医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される『地域包括システム』の実現」を目指すとされていますが、来年度以降も必要な介護サービスが受けられるのかどうか、大きな不安を与えるものとなっています。

2000年4月に施行された介護保険制度は、「保険あって介護なし」の言葉に象徴されるように、高すぎる保険料、利用者負担、深刻な施設不足、必ずしも実態を反映していない要介護認定や利用限度額によって、利用できる介護が制限されるなど、多くの問題が噴出しています。今回で施行後2回目となる改定にもかかわらず、こうした問題の解決には手をつけず、新たな給付制限を盛り込むなど、利用者、家族に重大な影響を与えるものとなっています。しかしながら、この改定を受けて、幕別町においても来年度からの第5期幕別町介護保険事業計画の策定準備は進めていかねばなりません。

そこで、以下の点について伺います。

第1に、改定介護保険制度では、市町村の判断で介護予防、日常生活支援総合事業を創設することができるとされています。総合事業を実施する市町村は、要支援者について、従来の予防給付を受けるのか、総合事業に移行させるのか、一人一人について判断することになるとされています。総合事業実施に向けて、町の考えを伺います。

二つ目に、介護職員によるたんの吸引等の医療行為が解禁されます。これまで重症化した特別養護老人ホーム入居者に対して認められてきたものですが、在宅サービスや通所サービスにも拡大し、法

制化するもので、医療関係者、介護職員から強い懸念の声が上がっています。介護現場での医療従事者不足を専門性が異なる介護職に補わせることは、高齢者の命の安全を脅かすことにもなります。該当する介護職員の研修等を援助する手だてや町民に対する説明が必要と思いますが、町の考えを伺います。

第3に、第5期計画の策定に向けて、どのような体制やスケジュールで進めていくのか伺います。

また、第5期計画における介護保険サービス基盤整備の考えを伺います。

第4に、介護保険料、定率1割のサービス利用料、食費や居住費といったホテルコストなどの利用者負担が家計を圧迫していることから軽減・減免制度を望む声が強まっています。要介護者、要支援者など高齢者対象のアンケート等の調査で、介護保険について、どのような要望が出されているのか伺います。

また、第5期計画策定に向けて、介護保険料負担や療養負担の軽減に対する町の考えを伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

今回の介護保険制度の改正においては、法案の成立後、平成23年7月11日に全国会議が行われ、その内容の説明がなされたところであります。

しかしながら、詳細にわたる内容が、いまだに示されておらず、その対応に苦慮している状況にあります。

ご質問の1点目、「介護予防・日常生活支援総合事業の実施について」であります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができることを目的とし、自立が可能で社会参加意欲の高い方、虚弱、引きこもりなど要介護に該当しない方、介護予防サービスが適切な方など、一人一人の状況に応じた生活支援サービスを総合的に提供をすることができる事業とされております。

さらに、その事業の実施の判断を市町村が決定するという点も示されたところであります。

「介護予防・日常生活支援総合事業」創設の趣旨に関しましては、本人を主体においた切れ目のない総合的サービスが提供できるという点において、よりよい住民サービスであるものと認識いたしております。

現段階におきましては、実施に向けた詳細な「基本事項」、参考となる「手引」等が本年秋口以降、または年度内に示される予定でありますことから、今後示される詳細な情報を十分検討して判断をしまいたいと考えているところであります。

ご質問の2点目、「介護職員の一部医療行為の法制化に伴う介護職員の研修等の援助と町民に対する説明の必要性」についてであります。

平成22年4月1日の厚生労働省医政局通知により、特別養護老人ホームにおいての口腔内のたん吸引と胃ろうからの経管栄養の実施が可能となりました。

今回の改正において、基本としましては、社会福祉法及び介護福祉法等の一部を改正することで、教育課程において、その行為を位置づけるものであります。当面は「認定特定行為業務従事者」として、現在のサービスを担当している介護職員が50時間の所定の研修、シミュレーター演習、実地研修を経て、ケアの実践ができるというものであります。

また、研修期間についても、その要件に厳しく規定があり、国、道によって管理監督の上での実施をしていくことになると示されております。現段階においては、平成24年度の法改正後の実施に向け、今月末に厚生労働省が東京などにおいて指導者講習を実施し、そこで養成された指導者が各都道府県において、介護職員に研修を実施することとされておりますが、今後この登録研修機関、登録実施機関、研修方法の詳細が示され、ガイドラインとして整備されてくる予定となっております。

町民への説明についてであります。この制度は、介護職員がこれら医療ケアを実施する際には、必ず本人、家族の同意が必要とされているため、正しく詳細な説明責任が伴っております。

町といたしましても、サービスを必要とされる方が、安全の確保された所定の要件が整備された中での実施が受けられるよう、今後の動向を注意深く見守り対応してまいりたいと考えております。

また、介護職員の研修につきましても、今後、国・道から示されますガイドラインの中で、予算措置等も示される予定ですが、原則といたしましては、その指定を受け、実施を行う事業者の責任において受けていただくものと考えております。

ご質問の3点目、「第5期計画の策定体制とスケジュール、介護保険サービスの基盤整備について」であります。

平成24年度を初年度といたします第5期介護保険事業計画の策定につきましては、本年5月20日に幕別町介護保険運営等協議会に対しまして、計画に対する意見を求めるべく諮問を行ったところであり、来年2月を目途といたしまして答申をいただくスケジュールで取り進めております。

計画策定に向けましては、現在、要介護認定を受けていない一般高齢者を対象とした「高齢者生活アンケート」や在宅で介護サービスを利用されております要支援・要介護認定者を対象とした「介護保険利用状況実態調査」を行ったところであり、高齢者の生活状況や要支援・要介護の認定を受けた被保険者のサービスの利用実態、満足度、意向などの分析を行っている状況であります。

また、平成24年度から26年度の3年間における幕別町内での介護サービス事業の展開につきまして、介護サービス参入意向調査を行ったところでもあり、今後の介護保険サービスの基盤整備、需要と供給の適正化、新たな施策の対応など第5期介護保険事業計画にどのように反映できるのか、現在、検討を行っているところであります。介護保険サービスの見込み量を推計するためのワークシートは、国からの配布が当初の予定よりおこなわれている状況にありますが、これらの作業を年内に終え、年明けを目途といたしまして、計画案を公表させていただき、計画に対する町民の皆さんからのご意見を伺う予定といたしております。

次に、「第5期計画における介護保険サービス基盤整備の考え方について」であります。

介護保険サービスの基盤整備につきましては、高齢者ができる限り住みなれた自宅や地域で生活が継続できるよう、在宅サービスや地域密着型サービスなど、地域のニーズに応じた基盤整備を進めていくことが重要であると考えているところであります。

第5期計画における介護保険サービス基盤整備につきましては、参入予定業者の意向調査は終了しておりますが、現時点でお示しできる段階にはない状況であります。

今後も高齢化がますます進展することを踏まえまして、特別養護老人ホームの入所待機者の解消や地域のニーズに応じた基盤整備を進めていくことが重要であるとの基本的な考え方を継続し、第5期計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、「アンケート調査による介護保険の要望と第5期計画策定に向けた介護保険料や利用者負担の軽減について」であります。

先ほどのご質問でお答えさせていただきましたように、現在「高齢者生活アンケート」及び「介護保険利用状況実態調査」の分析を進めているところであります。

回答状況であります。高齢者生活アンケートにつきましては、調査対象1,261人のうち85.8%に当たる1,082人から、また介護保険利用状況実態調査につきましては、875人のうち67.2%に当たる588人から回答をいただきました。

調査内容のうち介護保険料に対する負担感、介護保険料と介護サービスのあり方、介護サービスの利用者負担額の負担感につきましては、調査結果を集約したところであります。介護保険料に対する負担感に関する質問につきましては、全体の58.9%の方が介護保険料に負担感を感じているという結果でありました。

次に、介護保険料と介護サービスのあり方に関する質問につきましては、介護サービスの充実のために必要であるならば、介護保険料の増額はやむを得ないという回答は、全体の20.6%、一方減額すべきという回答は17.6%という結果でありました。

また、在宅で介護サービスを利用されている要介護認定者を対象とした介護サービスの1割負担に

対する負担感に関する質問では、負担に感じている方が全体の 27%、負担を感じていない方は、全体の 43.1%を占めるという結果でありました。

次に、「第 5 期計画策定に向けた介護保険料や利用者負担の軽減について」であります。

介護保険料に対する軽減につきましては、これまでもお答えさせていただきましたが、介護保険料は、所得に応じて算定するなど、所得の低い方への一定の配慮を行っているところであります。

また、平成 21 年度からは、特に世帯課税・本人非課税である「第 4 段階」に該当する方につきましては、2 段階に分割し、基準保険料を引き下げるとともに、全体で所得の高い方からは、応分の負担を求めよう所得段階を 8 段階 9 区分に設定したところであります。

第 5 期の介護保険料につきましては、介護保険サービスの利用者の増加と地域密着型サービス基盤の施設整備に伴う保険料の上昇に加え、第 1 号被保険者の増加に伴い、介護保険給付費総体に対する第 1 号被保険者の負担率が現行の 20%から 21%に引き上げられることによる影響も見込んでいます。

国は、第 5 期保険料の設定に当たり、第 3 段階の所得区分の細分化を検討しており、具体的な内容は、今後示されるものでありますが、本町におきましても、国から示される内容を十分に検討した上で、保険料の設定を行いたいと考えているところであります。

次に、利用料負担の軽減についてであります。これまでも施設に入所されております低所得者の方に対して、食事、居住費の負担額の減額を行うとともに、在宅における介護サービスの利用者に対しましては、訪問介護、通所介護などのサービスに係る利用者負担の 25%を軽減し、平成 21 年度からは、軽減対象となるサービス事業者を社会福祉法人以外の利用者にも拡大をしたところであります。

介護保険利用実態調査における介護サービス利用者の利用者負担額に対しましては、負担を感じていない方が 4 割以上を占めるという結果ではありますが、介護保険制度を円滑に実施するためには、第 5 期においても、引き続き低所得者に配慮した対策を講じる必要があると考えているところであります。

今後、幕別町介護保険運営等協議会におけるご意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） それでは、再質問のほうをさせていただきたいというふうに思います。

今回の質問でありますけれども、改正介護保険制度の改正点の中で、特に介護サービス利用者や家族、介護保険事業者に関心が高い部分であります総合事業、それから介護従事者の医療行為、それから基盤整備の中で、定期巡回や定期巡回随時対応型サービスについてお尋ねさせていただきたいと、それから第 5 期計画についてもお伺いを立てたところであります。

それで、まず一番最初に、総合支援事業のことについてお尋ねしたわけでありますけれども、この中で、この総合支援事業が切れ目のない総合的なサービスが提供できるよいサービスと認識しているということの答弁でございました。このところについて、もう少し具体的に、その認識に立たれた理由について、お尋ねをしたいというふうに思うのであります。

まだ手引書が届いていないということもありましたけれども、どんな事業を具体的にしていくのかというような、そんなイメージは、もうできていて、そしてこういう認識に立たれたのではないかなというふうに推察します。繰り返しになりますけれども、どのような理由でもってこのサービスがよいというふうに認識されたのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） この日常生活支援総合事業は、冒頭、町長が申し上げましたとおり、現在の段階で、すべてのものが出そろってその判断に立ったというものではございませんが、その理念、それからこれまで一つ一つの事業に対して、対象者を選定して実施してきたものを、人の観点から、人から見て、どのサービスを利用するのが重要かというところに立ち返られるという点では、その理

念について正しいものだと認識しているという段階です。ただ、実際、今ご承知のとおり一つも具体的なものが出てきておりませんので、その段階では現行のサービス、今、実際私たちがやっているそれぞれのサービスで何ら支障があるとは考えていないので、このサービスを導入することが、いいことかどうかという判断は、まだしていません。

以上です。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） まだ、この総合支援事業をやるかどうか判断はしていないということの答弁でありました。

今の1回目の町長のご答弁の中身からは、よいサービスということの認識ということの言葉の中で、私はこの導入については、創設については、積極的な部分があるのだというふうにとれる、そういうご答弁であったゆえにこのような質問をさせていただいたところでもあります。

実際この総合支援事業については、さまざまな団体から不安の声が出されているところでもあります。この事業のねらいが要支援と認定された方、これを介護保険サービスから市町村が除外できる仕組みの導入であるというふうにいる介護保険に対する研究者も多数いらっしゃいます。

本人の希望は、最大限尊重されるという文言がこの改正介護保険制度にありますけれども、最後は、地域包括がその予防給付を使うのか、それとも総合支援事業を使うのか、それを決定していいのだと。

要するに、要支援と認定された方の受給権を、それを犯してしまうようなそういう部分があると。ですから、私は、この総合支援事業、今も答弁あったように何ら支障がない、そのように思っているわけでもあります。もっと詳しく言うと、平成18年の改正で予防給付というのができました。

これは介護保険法の1回目の改正でありましたけれども、この予防給付についてもその歴史から振り返っていけば、介護保険創設のときのサービスを減少させてしまう、利用を制限させてしまう、そういうものでありましたから、この予防給付でやっていきなさいというようなことも大変思いとしては複雑なものがあるのですけれども、この総合支援事業、私は実施するべきではないというふうを考える一人なのですけれども、他の自治体のお話になりますけれども、6月の議会の中で、旭川市や北広島市が、もう早々に議会の一般質問の答弁の中で、この総合支援事業は創設しないということを表明しているところでもあります。

幕別町においても、私はそういう立場であっていただきたいという立場から、既に結論をこのように出している自治体に対して、調査・研究をするということも必要ではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご質問の趣旨は、他町村の例もあって調査・研究ということのご質問でありますけれども、先ほど来申し上げておりますように、この制度自体の詳細がなかなか知らされていない。総合支援事業についても、言葉としては、そういうような言葉で流れてきているわけですが、さてそれを具体的に町でどうしていくのかというようなところは、もちろん今の協議の中で、これから進められていくのだらうと思いますので、他の町村のことを研究することは、もちろんやぶさかではありませんけれども、今の時点で、それをもって幕別町としての判断を、すぐ下すということにはならない部分もあるのかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） そうしましたらば、繰り返しになりますけれども、幕別町は、これから厚生労働省の手引書など、道からもまたいろんな文書が出てくる中で、総合支援事業を創設することをしないという結論を出すということは、これからの可能性としては、大いにあるというふうに理解しているということでもよろしいですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 創設しないというようなことを私決して申し上げたのではなくて、今言われたようにいろんな情報を収集する中で、他町村の事例も研究してまいりたいというふうに申し上げたこと

でありますので、決してやるやらないを今の段階で判断するというではありません。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。これから介護保険のしかるべき庁内の組織、運営協議会等にいろんな提案がなされると思うのですけれども、その推移もしっかり見せていただきたいなというふうに思います。

それでは、二つ目になります。介護職員の医療行為についてでありますけれども、8月の末に厚生労働省から研修の中身について出されて、この一般質問の中身には、そのことが反映されていなかったところでありました。ご答弁にありましたように、その中身は、50時間の講義と、それからシミュレーション演習、そして実施研修と、そういった過程を経て、認定された介護職員がこの行為に及んでいいということであります。この研修の中身で、十分責任を持って介護職員がやれるのかどうなのかということ、私のほうでもこれから調査・研究させていただきたいなというふうに思っております。

ここでは、ひとつ実際に具体的にになったところで、50時間の研修をまず最低講義のところ、50時間ということ、数字が示されているわけでありまして、実際にこれを今町内の事業所さんの中で受けに行くということは、これは大変な大きな労力なのだというふうに思うわけでありまして。

金額的なことも何もまだ示されてなくて、どのようなことになるのかわかっておりませんが、大きなことではないのですけれども、やはりここで介護事業者の生活実態ということであれば、やっぱり厳しい収入であるというふうに聞いているわけでありまして。その研修の費用が一定の額であれば、本人や事業所に任せるだけでなく、町としても助成をするようなことの検討が、実はあつてしかるべきではないかなと思うのですけれども、その辺については、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 答弁書の中にはなかったのですけれども、その後の情報の中では、これらの研修については、国のほうにおいても、一部費用の負担をするというようなことが、今、最近の情報で出てきております。それらも見据えながら、これからそれをどうすべきか対応してもらいたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。

3点目の第5期計画にかかわってであります。スケジュールや基盤整備についての意向についてお尋ねしたところであります。

アンケートをとられて、いろいろな調査・研究もやられた上で、この5期計画の原案について、きっと運営等協議会に出されたのではないかなというふうに思っておりますけれども、その中では、ご答弁の中に、年明けぐらいに住民との対話も行うということが一つありました。どんな形になるのか、非常に不安でいて、町の考えも聞きたいし、自分らの意見も述べたいという方は、たくさんいらっしゃるのが私の中でわかっています。

帯広市では、この9月2日から明日までの15日間の中で、10回以上でもって、既に市民との意見交換会が始まっております。幕別町でそれをやるということをご答弁いただいたことについては、評価させていただくのですけれども、第4期とのスケジュールの関係で言えば、もう最後の答申を決める段階での会議が2月に行われています。その年末前に、もう区分やそれから保険金額、そのようなことも決まってしまうという段階だったわけですね。同様に考えれば、もっと早い段階で、住民との意見交換をすることが必要なのではないかと思うのですけれども、それを早くすると、そのことについてご返答いただけないでしょうか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 私たちのスケジュールの中でいきますと、まだ国のほうからも十分なる資料が出てきていないという状況と、それから保険料等の算定シートなどもまだ不完全な状態でいっているというような形の中で、作業が全体的に第4期に比べますと、非常におくれているというような状

況でございます。そのような資料などがそろわない中で、住民のほうのお話をするのがいいのかどうか、この辺も十分検討しなければならない部分がありますので、今のほうから出てくる資料等をもとに、できるだけ早い時期に方向性が出れば、そのようなことも検討していきたいなと思いますけれども、今の状況では、非常に2月に答申をいただくような形というのが、どうしても押してきているというような状況でございますので、これからその流れを見ながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。国から示されていないということが大きなネックになっている、そのことは、実際そのとおりなのだというふうに思います。とは言いつつも、少しでも早く町民の意見をすくえる、そのことの機会をつくっていただきたいなというふうに思います。

それで、基盤整備のほうのことに移らせていただきますけれども、今回の大きな改正介護保険法の目玉の一つであります地域包括ケアシステムのことであります。

要介護高齢者の在宅生活を支えるために日中、夜間を通して訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うという、そういうサービスの導入がよしというふうになったわけがありますけれども、基盤整備にかかわってということになりますけれども、幕別町においてこういう事業所が事業に入ってくる、そういったことが想定されるのかどうか。

私はちょっと今、夜間介護の事業所もない中で、こういうことが本当に幕別町でできるかどうかということについては、難しいのではないかとこのように思っているわけですが、その参入の可能性は、どうでしょうか。どのように考えられますか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 町内の施設などのお話を聞きますと、札内寮あたりでは、職員の方が当番を決めて対応をしているというお話を聞いております。職員の方が携帯に連絡をいただいて、そしてその方たちの要請があれば夜間でも走るというような形で、実際に在宅の方のところに行っているというようなお話も伺っておりますので、うちの町でも十分対応できる施設はあるのだろうというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） その可能性があるということは、ひとつ安心したところではありますが、このサービスが、まだ介護報酬がはっきりしていないのですけれども、このサービスの利用をするというふうに決めたときには、従来の訪問介護や訪問看護がまるめという報酬の仕組みの中で使えなくなるのだという可能性が今あるのです。このことについて、やっぱり介護従事者にとっては、すごく心配なわけでありまして。

もう一つ、その今巡回型サービスも丸めという何回行っても月額これだけですよという金額に設定されると、そういうふうな話になっている。そうすれば、運営する側としては、最低限必要な回数の出動にとどめるということに、やはりなっていくのだというふうになる。それが、その最低限のところ genuinely 必要な部分のところなのかどうか、本当はもっと必要な中で、それを詰めてしまっているのではないかとこのこともできてしまうわけで、介護報酬に対して、すごく心配されている部分があるということの指摘もさせていただきたいなというふうに思います。これは、指摘にとどめたいというふうに思います。

もう一つ、基盤整備についてでありますけれども、やはり特別養護老人ホームの待機待ちは、ご答弁の中にもありましたけれども、本当に重要なのだというふうに思います。きょういただいた決算審査の資料にも札内寮、待機者が209人、そのうち幕別町の町民の待機者が139人であると。だんだんと数がふえていっている。この全体の209人中には、ほかの特別養護老人ホームとダブっている方もたくさんいるわけですが、この139人については、やはり幕別町民でありますから、特に札内寮さんに入りたいのだという方でありまして、実数でこれだけいるのだということでもありますから。それで実際に札内寮さん120床なわけで、その定員を超えている。いつまでたっても入れないと

いうことは、全然解消される方向には向かっていない。そういう中で、忠類に 29 床の小規模特養ができることは、ひとつ基盤整備としては待機待ち解消の手だてになってくるわけでありませけれども、私はこの待機待ち解消の手段には、やはり特別養護老人ホームを新たにつくっていくということが必要なのだと思うのです。

5 期計画において、そのことをするべきだというふうに思っています。以前でしたならば、参酌標準の関係で、もうこの圏域には、もうできないのだということは、一つ正当な理由でありました。今それが解除されて、それがなくなって、自治体が独自の権限でもってそれができる。もちろんそれは介護保険料に反映してしまう、そういう中身でありますけれども。でありながら、やはり私は、実際その介護者、家族を守る立場で言えば、増床が必要だというふうに思うわけなのですけれども、その辺についてご意見をお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 特養待機者の解消というのは、町にとっても管内全体的にとっても大切なことだろうというふうに思っております。

ただ、本町の場合は、今言うように当面忠類に 29 床の増設ということでありませし、他町村でもかなりの部分に新たな特養の増設が見込まれております。そういった意味では、十勝管内的には、かなりの増床になるのだらうというふうに思っております。

本町の場合、この後、そういった特別養護老人ホームを建設したい、運営したいというような法人が新たに出てくるのかどうか、あるいは札内寮の場合、振興協会の場合は、当面は今の自分の改築がありますし、忠類の新設がありますから、すぐということにはないのだらうと思っておりますけれども、お話をしましたように基盤整備を進めることによって待機者が解消できる。しかし半面それがまた保険料にはね返ってくるというような、大変私どもにとってははずい部分もあるわけですけれども、そういったことも含めながら、これから十勝全体的な中で本町としての特養の施設の確保、拡大というようなことも検討はさせていただきたいというふうには思っています。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10 番（谷口和弥） 今のご答弁、了解したところであります。

それから、四つ目の介護保険料やサービスの利用料にかかわって再質問をさせていただきたいと思っております。

今回の改正介護保険制度の中では、介護保険料が高くなるぞということが想定される中で、各都道府県に設置されている財政安定化基金、これは国と道と、それから町が 3 分の 1 ずつ負担して積み立てている、何か緊急時、災害時などにそれを捻出できるようなそんな仕組みの中で運営をされているものでありますけれども、この取り崩しが条文化されたところでもあります。全国で 2,850 億円、北海道だけでも 149 億円が平成 21 年度末でたまっている状況。これが今実際にたくさん使われているのであるならば、なかなか大きく取り崩したということにならないのだらうと思っておりますけれども、これも資料で調べてみますと、北海道内 156 保険者のうち 2 件がちゃくにんをしていると。合計金額で 3,300 万円、基金全体の 149 億円の 0.2% しか使われていない。すなわちこれは、ほとんど埋蔵金のような形、たまっていて動かないと、そういう状況になっているわけでありませ。今回の取り崩しについて、私は、まずはやはり介護保険料の負担を少しでも安くするという立場に立てば、道に対して積極的に取り崩していく、そのことを求めていくべきだというふうに考えるのですけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私ども今回の改正の中で、一番つらい部分は、この保険料が大幅にふえるのではないかと。新聞なんか見ますと、今、全国平均の 4,160 円が間違いなく 5,000 円を超えるのではないかと。そのための対応は何があるのかというと、今お話をしたように基金の取り崩しで対応をするということで、これだけでは当然追いつかない状況にあるわけですけれども、我々が一つの町が、その道の基金全部取り崩してでもいいから抑えてしまえというようなことが実質言っていけるのかどう

か、正直私も検討したというか、聞いたことはないのですけれども、何とかその基金の対応も含めながら保険料が抑えるような手法がこれからもいろいろ考えていかなければならないと思いますし、盛んに5,000円が限度ではないかというような言い方もされますけれども、このままでいくと5,000円の限度ではおさまらないのも現実的な問題だろうというふうに思います。

道の基金、今後の運用方法なんかどのような方法を考えられているのか、それらも含めながら、町としても道の基金のあり方について検討、協議、研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） 財政安定化基金の考え方については、了解をいたしました。

やはり私も町長と、その辺、意を同じくして、この介護保険料の負担のことについては、本当に深刻にとらえているところでもあります。

あと、その介護保険料を抑える、その手だての一つとしては、国庫補助金、介護保険財源の公費50%が国というふうになっているわけでもありますけれども、民主党政権ができるに当たっては、これを10%引き上げるなどといったような時期もありましたけれども、これがそのままふえないままになっている。当然、高齢者がふえて施設がふえれば保険料、これが高くなっていく、そういう仕組みなわけで、この高くなっていくことは、もう最初から見えていたところでもあります。

第4期の策定の中で、幕別町介護保険運営等協議会から附帯意見が出されたところでもあります。今後被保険者の負担が重くなっていくことが想定されるため、国庫負担をふやしてもらうよう国に要望していただきたいということでありました。

このことについては、私昨年6月の議会で町長に幕別町の対応についてご質問させていただいて、従来から十勝圏活性化推進期成会や北海道町村会において、国に対して国庫負担金の増額並びに介護職員等の処遇改善などについて要請を行っているということでありました。このことは、引き続き国に対して要望を上げていただいているのか、もし何かこの経過があれば、お答えをいただきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 国に対する要望は、継続しておりますから当然なのですけれども、その一つに先ほどお話あった公費負担を上げていただく。あるいは、国は今回社会保障と負担のあり方を検討する場を持つので、その中でもいわゆる介護保険とか国保とか、いろんな年金、医療を含めて検討されるので、その中でも十分検討したいというようなお話も伺っておりますけれども、結果的には、それも今、中途半端なままで終わっている状況であります。

あるいは、今の保険料負担を、年齢をもっと下げて、40代あるいは30代からでも保険料を納めてもらう方法もどうだと、そんなことも検討はされているようですけれども、いずれもまとまらない中で、今日を迎えている実情でありますので、私どもは、今お話ありましたように町村会あるいは十勝圏活性化期成会等を通じながら、さらに運動を続けてまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。介護保険料のその設定について、前回の改定の中で8段階9区分になった。今回もいろいろとまた細かい部分で、国からの数値はあるけれども、引き続き8段階9区分で第5期についてもやられるということのご答弁があったところでもあります。

この多段階制にする、段階を多くするという点については、評価できる部分もあるわけなのですが、第1段階、第2段階というそういう住民税非課税で、さらにその中でも所得の低いところについての軽減が標準金額であります第4段階の50%もある。そのことについては、私はちょっと心を痛めているところでもあります。

それで、いつもこの議論をすると、なかなかみ合わなくなってしまうわけでもありますけれども、厚生労働省の保険料減免三原則の考え方について、町長にお尋ねしたいというふうに思うのです。今回の改正介護保険法の中でも保険料の単独減免に対する考え方は、従来から申し上げたとおり、第1に保険料の全額減免は行わないと、二つ目に、収入のみに着目した一律減免は行わない、3番目に、

保険料減免分に対する一般財源の投入は行わないという、この三つは言ってきたわけであります。

こういう文言もついています。これらについては、適当でないため、第5期を迎えるに当たっても引き続きこのいわゆる三原則の遵守に関し、各保険者において適正に対応するよう努められたい、努力してくださいということであります。

この文章の意味でいいますと、絶対だめだよとっているふうに私はとれないわけで、努力した結果、やっぱり住民の生活が大変だと、この保険料は耐えられないと、そういう判断の中では、この厚生労働省の減免三原則に沿わない結果となっても、私はやむを得ないのだというふうに思うのですけれども、町長はどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今お話ありましたように通常三原則、三原則といわれておりますけれども、私はこれらについては遵守していくべきであろうというふうには思っております。

もちろんペナルティーもないのだから、やってもいいのではないかというご意見も中にはあるのかもしれませんが、私としてはやれる範囲は、今言う9区分にしたと、今度第3段階も3区分に分けるのではないかということもありますので、そういったものを見ながら対応していきたいと思えますけれども、やはり原則は原則として私は守っていくことが町としていいのではないかと、いいのではないかというよりは、そうすべきであろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。また今回も意を同じくするというふうにはならなかったわけでありまして、またこのことについては、引き続きいろんな場で議論をさせていただきたいというふうに思います。

サービス利用料の減免についてであります。

社会福祉法人減免という制度があって、その減免制度を社会福祉法人ではなくても該当できるということになったのが平成21年でありました。ひも解いていきますと、共産党議員団の中で一般質問や決算、予算の委員会の中で3回ご提案する中で、これが実現できたと。このことについては、町の姿勢についても評価させていただきたいというふうに思っているわけでありまして、さらに願わくば、今この社会福祉法人減免の中では、サービスが必ずしも全部ではないのだということでありまして。

大体主だったものには、ここで八つのサービスが入ってしまっていて、かなりの部分がここで入っているわけでありまして、実際利用される中では、通所リハビリ、それから訪問看護、それから訪問入浴、訪問リハ、そういった部分でも利用料の減免について、あったらいいなという声が聞かれているところであります。このことについて、サービスの対象を広げることについては、町長は、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 具体的な項目を挙げさせていただきましたけれども、それらについては、今の段階では、特には検討されていないというふうに私も伺っております。今後の情勢を見ながら、また考えていかなければならないのかもしれませんが、今の段階、現状では現在21年度から実施されておりますこの利用料の負担軽減を継続していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○10番（谷口和弥） わかりました。まだこれについても議論のほう引き続きしかるべき機会をもってやらせていただきたいなというふうに思います。

第5期計画、まださまざまな資料がそろっていない中でも準備を着実に進めていかなければならない、そういう時期なのだというふうに思います。運営等協議会でこのことについては、議論されていく中身でありますけれども、やっぱり町のさまざまな姿勢がこの協議会にも影響を及ぼしていく、そのように考えます。安心・安全の介護保険制度になるよう理事者の皆さん方にも奮闘していただけますようお願いしまして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩いたします。

10:51 休憩

11:05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 通告に従いまして、次の点について質問をいたします。

男女共同参画推進条例の制定を。

1975年の国際婦人年以来の男女平等を求める世界と日本の運動の中で、1999年男女共同参画社会基本法が制定されました。基本法は、男女があらゆる分野の活動に参加する機会の拡大を目的にしたものです。

特に、日本の女性の社会的地位の低さ、平等のおくれは、社会全体の根本問題として国際機関から繰り返し批判され、改善が強く求められています。

女性に対する差別のない社会、女性が固定的な役割に縛られることなく主体的に生きることができ、男性や障害を持つ人など、だれにとっても個性が尊重される暮らしやすい社会になります。

男女がお互いに人間として理解し合い、男女平等を教育的側面で実現するために具体化されたのが男女共学です。2006年12月に改正された教育基本法では、第5条「男女共学」がすべて削除されています。このことは、男女共同参画社会の推進に逆行するものです。

総務省の労働力調査によると、2010年の女性雇用者数は、過去最多の2,329万人、中でも非正規雇用がさらにふえて、女性雇用者の53.8%となり、非正規雇用全体に占める女性の割合は69.4%に上ります。賃金格差は、縮まるどころか拡大し、2010年の常用労働者の女性賃金は、男性のわずか51%です。

北海道では、2001年4月から男女共同参画基本法に基づき、条例が施行されています。十勝では、帯広市、芽室町、士幌町、中札内村が条例を策定し、推進に取り組み、「審議会などの委員に女性を積極的に採用するようになった」「町の政策や町民に対する接近の方法など、行政の意識が変わった」「女性の賃金格差を是正した」などの効果があったと報告されています。さらに、音更町、鹿追町が検討中としています。

したがって、次の点について伺います。

①男女共同参画社会実現のための進捗状況は。

②審議会等への女性登用の状況は。

③女性の健康を保障する総合的な対策として。

1、骨粗しょう症、乳がん、子宮がん等の検診率の向上を。

2、若い世代で増加している性感染症の予防のため、性教育や医療関係者による相談活動の推進を。

④女性に対するあらゆる暴力根絶への対応は。

⑤学校における男女平等教育の状況は。

⑥男女共同参画推進条例の制定を。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問は、町と教育委員会にわたるものでありますが、私からは、ご質問の1点目から4点目までと6点目につきまして答弁させていただきます。

「男女共同参画推進条例の制定について」であります。

男女参画社会基本法につきましては、個人の尊重と法のもとでの平等をうたっている日本国憲法に基づいて、男女が互いに人権を尊重しつつ、平等にあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、かつともに責任を担うべき社会の実現のために制定されたものであります。

少子高齢化の急速な進展を背景に、労働力人口の減少により経済の停滞や社会保障制度の持続性に対する不安などが高まっている中、女性の社会進出が一層期待されているところであり、本町においては、第5期幕別町総合計画の中で、男女共同参画社会の形成に向けて、住民の方々の理解を深めることや、男女が平等に参画できる機会を拡充すること、そして子育て支援策の充実を図ることなどに取り組むこととしているところであります。

ご質問の1点目、「男女共同参画社会実現のための推進状況について」であります。

これまで、住民の皆さんに男女共同参画社会の実現に向けての理解を深めていただくために、公共施設内にPRポスターを掲示するとともにパンフレットの配布を行ってきたところであります。また多くの子育て支援策を講じてきたところでありますが、特に女性が社会進出しやすい環境をつくるために、保育所の保育事業の拡充などに努めてきたところであります。

近年、男女共同参画社会の推進に向けた講演会やシンポジウムなどが、十勝管内でも開催される機会がふえておりますので、今後はこれら講演会の案内をお知らせするなど、多くの町民の方々が興味を持ち、関心を高めて理念を理解していただくよう引き続き広報紙やホームページを活用して、周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、「審議会等への女性登用の状況について」であります。

初めに、地方自治法第180条の5に基づく教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、6委員会の女性委員の登用状況についてであります。

平成23年4月1日現在、委員総数につきましては42人、うち女性委員が4人ということで、登用の割合は9.3%という状況であります。

また、地方自治法第202条の3に基づきます審議会等附属機関の状況でありますが、これにつきましては、国民健康保険運営協議会や都市計画審議会など24の審議会等があり、委員総数につきましては307人、うち女性委員71人、登用の割合は23.1%という状況であります。

道内における女性委員の登用状況についてであります。地方自治法第180条の5に基づく委員会につきましては、平均9.2%、地方自治法第202条の3に基づきます審議会等の委員につきましては、平均19.8%でありますので、本町は、いずれも道内平均よりも若干高い登用状況にあります。

審議会の中には、関係団体からの推薦により委員をお願いしていることもありまして、女性委員の登用が少ないものもありますが、今後も男女共同参画の観点から、さまざまな機会を通じて各種審議会等の委員として、女性委員の積極的な登用を働きかけてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、「女性の健康を保障する総合的な対策について」であります。男女を問わず自分の健康状態を把握し、健康づくりを実践することは重要であり、生活の基本でもあります。今日女性の平均寿命が86歳を超え、個人的な健康上の問題としてだけではなく、性差を考慮した健康対策も必要な時代となりました。

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、お互いの人権を尊重しつつ、生涯にわたり健康で充実した生活を送ることを目標とし、女性に特有な健康問題である妊娠・出産・不妊・更年期障害対策・がん等の疾病対策など、生涯を通じた各種事業の充実を図っているところであります。

ご質問の「各種検診受診率の向上について」であります。

まず、骨粗しょう症検診につきましては、平成13年度まで集団検診で実施をしておりましたが、町内の医療機関において個別対応として、より精密な検査ができる体制が整い、集団検診より安価で実施が可能となったため、集団検診は終了いたしております。

現在は、ご希望の相談があった際には、町内医療機関の紹介及び巡回ドック、人間ドック等のオプション検診の受診をお勧めいたしております。

次に、乳がん検診であります。現在40歳以上の町民の方を対象に集団検診としては、年に5日間、

個別検診としては、十勝管内5カ所の医療機関と契約し、通年の受診ができる体制を整えております。

平成22年度の実績は、受診対象者2,031人に対し、受診者数749人で、受診率36.9%となっております。

また、子宮がん検診も同様に、現在20歳以上の町民の方を対象に、集団検診といたしましては年に5日間、個別検診としては、十勝管内7カ所の医療機関と契約し、通年の受診ができる体制を整えております。

検診実績は、平成22年度受診対象者2,695人に対し、受診者数1,056人で、受診率39.1%となっております。

乳がん、子宮がん検診の受診率向上に向けましては、平成21年度より実施の「女性特有のがん検診対策事業」といたしまして、指定年齢の方に対し、無料クーポン券を配布し、受診を勧奨しているところであります。

また、若い女性が受診しやすいよう集団検診では、子供の一時預かりを実施し、他の検診と同時に受診できるように日程を編成するとともに、早朝の検診を設定するなど、工夫を重ねているところであり、受診率は、それまでの平均を乳がん検診では約15ポイント、子宮がん検診では、約12ポイント上回りました。

今後も受診率の向上を目指し、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、「性感染症の予防のための性教育について」であります。健康教育といたしましては、町内にある二つの高校と連携し、計画的に実施をいたしております。

江陵高校では、毎年学校祭に合わせて、性感染症のパネル展示、パンフレットの配布を実施いたしております。また昨年度は生徒30人に対し、子宮頸がんワクチンの説明会に合わせて、性病予防についての健康教育を実施いたしました。

幕別高校では、高校3年間を通じ、命についての教育を12時間実施されており、その中で生徒は、性教育、DVの予防、自分を大切にすることを学んでおります。

町では平成19年度からその中の1講座を担当いたしまして、保健師・助産師が講師として出向き、妊娠、出産、子育てについて講義をした後、町内の親子の協力を得て、乳幼児との触れ合い体験を実施いたしております。

平成22年度は、18組の親子に協力をいただき、62名の生徒が参加いたしました。

若い世代からの性に関する相談も受けておりますが、専門的なHIV感染等の相談については、帯広保健所の相談窓口をご紹介します。

また、現在、帯広保健所が中心となり、管内の保健師と養護教諭のネットワーク会議を開催し、思春期の性について検討をする機会を設けており、町の保健師も積極的な参加に努めております。

医療関係者による相談活動といたしましては、「十勝性を考える会」が中心となる活動がありますが、その中で、仲間同士で性の悩みの問題を語り合い、解決をしていく活動「ピア・サポート」活動、専門家による相談会や研修会などが行われており、今後も広報等を通し、住民の方に広くお知らせしてまいりたいと考えているところであります。今後も引き続き、保健所、助産師、養護教諭等と連携し、相談教育機能を高めてまいりたいと思っております。

次に、ご質問の四つ目、「女性に対するあらゆる暴力根絶への対応について」であります。

家庭内暴力、いわゆるDVは、たとえ相手が配偶者やパートナー等の身近な関係であったとしても暴力は犯罪であります。

他人ではない家庭内という環境では、見過ごされてしまいがちですが、どんな場合でも、どんな間柄でも暴力は許されるものではありませんし、DVを背景とした殺人事件が発生するなど、近年は、より深刻な実態が明らかになっております。

本町におけるDVの状況は、過去4年は相談や通報はありませんでしたが、ことしに入り1件相談窓口への問い合わせがありました。この相談事例と同じかどうかは定かではありませんが、十勝総合振興局により保護された事例があったというふうに伺っております。

町といたしましては、各窓口でDVの相談に関するパンフレットを配布しているほか、広報誌やホームページで相談窓口の周知を図っております。

また、町と人権擁護委員により毎年まくべつ産業まつりや忠類のどんどこいむら祭りの会場で、人権啓発を行っているほか、人権擁護委員による人権相談が、幕別地区と札内地区は各月の第3水曜日に、忠類地区は3か月ごとに開催し、相談に応じていただいております。

この問題は、年齢や男女を問わず、暴力を許さない社会をつくっていくという意識を一人一人が共有することが重要であり、そのためには子供のころからの長期的な人権教育に取り組むことが必要であると考えております。

引き続き、関係機関と協力のもと、あらゆる暴力の根絶に向け啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「男女共同参画推進条例の制定について」であります。

道内の市町村における男女共同参画に関する条例の制定状況につきましては、平成23年4月1日現在で10市6町となっており、十勝管内においては芽室町と士幌町が制定しております。なお、帯広市と中札内村は、男女共同参画推進計画を策定したところで、条例制定までは至っていないとお聞きいたしました。

男女共同参画社会の実現に関しましては、地方公共団体が単独で実施することは難しいものであり、国が全国統一的に取り組むべき課題であるとのことから、なかなか進んでいないのが実情であります。

本町といたしましては、これまでも先進自治体の事例を調査・研究してきたところでありますが、引き続き、他町村の動向なども注視しながら条例制定に関して、必要性も含めた研究をしてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 野原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の5点目、「学校における男女平等教育の状況について」であります。

男女平等教育につきましては、日本国憲法の「法の下での平等」の精神を受け、教育基本法第2条において、「男女の平等を重んじる」と規定され、さらに第4条では「性別によって教育を受ける機会を差別してはならない」とうたわれ、男女平等の原則が明確に規定されているところであります。

このことから、男女が互いの違いを認めつつ、ひとしく人間として尊重され、男女相互の理解と思いやりによって、ともに力を合わせて生きていくことができる社会を築くことを目指して、「男女平等、協力、理解」についての学習を学校教育の場において進めていくことが大切なことと考えております。

本町におきましては、一つ一つの教育活動に男女平等を明記したり、強調したりするようなことはほとんどありませんが、子供たちの身体的、精神的発達段階に即して、保健体育などの各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを活用するとともに、学校生活全体を通して男女平等教育が行われているところであります。

具体的には、児童生徒名簿や運動会の徒競走グループの男女混合化や体育祭の応援団によるエール交換などでも男女混合チームが通例となっており、役割に男女の区別がない姿を見ることができます。

また、児童・生徒会活動や町の研修派遣事業などへの応募状況においても、男子よりもむしろ女子の児童生徒が積極的な状況も見られるなど、学校生活においては男女平等の原則が浸透しているものと考えております。

しかしながら、社会生活全般を見渡しますと、男女の固定的な役割分担意識や社会的慣習が根強く残っている状況もかいま見られますので、男女共同参画の意識をはぐくむ教育の推進に一層努めてまいりたいと考えているところであります。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） それでは、1番目の男女共同参画社会実現の推進状況のところ、再質問させていただきます。

町の第4期幕別町総合計画、それと5期の幕別町総合計画、そこでも、ともに「男女共同参画社会」、そのことは明記されております。しかし、第4期総合計画では、きちっと節を設けまして男女共同参画社会、それがどうして必要か、そのこともきちっと明記されております。そこでは、女性だけではなく、男性が家庭や地域社会から疎遠な存在となることなどの状況も今生まれている。そういうためにも、やはりこの男女共同参画社会の推進は必要である。このことがしっかりと明記されております。

けれども、5期総合計画の中では、そのところが大変薄まっておりまして、その「男女共同参画社会の実現に向けて一層の取り組みが必要」と、これだけの明記になっておりまして、具体的になぜ必要か、そのことがしっかりと明記されておられません。このことから見ましても、やはりこの総合計画の中での男女共同参画社会への実現へ向けての取り組みが薄まっているのではないかと思います。その点についてお考えを伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 総合計画におけるその男女共同参画にかかわっての表現が、第4期と第5期では違っているというようなご質問でありますけれども、決して思いが後退したとかという意味のことではないというふうに私どもは押さえております。

あくまでも紙面上のこともあったのでしょうし、第4期で詳細をうたったので、第5期の部分で簡潔にしたのかという思いもありますけれども、決して思いで後退して、男女共同参画の思いがだんだん薄れてきたというような感じでは思っておりませんので、ひとつご理解いただければと思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） それでは、町として、独自にその取り組みといたしましては、この間男女共同参画社会の推進に向けた講演会、シンポジウム、そういうことなどでも十勝管内で開催される、そういう場合には、積極的に参加するようなそういうことも周知、啓発に努めている、このようにお答えになっております。町独自のそういう取り組みが必要ではないかと思えます。十勝管内ということだけではなくて、幕別町でどのようなことが行われているのか、そういう事例に沿いまして、商業者ですとか、農業者団体ですとか、女性団体ですとか、そういう形での講演会とかシンポジウム、それがより一層推進していくことになるのではないかと思うのです。ですから幕別町独自のそのような取り組みが必要ではないかと思えますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり十勝のみならず町独自の取り組みということも当然必要になってくるのだろうというふうに思えます。今まで余りそうしたことがやってきていない現実ですので、これからそういったことの取り組みも十分検討させていただきたいと思えますし、またいろんなところに、団体等にも働きかけていくことも必要であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） そのことが、より一層男性も女性もその理解を深め、そしてまちづくりに大きな力を発揮していく基礎になっていくと思うのです。ですからそういう点では、具体的に幕別町でどのように取り組んでいるか、そういうことも含めたことをこれから取り組んでいくことが必要ではないかと思えます。

それに含めまして、家庭で保育に当たる方、女性が保育に当たるというのが圧倒的にまだまだ多いと思うのですけれども、これからは男性も育児に参加していく。そのことによりまして、より一層人間としての視野が広まっていく、このようにもお聞きしておりますし、実際にそういう場面にも何度も会っております。そういう点では、このシンポジウムですとか講演会ですとか、そういうところにもきちっと視点を当てていただきたいと思います。

次に、審議会への女性登用の状況ですが、ここで数字に示されております。国では30%を目標というのですが、北海道でも幕別町でも、まだそこには到達していないのだということが、数字では明

らかになっております。

けれども、平成 18 年の調査では、審議会等への女性登用は 25.4%、このようにお答えになっております。それから見ますと、登用率が下がってきているのですね、数字から見ますと。それで、ここでは何が原因なのかなというふうには思いますが、今お答えいただいた中で、私は、その関係団体からの推薦、ここに女性委員の登用が少ないとお答えになっているのです。

ですから、そういうところでも町だけではなくて、各団体にこの男女共同参画その視点が位置づけられていないのではないかと思います。そういう視点が位置づけられておりましたら、女性への登用がもっと広がっていくと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前回の答弁したその 25.何%、そのときのその対象団体といえますか、協議会あたりがどの程度のものでやったのか、ちょっとわからないのですけれども、一番多いのは、例えば民生委員協議会なんかは、圧倒的というところちょっと失礼かもしれないけれども、女性がかかり多いわけですので、その辺がその中でカウントされていたのかどうか、その辺ちょっとわかりませんが、できる限りの女性の登用ということについては、私どもも意を用いているつもりでありますし、ただ団体から推薦をいただくのは、多分に団体の長たる人たちが出てこられるわけですが、私どもは決して長にお願いしているわけではなくて、団体からどなたかを推薦してくださいということですので、その中には当然女性も含めていっているわけですから、これからもそういった中に、そこまで追記して書くことが、女性をお願いしますと書くことには、これならないかもしれませんが、そういったことも十分意を用いながらこれからもその推薦に当たってはお願いしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 明記してくださいということではなくて、その団体の中に、その団体がその目標を達成していくとか、そういうことに対してやはり女性の知恵とか力とか、そういうものも必要ではないかという視点に立てば、女性の登用もふえるのではないかと、そこが問題だと私は一つ思います。

それと、まちづくりの推進委員会、この中でもこの男女共同参画が一つのテーマになりまして、これから論議を進めていくと思うのですが、そこでの女性の登用率も 5 期総の中では、24 人中、女性はたしか 4 人だと思ひまして 12.5%なのです。ですから、そういうところで、女性の立場からも意見を上げて参画していくということでは、もっと女性の委員、審議員が必要ではないかと思ひますので、そういうところでもしっかりとその参画の立場に立った委員を選任していくということが必要ではないかと思ひますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申し上げておりましたように、もちろん女性を拒むものではありませんし、女性の方がどんどんご参加していくことがまちづくりの上においても、大変大事なことだろうというふうに思ひますし、女性の方の意見がこのまちづくりに反映されることも大切なことだろうというふうに思ひます。

ただ、なかなか女性の意識、住民の意識の中では、先ほど野原議員がおっしゃったように、女性は家庭だ、男性は労働だ。あるいはそういう場には余り出ないで、それはもう自分のところは下支えをするような役目があるという、そういうところがある意味では奥ゆかしさというのですか、女性らしさというのですか、そういう面もあるのかもしれませんが、何か全道的にも、この間もアンケートをとると、働く女性なんかでも半分以上は、もう管理職はなりたくないという女性がいると。仕事が大変だと、長時間の仕事につきたくない。ですから、女性側の意識というものも、やっぱりこれからいろいろな面では変えていっていただき、ぜひ参加していただけるような意識を持っていただくことも、そういう啓蒙をすることもある意味では私どもの役割になるのかもしれませんが、ぜひそういうことは、これからも続けていってきたいというふうに思ひます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16 番（野原恵子） 今、町長がお答えになりましたが、確かにそういう意味で、講演会とかシンポジウム、そういうのが必要だと考えております。

また、女性の働く条件、それから男性もそうなのですが、非常に長時間労働、それから女性の働く条件も大変厳しくなっております。そういう点で、参画していく、そこだけをとらえるのではなくて、大枠で見て、ではその人たちが一生涯通して、どうやって人間らしく生きて、老後はどうやって迎えていくか、そういうことも含めると、やはり働く労働条件も変えていかなければならない、そのことによって、男性も女性もその社会に参画していくことができる。大きな問題でもありますので、今そこを論議することではありませんので、それは横に置いておきたいと思います。

（発言する声あり）

○16 番（野原恵子） 議長、不規則発言はしないようお願いいたします。

次に、女性の健康についてであります。骨粗しょう症、乳がん、子宮がんの検診のことなのですが、乳がん、それから子宮がん、これは受診の率が上がってきているということなのですが、他町村から比べますと、帯広市は同じ状況でクーポン券も利用しているということなのですが、帯広市は子宮がん検診が 70.5%、それから乳がんが 60.8%という総合振興局の調査で、数字がこのように出ています。それによりますと、幕別町は約半分なのです。そして、このクーポン券が利用できなくなった場合には、もっと受診率が下がるのではないかという心配があります。

がん検診は、1 回だけではなかなか 100%発見できるという状況では、今、医学的にはないというふうに思っておりますので、やはり毎年検診を行うことによって精度を上げることになると思います。そういう点では、この検診は非常に大事だと思うのですが、収入の低い方は、やはりなかなか受けづらいということもありまして、町でのその対策がこれからも 2 年に 1 度ではなくて、毎年検診を受ける手だて、こういうことも必要ではないかというふうに思っております。

それと、骨粗しょう症なのですが、これは集団検診から外されているということなのですが、それで受診率やなんかは、町としてはきちっと集計されていないということだと思うのですが、最近、高齢化になっていくにしたがって、骨折ですとか、寝たきりですとか、これはその一つの要因として骨粗しょう症が挙げられると思うのです。それで、町としてもやはりしっかりと対策も考えて検診も受けていく、そういう手だてもきちっと啓蒙とか、そういうことで必要ではないかと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 今、二つ乳がんと子宮がん、骨粗しょう症とありました。私は、健康については、これは性差関係なく、自分の体は自分が守ると、こういう意識というのが、まず大前提にないと、受診率というのは上がっていかないのではないかなという気がします。そのような意味で、広く町民に対しては、検診を受けていただけるように周知をしていきたいと。

また、所得によって、なかなか受けづらいのではないかと、このようなことについても心配される部分というのがあるわけなのですけれども、できるだけ料金については、ご負担が高くないように行っているつもりでございますので、その辺の状況も実態などもこれからいろいろと把握しながら検討は、させていただきますけれども、まずは自分の体は自分で守ると、この意識を高めていただけるように取り組んでいきたいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 骨粗しょう症の部分でございますけれども、平成 13 年当時まで骨粗しょう症の検診というのは、委託料が 3,500 円、自己負担 1,000 円でいただいております。

骨粗しょう症というのは、ご存じのとおり骨密度の測定で、私たちは、その高い委託料を払った検診よりも、健康教育とか指導事業を充実させることで、この骨対策をしていこうという判断で、というのの一つに町長に答弁もしていただきましたとおり、町内の病院でより精密な機械を入れた専門病院ができましたので、そちらのほうで自己負担が 1,000 円ちょっとでできるということもありまして、検診をするなら、骨密度をはかるならそちらではかってください。ただし、骨密度をはかっても、そ

の密度がそこから何かをしたからよくなるということではないので、よりよく骨密度を高いまま保つための事業に力を入れていきたいということで変更していております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 自分の体は自分で守る、これは当然のことなのです。ですから、その守るために、では行政としてどうするか、そこを私は手だてを講じる必要があるのではないかという立場で質問をしているわけです。

ですから、今、骨密度の検診ですか、それもそういう手だてを行っているということは、ちょっと知りませんでしたので、周知をきちんとしていただくということが必要ではないかなと思います。

また、子宮がん、乳がんですが、やはり検診率も上げていくということでは、早く発見すれば、今治っていく病気というふうに言われていますし、そして医療費も早く発見すればかからないわけですから、家族のことですとかそういうことも考えますと、早期発見、早期治療が必要だということで、やはり検診率も上げていくことが必要ではないか。クーポン券が利用できなくなったときのその受診率も下がるという心配もありますので、その手だても必要ではないかということで、私は質問していますが、お答えをいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 確かにそのとおりだと考えております。

クーポンに関しましても年度ごとにできるだけ受けていただけるような通知ですとか、各種団体、PTAのお母さんとか、そういう方たちへのチラシの配布ですとか、できる限りの対策をとりながら現在実施しています。託児に関しても、うちではお母さんたちを主体にしたいろいろなサークルがあるので、若い方の検診、子宮がん検診を受けていただくということで、託児も始めておりますし、そこで20代の方の検診の率は、比較的上がってきているという事実もあるので、この辺確認させていただきながら、さらによい手だてを考えていきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 次に、③に若い世代に対する性教育や医療機関による相談活動、この点について質問をさせていただきます。

今、町長のお答えの中では、幕別高校と江陵高校で実施しているということでした。こういうことをしっかりと、今、性に関する情報がいろんなところではらんしておりますが、正しい情報というのは、本当に必要だと思っております。

そういう点で、高校で実施されているということですが、これが十勝管内では芽室中学校、池田中学校で性の講演会、それは総合学習の中だと思うのですがけれども、保健所の保健師さんが講演に来て実施しているということなのです。そういう点からでも高校で実施しているということですが、今、低年齢化しているということもありまして、幕別町の中学校でも、やはりそういう講演会をしていくことが必要ではないかと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ご指摘のとおり低年齢化をしているというのは、実態としては承知しております。そのような観点から、芽室あるいは池田さんのように中学校の授業の一環として取り入れていくことについては、検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） ぜひ早急に実施していただくことを求めています。

次に、DVの関係なのですが、この点では、今、相談はことしに入って1件あったというお答えですが、これはなかなか表に出てこないものでもあります。十勝総合振興局の調査では、年々その件数がふえてきております。これは、十勝全体ですが、幕別で何件という数字は出ておりませんが、ちなみに平成19年度が84件、平成20年度が122件、21年度が130件、22年度が154件と、年々その相談件数もふえてきております。ですから幕別町でもその相談件数はなくても内在していることがあり得ると思います。

そういう点では、手だてとしてはどうするかということは、やはり啓蒙活動とか、きちっとそこを知らせていくということで、その手だても行われているということなのですが、やはりこれは、それがDVだと気づかない場合もあるわけなのです、お互いに男性も女性も。そこが難しいところだと思うのですが、そこがしっかりと認識できるような手だても必要です。そのための手だても行っていると思うのですが、これからも啓蒙、啓発、これはしっかりと行っていかなければならないと思います。

これは、暴力だけではなくて、言葉ですとか、これは精神的暴力と言われておりますが、そういった性的暴力もこれも一つのDVになるということで、お互いに気づかないでいるという場合もありますので、そういうところもしっかりと手だてをとっていくことが今後ますます必要だと考えておりますので、そういう点もこれからもきちっと手だてをとっていただきたいと思います。

また、このDVは子供の虐待にもつながる可能性がありますので、ここはもうしっかり若い世代からも高齢になってからも、この調査によりますと相談があるという、年齢的な相談というのもこの資料の中でもありますので、これはどんな世代にもあり得ることなので、これからも引き続き、そういう啓蒙活動を行って行っていただきたいと思います。

次に、これは学校における男女平等教育ということでは、これは教育の現場では、しっかりそれは行われているのだというお答えでした。これは、教職員がその学校の中で、きちっとした位置づけを持って対応していかなければ、またこの幕別町で行われていても、ほかの学校に行ったらばどうなのかということも考えられます。ですから、教職員に対する研修をしっかりと行っていくことも必要だと思っております。

それと同時にPTAの研修とかそういうところでも男女共同参画とはどういうことなのかということも学習も必要だと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 学校内でのことにつきましても、ふだんから職員会議等の中でも指導が行われているというふうに思っていますし、子供たちについては、特別にその教科を持つというようなことはありませんけれども、いわゆる全教科を通じての指導の中で行われていると。

ただ当たり前のように感じて忘れがちになるというか、関心が薄れるというようなことがしばしばあります。そういうことからいいますと、いわゆる男女平等の観点、そういった視点でいろいろな事象を見直すことも必要であるという現場の認識も持っております。これは校長会、教頭会なども通しまして、絶えず原点に帰る、そういう姿勢が大事だということについては、お伝えをしているところであります。

あとPTAの研修会等については、そういう題材、講演課題などをつくりまして、取り進めていくことについては可能だろうというふうに思いますので、検討はさせていただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 次、参画条例の制定をということなのですが、町長のお答えでは、「男女共同参画社会の実現に関しては、地方公共団体が単独で実施することは難しいものであり」とお答えになっております。

また、「条例制定に関しては、必要性も含めた研究をしてまいりたい」と、このようにお答えになっておりますが、その必要性も含めた研究、このこと私非常に大事な部分だと。必要でないと考えているのか、必要だと考えている、この点も前回に私質問をしているのですが、そこでは必要性も含めてということ、お答えになっていないのです。ということは、トーンダウンしているのではないかとと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これ6月29日付の勝毎があるのですけれども、「進まぬ男女共同参画」と。先ほど言いましたように管内計画を持っているのと条例を持っているのは4市町村だと。これ、国の基本法では都道府県は計画を策定しなさいと。市町村は義務目標、努力目標である。いわゆる努力義務が

あるという状況で、中にはつくろうと思ったけれども、町民の反対でできなかった町もあると、そういったこともあって、今いろいろ研究をしているわけですが、答弁で言っている前回が必要性云々ではなくて、今回必要性について字句を入れたというのは、逆に前向きに条例の必要性を含めて検討していこうということですから、マイナスという意味では、決してないつもりです。

大体大方の町村の意見としては、やっぱりそういう方向にいくのだろうと、制定していくというような方向にいくのだろうというふうには思っておりますけれども、私どもが今言ったような状況を踏まえながら、その必要性についての十分検討をしながら対応をしていきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 町長も同じ資料を持っていると思うのですが、ここでは芽室町ではその条例を制定して、ここでは審議会などで委員の女性を積極的に採用する。そして、ここが私大事だと思うのですが、町の政策や町民に対するアプローチ方法など、行政の意識が変わった。私ここが非常に大事だと思うのです。ですから、そういう条例をつくっていく段階、そしてそれを実施してからの芽室町の自治体の意識、行政の意識が変わった。ここが私非常に大事だと思うのですが、そういう点について、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） もちろんまちづくりを進める上で、女性の立場、女性の意識というものが反映されることが望ましい、これは先ほども申し上げたとおりですし、もう一つ、私はこの記事の中で、士幌町が毎年女性サミットを開いているという、この辺はなかなかユニークで、まちづくりをする中でそうした女性の声が行政に直接聞かれるのかなと、そのような思いもしております。

いろんな事例なんかもこれからも参考にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） 前向きにということで、ぜひ実現させていきたいと思っておりますが、今回の東日本大震災で、ここで女性の役割が非常に力を発揮しているという事例も報告されているのですけれども、ここでは仙台市なのですが、指定避難所になっていない施設で、乳幼児を抱えたご夫妻ですとか、お年寄りのための臨時の避難所を立ち上げて、それから必要な物資を持ち寄り、支援を続けたというのですが、なぜそれができたかということなのですが、これは日ごろから女性の視点で防災宣言をつくるなど、積極的な取り組みを展開してきた女性たちが、その中心になったというのです。ですから、緊急なときには、いきなりそういうことはできないと思うのです。積み重ねがあったので、女性たちが、何が必要かということを臨機応変に対応できたということだと思っております。これは、やはり日ごろの積み重ねがあったからこそ、そういうことを実際に緊急なときに対応できたというふうに私は思います。

そういう点でも、やはり男女共同参画、これが条例ができてることによりまして、それが緊急のときに迅速に対応できるというふうに考えておりますので、もう一度になりますが、期限を決めて、いつぐらいまでにこれを具体的にしていきたいと考えているのか、その点をお答え願いたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 特に来年3月に条例化しますなんていうそこまではまだ我々は考えておりませんが、これから十分、先ほども申し上げましたように、他町の事例なども調査しながら対応していきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○16番（野原恵子） この男女共同参画条例の制定をとすることは、私が議員になってからも何回も質問もしておりますし、先輩議員も質問もしております。何年もかかってこの制定をと、条例をとすることを質問しているのですが、それが実現に至っておりません。ということは、やはり町長がどのようにお考えになっているのかということも聞かれると思うのですが、早急にこれを実現に向け

ていくことによって、幕別町のまちづくりに大きな力を発揮できる、そういう立場で私達も臨んでいきたいと思っておりますので、期限を決めてというところでは、期限はお答えできないということなのですが、なるべく早い時期に条例を制定していただきますよう、このことを要望したいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

12:00 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 質問を行わせていただきます。

十勝圏19市町村の広域消防運営計画につきまして、町民の生命と財産を守ることにつながっていくかどうか、お尋ねをいたします。

国は、2006年6月に消防組織法を改正し、消防の広域化推進方針を示しました。これに伴い十勝の19市町村においても広域化の議論が重ねられ、本年6月には、（仮称）十勝圏広域消防運営計画の素案が提案されました。

これまでの議会での主な説明では、2016年までに消防無線をデジタル化にしなければならず、市町村単独では多額の経費が必要となるが、広域化によって負担が緩和される。広域化になっても幕別の消防体制については、従来とほとんど変わらず、消防力が低下することはないという内容でありました。しかし、それを裏づける財政計画も示されず、メリット、デメリットも見えないまま今日に至っております。

一方、タイムスケジュールでは、9月に住民意見の取りまとめの段階に入り、10月には広域消防運営計画策定、12月には十勝複合事務組合の解散決議の提案など決められております。住民に十分な説明もないままスケジュールだけが先を行くようなことは、絶対あってはならないことと考えます。

東日本大震災の教訓から消防隊の活躍が大変大きく評価され、その上で、住民の顔が見える身近な行政、消防組織の存在が、改めて見直されています。住民の生命と財産を火災や災害から守る大切な消防のあり方は、住民最優先で議論され、理解と合意の上で充実、強化をさせていくその方向で、体制もあるべき姿を進めていくべきと考えます。

以上の点から、次の7点についてお尋ねをいたします。

①十勝圏広域連携推進検討会議において、広域化の議論は、現在どこまで進められているのか。

②19市町村の消防署員の充足率や消防車両、設備など配備状況に違いがあるが、どのように整備されるのか。

職員の採用や配置はどのようになるのか。

定住は認められていくのか。

③人員や消防車両についての配置基準が人口30万以上に変わることでより減少となります。全国一広い面積でどのように対応されるのか。消防力の低下につながるのではと考えるが、どうか。

④財政シミュレーションの提示について。

町の財政負担は、広域化によってこれまでよりふえていくのか。

組合負担と消防団など町予算は、どのように変わっていくのか。

⑤デジタル化について。

設置費用や維持管理費の負担は、どのぐらいになるのか。

デジタル周波の到来距離が短く、多くの基地局が必要と指摘されているが、どのように設置をされ

ていくのか。

大災害や本部通信機能が不能となった場合の対処は、どうされるのか。

⑥消防団との連携について。

⑦消防の広域化は、市町村の自主的判断とされています。スケジュールの先行ではなく、十分な情報の提供と議論の場の保障、住民の意見の反映の上、判断すべきものと考えます。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

「十勝圏広域消防運営計画について」であります。

消防は、昭和 23 年に地域に密着した市町村消防として発足して以来、消防関係者のさまざまな努力の積み重ねによって、制度、施策、施設・設備等の充実強化が図られ、火災の予防や消火はもとより救急・救助活動から地震や風水害等への対応など、広範囲にわたり地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たしてまいりました。

近年、急速な高齢化の進展の中、大規模地震や局地的豪雨など、複雑多様化する災害等から地域住民の生命と財産を守る消防の責務は、ますます大きなものとなってきており、消防は寄せられる期待と信頼にこたえるために、社会環境の変化に適切かつ機敏に対応できる体制を整備確立することが求められております。

しかしながら、人口減少社会を迎え、小規模な消防本部においては、要員の確保や資機材の整備に限界があるため、災害発生時の動員力が十分であるとはいえない場合が起こり得るほか、高齢化に伴い、増加する救急需要に対する適切な対応や要望査察、火災原因の調査等、より一層高度化・専門化する予防業務への対応などが十分とは言えない状況が起こり得るのではないかという懸念が指摘されており、その課題解決に向けて、十勝 19 市町村は、消防の広域化の検討協議を進めてまいりました。

ご質問の 1 点目、「十勝圏での広域化の議論の経過について」であります。

これまで、十勝 19 市町村は、平成 20 年 8 月から十勝支庁の参加をいただき、「十勝圏広域連携推進検討会議」を発足し、翌 21 年 4 月に十勝圏複合事務組合内に設置した「消防広域推進室」が中心となり、広域化に向けた協議を行ってまいりました。

平成 22 年 1 月には、「十勝圏消防の広域化に関するおおまかな方向性」を確認し、その後、住民意向調査を始め、行財政、職員といった五つのワーキンググループにおいて調整案の検討がなされ、本年 2 月の「消防広域化に向けた検討課題の調整案（骨格）」を踏まえて、5 月に「（仮称）十勝圏広域消防運営計画（素案）」いわゆる計画策定のためのたたき台が示され、市町村間で検討協議を行っているところであります。

その後、財政運営面において、本部経費の一部を除き、消防施設等の整備や管理運営に要する経費について、実質的にそれぞれの市町村で負担するいわゆる「自賄い方式」の継続を希望する意見が多数出されましたことから、8 月 10 日に十勝圏複合事務組合市町村長会議において、次の 4 項目が確認されました。

一つ目は、平成 25 年 1 月 1 日に広域消防をスタートし、ブロック体制を廃止し、本部機能を帯広市消防本部に集約させること。

二つ目は、スタート時の消防体制は、現状のまま継続させること。

三つ目は、高機能指令センターは、帯広市が先行し、後に広域化整備を図ること。

四つ目は、平成 28 年までに消防無線のデジタル化を図ること。

以上の 4 点を確認したところでありますが、平成 21 年 4 月に自賄い方式で発足されました富良野広域連合消防本部における現状の問題点等にかんがみ、「自賄い」の各事項について、「解消する」という意思統一を確認する必要があるとの判断に至り、現在この方向性で協議をしている段階であります。

今後は、消防救急無線のデジタル化整備について、平成 28 年 6 月の供用開始に間に合うよう先行的

に検討すること、自賄い方式を構成する職員体制、採用と人事、施設設備の整備といった一つ一つの項目について、解消の是非と解消時期について検討すること、これらを基本に協議を進めていくことといたしております。

ご質問の2点目、「消防力の整備と職員の採用等について」であります。

「(仮称)十勝圏広域消防運営計画(素案)」におきましては、消防署等に関して、「地域における消防サービスを維持するため市町村に所在する署所については、現在の位置において現状のまま引き継ぎ、広域化後の署所とする」とし、二つ目には人員配置に関しては、「職階、年齢構成や資格要件などを考慮した安定的な組織づくりを行い、業務量や部隊の活動状況に応じた適正な職員配置を図る」としております。

また、三つ目に、消防施設整備に関しては、「耐用年数などを踏まえ計画的な整備に努めるため整備計画を策定する」とし、四つ目には、職員の採用等に関しては、「採用事務の効率化に努めるとともに、職員の確保及び給与等採用条件の統一化に向けて事務の一元化を図る」としております。

以上のように「素案」には盛り込まれておりますが、前段申し上げましたように現在、「自賄い方式」の解消に向けた協議を行っているところであり、19市町村間において、これら確認には至っていない状況にあります。

また、職員の定住についてであります。消防職員が、所属する消防署の管轄区域内に居住することは、住民の安心感の確保や地域コミュニティでの役割などにおいて、大変重要な意味を有しているものと考えられますことから、どのようなあり方が望ましいのか、引き続き検討していくことが必要であると考えております。

ご質問の3点目、「広域化後の消防力について」であります。

総務省消防庁は、市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策、その他の消防に関する事務を確実に遂行し、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について、「消防力の整備指針」を定め、市町村は、この指針を目標として必要な施設及び人員を整備するものとされております。

「消防力の整備指針」は、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を定めたものでありますが、施設の指針として、人口1万人以上の市街地と人口1,000人以上1万人未満の準市街地ごとの署所と消防ポンプ自動車の数を始め、はしご自動車、化学消防車、救急自動車、救助工作車、指揮車の数を定め、二つ目には、人員の指針として、消防ポンプ自動車などの車両ごとの搭乗員等や通信員、予防要員の数を定めております。

広域化に合わせて、十勝圏としての常備消防力の配置基準を定めることとなりますが、素案におきましては、「地域における消防サービスを維持するため、市町村に所在する署所については現在の位置において現状のまま引き継ぎ、広域化後の署所とする」としてあり、現行の施設、車両、出動態勢を維持する水準を設定するものであり、消防力の低下につながるものとは、ならないものと考えております。

また、現行におきましては、市町村の区域を管轄区域として消防活動等を行ってまいりましたが、広域化後は、消防・救急活動などにおける出動範囲は、災害現場から最も近い署所が対応するなど、弾力的な出動態勢を構築することにより、住民サービスは向上するものと期待をいたしております。

ご質問の4点目、「財政シミュレーションについて」であります。

素案におきましては、「広域化後の常備消防に要する経費のうち、投資的経費を除く費用については、人口、面積等を反映した消防財政の統一的基準である普通交付税の「基準財政需要額割」と各市町村独自に基準財政需要額を上回る経費を支出してきた実態を反映させた「消防需要割」の二つの算定により負担する方向で検討をする」としてありますが、申し上げましたとおり、現在、自賄い方式の解消に向けた協議を行っている最中でありますことから、財政シミュレーションにつきましては、前提となる条件が確認された後にお示しをさせていただきたいと考えております。

また、非常備消防であります消防団につきましては、火災予防運動など地域に密着した多様な行動

を行っており、地域の歴史や今後の消防団と市町村の協議・調整の上、整備・充実が図られてきた経緯を踏まえ、広域化の対象外とされておりますことから、広域化後におきましても従前同様、市町村ごとに予算を編成していくものであります。

ご質問の5点目、「消防救急無線のデジタル化について」であります。

住民の安心・安全を確保する消防救急活動において、消防本部と消防隊、救急隊との間を結ぶ消防救急無線は、消防本部の管轄区域内における事故や災害対応はもとより、市町村間の相互応援などの活動にとって必要不可欠な無線通信網として運用されております。

現在の消防救急無線が使用している周波数帯（150メガヘルツ帯）は、警察及び電気ガス事業者等でも使用しておりますが、空き周波数がない状態で、新たな電波割り当てが極めて困難な状況となっており、救急活動件数の増大や大規模災害時の対応、また今後予想される動画電送等のデータ通信に対して、十分に対応することができないと考えられております。

このような中、国は、電波の有効利用と消防活動の高度化の観点から、デジタル化（260メガヘルツ帯）を推進することとし、アナログ方式の消防救急無線は、電波法に基づく周波数の割り当て計画によりまして、使用期限が平成28年5月31日までとされたところであります。

このことから、消防無線のデジタル化は、十勝圏の消防が広域化するかどうかにかかわらず、期限までに整備しなければならないものであります。前段申し上げましたように消防救急無線のデジタル化整備について、平成28年6月の供用開始に間に合うよう先行的に検討することとしておりますことから、設置費用等につきましては、現在お示しできる状況にないことをご理解いただきたいと思っております。

次に、デジタル化による電波の伝搬距離についてであります。デジタル化に際し、周波数帯が150メガヘルツ帯から260メガヘルツ帯に移行することにより、同じ出力で電波を送信する場合、一般的に周波数が高くなるほど電波到達距離は短くなることが予想されますが、消防庁によりますと、電波伝搬距離は、必要に応じた補正技術を活用すれば、260メガヘルツ帯デジタル方式が150メガヘルツ帯アナログ方式と遜色がないことを確認したとのことであります。

十勝圏におきましても、アナログ無線の電波エリアをカバーできるとする他管内での先行調査の事例などを踏まえて、平成24年度に実施予定の電波伝搬調査の結果をもとに整備を進めていくことになるものと考えております。

次に、大災害時に本部通信機能が不能となった場合の対応についてであります。現在十勝19市町村が協議を進めております消防の広域化は、まさしくいかなる災害にも迅速かつ機敏に、そして的確に対応可能な消防組織の構築を目指しているものであり、現在の帯広市消防庁舎を消防本部とし、携帯電話を含めた119番通報受付から災害地点の特定を可能とする高機能指令センターの整備などにより、住民の安心・安全を確かなものにしようとするものであります。いかなる不測の事態にも対応し得るよう、東日本大震災においても効果的であった衛星携帯電話の活用などについても、協議を進めてまいらなければならないものと考えております。

ご質問の6点目、「消防団との連携について」であります。消防団の歴史は古く、ちょっと時代劇的ですが、江戸時代8代将軍徳川吉宗が命じて、町火消し「いろは組」を設置されたことが、今日の消防団の前身であると言われております。

本町におきましても、消防の歴史は古く、明治37年、猿別市街に私設の「幕別防火組合」の設立に始まり、明治45年には公設の「幕別消防組」と名を変え、大正10年に札内に私設の「札内火災予防組合」が組織され、昭和14年の「幕別警防団」を経て、終戦後の昭和22年、「幕別消防団」として再発足、昭和46年には東十勝消防事務組合が設立され、昭和50年4月から消防団事務が組合に編入され現在に至っております。

国の広域化に関する指針において、消防団は、火災などの災害活動のほか、地域に根ざしたきめ細やかな火災予防運動や応急手当の普及指導など、地域に密着した多様な行動を行うことから、広域化の対象外とされており、この考えを受け、現在、協議されております広域消防計画素案におきまして

も、広域化の対象外とし、広域化後に市町村ごとに条例等を整備することとしているところでありませぬ。

災害が大きければ大きいほど、発災直後の初動期における地域住民相互の助け合い、人命救助や初期消火への努力が被害の軽減につながるようになります。

阪神・淡路大震災におきましても、消防団は、消火活動、要救助者の捜索、救助活動、給水活動、危険箇所の警戒活動など、幅広い活動に従事されました。

広域化後におきましても、消防団活動の重要性に変わりはなく、大規模災害時における住民の避難誘導や水防活動などに関する活動は、町長の実働部隊として、常備消防との関係では、火災防御や救助活動、火災予防等の活動は、消防長、署長の管理により、従前同様の円滑な連携が図られるよう取り組んでまいらなければならないものと考えております。

ご質問の7点目、「情報の提供と住民意見の反映について」であります。

消防の広域化は、国の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を受けて、北海道が定めた「北海道消防広域化推進計画」におきまして、業務運営面、人事管理面、財政運営面での課題を解決し、消防体制の整備・確立のため、市町村は、平成24年までを目途に広域化の実現に努めなければならないとしており、この方針に基づき、現在、各般にわたり19市町村において協議を進めているところあります。

平成25年1月を目途に置き、協議を進めておりますが、ゴールが決まっているからスケジュール先行で議論をしているものではなく、前段申し上げましたように、現在は大きな課題である「自賄い方式の解消」の方策に関して協議を進めているところであり、市町村間の協議が整った段階で、議会にお示しをするとともに、パブリックコメントなどにより住民の方々もご意見をいただく機会を設けることとしておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

以上で、中橋議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、①からであります。この消防の広域化につきましては、北海道では、現在63ある組織を22にしていくということで、その中の十勝は、一環として進められているというふうに聞いております。しかし現実には、この議論は進んでいるところがほとんどなくて、成就したのは、昨今新聞をにぎわせておりますが、富良野広域連合だけで、あとはその次に続いているのが十勝ではないかと聞いています。裏返せばそれだけ難しい課題であるのだなというふうに思いながら、しかし6月にはあのような素案が出されておりますし、私たち議会人としてもきちっと責任を持った判断をしていかなければならない、その場が12月ということ定められているということになれば、この定例会できちっとお尋ねしていくことが、やはり大事なことだと思っております。今回は議論の内容が十分絞られていないということを踏まえながらもお尋ねをさせていただきました。

そこで、まず今のお答えの中の1点目で、どこまでお話が進んでいるのですかということなわけですけれども、町長のお答えでは、四つ、ここの項目が8月10日に確認をされて進めているのだということで、一つはブロック体制を廃止して、25年1月1日にスタートをさせるということです。これは、当初のスケジュールと変わらないですね。

二つ目は、スタートのときの消防体制は今ままでと、これまでのお答えと同じです。

それから、高機能指令センター、これは帯広が先行するという事は、今回初めて示されました。

それから、28年度までにデジタル無線化、これも法の期限がそこにありますから、これも当然のことだと思います。そこで、結局私たちから見たら、この計画そのものは、物すごいタイムスケジュールからいって、いわゆるおくらしているといいますが、スケジュールどおりに進んでいないというふうに思います。ところがここでも再度25年1月1日に一応そこで集約させるのだというふうに、今スケジュールがあつて決めているのではないといながらも、着地点は、やはり同じところに置かれているという点で、そこで町長どのような考えで臨まれているのかということが一つです。

まず、先にそこを伺います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 25年1月にスタートして、実質は25年度からということなのですが、いわゆる国の財政支援がこの25年度が限度だということが、いわゆる広域化するために国の財政支援を受けるための一つの期限がここで1月だということで、目標に進められてきたわけですが、今おっしゃられたようにたくさんの課題が残っていますから、本当に1月になるのかどうかということは、これから協議の中で変わっていく可能性も当然あるわけですが、ただ今言った25年1月を目標にしてきたのは、今言う国の財政支援を受けるためにやると。

デジタル化は、これ文句なしですから、それ以上延ばすとかということには、恐らくならないのですから、前段優先して、まず取り組んでいこうというようなことであります。

そして、ほかのところも進まない、これはやっぱり一例ですが、北海道でも例えば小さな島があって、島の町の消防は、うちらは火事になったって、どこから助けに来てくれるのだから。それなのに向かいの市で、はしご車買うときに、おれたちまで負担金とられるのではないかと、こうなってくるとお互いがメリット、デメリットを出し合ってしまったって、協議をしていると、なかなかこれ進まないのが現実であります。

それから、私どもは、最初広域化を進めるのですから、十勝1市18町村それぞれの意見はありながらも、メリット、デメリットもありながら一つずつ解決しながら広域化に向けて議論を進めていこうということで、スタートしたわけですが、おっしゃるように総論賛成でも各論に入ってくると反対というところが出てきて、今こういうような状況にあるということなのですが、実は、これ副町長部会がほとんど今担当して中心にやっていますので、詳しいことは、副町長からまた答弁させていただきますので、現状はそのような状況であります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） それでは、一番ネックとなっていますその自賄い方式、これが特に富良野の事例を受けた後で、これは解消しなければならないということで、そこでの議論が非常に難しいことになっているということなのですが、幕別町としては、この自賄い方式について、どのような見解を持っていますか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 今一番ネックになっている自賄い方式でありますけれども、この自賄い方式というのが、今、私どもが所属している東十勝消防事務組合の自賄い方式、あるいは南十勝ですとか西十勝ですとか、それぞれのまだ組合の中でも方式が違うという問題点があるのです。当然、広域化するということは、これ国からも北海道からも示されていることではありますけれども、自賄い方式を解消して、消防組織自体が本当にみずから動きやすい組織をつくり上げていこうということで、この広域化を目指しているものでありますから、幕別町の立場としては、自賄い方式は解消していくことが必要であろうというふうに考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） そこで、結局その財政問題がずっと最後まで課題としてかかわってきますので、質問は2点目に入らせていただきます。

その自賄い方式がどんなふうに影響していくかということも、ぜひ私たちにわかるように答弁をいただきたいと思うのですが、具体的に今の幕別町は東十勝消防組合ですから、本部経費についてはきちっと負担金を出すと。そして、ここの職員の経費、幕別町の消防署にかかわるお金については、うちで全部出していますね。これがいわゆる自賄い方式。自賄い方式がうまくない、この東十勝の中でもやろうとしたら、それは全部抛出して、池田も浦幌も豊頃も全部職員のお給料から維持管理費全部プールにしてやるということなのですが、そうはしてこなかった。

今度は、広域連合になって、自賄いを解消して、プールといいますか、それぞれの基準に応じた負担をしていくということを主張されているのだろうと思うのです。

そこで、ではスタートラインに、今、各 19 市町村が立つのですけれども、それぞれの職員の充足率だとか、消防力ですとか、すごい差がありますよね。こういう差をそのまま引き継いで、そしてそれぞれが負担をする。そして協働、協力の関係にする。町長は、特徴的なお話として離島の話も出されましたけれども、いろんな矛盾が出てくる。これだけうちは負担しても支援はどうなのだとか、いわゆるメリット、デメリットですね。そういうことを明らかにして選択をしていかなければならないと思うのです。

2 点目ですが、これだけの違いがある消防力をどんなふうにしちつと整備されて配置してやっていくのかということですが、具体的なお答えは、残念ながら入っておりませんでした。

これは、これから議論ということなのですが、私は現時点でも十勝全体の消防力については、消防の車両であるとか、はしご車ですとか、ポンプ車ですとか、そういったところは、大体充足しているところが多いのかなと。郡部は、全部わかっているわけではありませんけれども、帯広を中心としてそうだと。しかし人員については、幕別町については、実は私この質問を平成 20 年度にさせていただきましたときに、80.9%とお答えをいただいているのです。十勝圏全体を見ても、100%にいてるのは、帯広市だけで、ほかはいっていないと。

そして、これ全国の数字を見ると、人員の充足率は 75%。だから結局今でも十分に人員の配置はされていない、そういう中で広域化して、それがきちつと充足されるような仕組みになっていくのかどうか。人がふやされて、本当に消防力を落とさないでやっていく体制になることが議論されているのかどうか伺います。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 消防力の基準に照らした充足率でありますけれども、ご指摘のとおり車両については、十勝管内はすべて 100%であります。帯広市を除くほかの事務組合は、人員、水利とも帯広市をかなり下回っておりますけれども、ただ消防庁が示します消防力の基準というものが、例えば 1 万人ですとか 5 万人ですとかというその人口の区分によってされているものですから、本来の地形といますか、その町の例えば道路状況ですとか、そういったものまでは判断されておりませんので、それに合わせた消防力、本来のといえますか、実態に合った消防力の、例えば職員数なんかは、なかなか把握しづらいのかなというふうには思っております。

ただ、現状の消防職員数が、では足りないのかといいますと、現状の消防職員数は決して足りないというふうに私どもは思っておりませんので、消防力の充足率からいうと、確かに少ないのですけれども、現状で実働している消防職員は、ほかの町もそうですけれども、幕別町は足りているという考え方をしております。

新たに広域化後については、当然消防力の基準もまた変わりますし、消防力の基準自体が 3 年あるいは 5 年で変わってくるものですから、それに合わせた配置をしていきたい。ただスタート時につきましては、現状を維持するということは、現有車両、現状の人員、そういったものは、すべて現状のままスタートさせていきたいという考えであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 充足率は 100%ではないが、実態としては間に合っているという言い方も変ですけども、もうそういう状況だと。

そこで私この広域化にかかわりまして、平成 22 年 6 月に発表されました、昨年 6 月、消防職員の十勝管内のアンケート結果というのを見せていただきました。ここでは、やはりいろんな回答がある中で、この消防の人数というか車両ということも含めて、消防力をどう思うかという意見で、4 割の方が、初動のときの職員数は足りないと感じていると答えられているのです。車両については、2 割程度いろいろありましたけれども、実際に人員については、初動で足りない。

というのは、いろいろ調べさせていただくと、特に火災ですけれども、初動のその働きが一番大事だと。火災の連絡があって、火事そのものは、発生してから広がるまでの間は、6 分間勝負だというような。ですから消防署の配置も 2.8 キロに 1 か所ということが決められてきたのだと。その背景

は、6分ないし8分で到達できるようなそういうことを、つまり日本の消防というのは、本当にその被害を広げないうちにきちっと力を発揮して災害を抑える、火事を抑えるということから築かれたというふうに聞いていまして、ですから非常にすばらしいなというふうに思ったのですが、現実には十勝の消防職員の方たちが、4割も初動のときの人数が足りないのだというふうに答えているということは、やはりここはきちっと協議会の中で、テーマとして議論をして充足させていく必要があるのではないかとこのように思うのです。

それがどうかということと、それからこれ③と関連しますから聞きますが、今は幕別町は人口2万7,000人で消防充足しています。先ほどのお答えで、人員や基準については、1万以下、また1万以上ということと言われましたけれども、例えばこの配置基準の中で、ころころというか、3年に1度変わっているというので、確かではないのかなと思いつつながら18年、5年前の基準でいくと、消防車両などは、10万人以上30万人以上のところは14になっているのです。これは都会のことだとは思いますが、こんなものがもし当てはめられるようなことになれば、全くその十勝の消防は、機能しませんよね。

大体合併するときそうなのですが、スタートのときは全部認めますと、今あるものも確保しますというのですが、徐々に徐々にその目標に向かわせられていくというような、財政支援が外れていくということも含めて、当初は手厚いものがあったとしても、そういう方向が見え隠れするというふうに思っています、その辺はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） まず、職員のことでありますけれども、それぞれの消防署によって勤務体系が違ってくるがございます。2部制をとったり、3部制あるいは4部制というところもございます。当然職員数が限られているわけですから、2部制の場合は、半分の人員が要するという、考えていただければよろしいですね。3部制の場合3分の1の人数が要するという消防署も実態としてはあるわけがあります。

そういったところは、例えば3部制、4部制をとっていると、1勤務当たり例えば5人、5人を下回ることは絶対ないのですけれども、5人で勤務している場合の消防署もあろうかというふうに思っております。そういったところの消防署につきましては、例えば火災ですとか救急とかがあった場合に、初動体制に少ないと感じているという職員がいることもあろうかというふうには理解をしているところではあります。ただ、新たに広域化しますときには、勤務体制そのものも統一をしようという考え方でありますので、初動体制、決しておくれることがないような体制を組みたいということで、検討を今している段階であります。

それと、消防力に照らしたことでありますけれども、消防力そのものがどちらかというと、北海道は北海道の基準をつくっていただきたいというぐらいな、ちょっと特殊性、地域の特殊性でありますけれども、そういったものがあるわけでありまして、もちろん広域化をしたとしても、広域化十勝全体の人数がその消防力の基準に当てはめられること、これはないというふうに考えております。それぞれの市町村の職員によって、管轄する区域は十勝全体となるわけですが、もう言ってみればその市町村にある消防署については、その市町村内の人口をもとにして、消防力の基準は算定されるものと考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） もう一点違う角度からなのですが、北海道が示した全道、当時は21だったので、消防本部を広域化していく素案の中の数値があるのですけれども、その車両ですとか人事配置を見ますと、十勝圏ではスタートの段階では、今このときには人口35万7,000というふうにかウントされておまして、職員数は687、それからポンプ車、これが28、それから消防署数が41とかというふうに現状があります。

ところが、これが将来推計もちろんやっていますよね。当然、今、人口減ということもありますから。そうすると、この北海道では、将来推計2030年、今から19年後を出して、描いて、広域化し

た場合こうなるよというのがあるのですけれども、そこでは実際に消防の職員数は 551 人、今の 8 割なのです。それから車両、救急車両も 77%、化学車だとかはしご車とか、はしご車は今帯広だけですけれども。職員も減るし、箇所数も減るのです。箇所数 41 から 34。こうなってきますと、この消防力だけは、結局、よく人口が少なくなったら学校なんか統廃合されて、そしてもう町に一つとかというふうになったりするのですけれども、しかし人が住んでいる以上は、やはり生命、財産を守らなければならないというふうになると、そういう合理性だけではなくて、安全優先の配置だとか、署の置き方とか、当然必要になってきますよね。

そうすると、こういった推計がされていって、このとおりに進んでしまうと、先ほども言いました、スタートの段階では、ちゃんとあるのだけれども、10 年たったら、あるいは 15 年だったらこうなってしまうよということであれば、何のための広域化と、消防力を低下させないための広域化ではないのかというふうに思いますが、どうですか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 北海道の推計で消防職員数が減るのは、恐らく通信員の関係だというふうに私は理解をしております。通信員というのは、今、消防署ごとにそれぞれの緊急時の連絡を受けるようになっていますので、各消防署必ず通信員が最低 1 名は消防署ごとにいることになっておりますけれども、これを広域化したときに、高機能指令センターを始めて、そこで集中して受けることになれば、十勝管内でいくとおよそ 50 人から 60 人の人員が余るわけではないですよ、通信員勤務から外れるという考え方をしていただきたいのですけれども。その職員を今現状としては、通常の消防業務といたらおかしいのですけれども、要するに火災予防ですとか災害現場に行く待機要員ですとか、そういった形に振り分けようというようなこの素案の中では、そういうふうにさせていただいているところがあります。

ですから、将来的にその通信要員が例えば五、六十人余ったからそれを不補充していくという考え方は、今この十勝では持っておりませんで、当然 30 年後の人口推移は、また見ていかなければならないというふうに思っておりますけれども、現状を維持するという事は、現状の消防署所は、これから先もずっと残していきたいという考えで、検討をもちろん続けておりますし、現状の人数を減らすという考え方は、今の私どもの検討の中では、減らそうという考え方はございませんので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） 減らすようなことがあっては、絶対ならないと思えますので、その点は代表として行かれている副町長、ぜひ議論の場で、きちっと意思を表明していただきたいというふうに思えます。

同時に、今、通信員の話ありましたから、そのことが十勝毎日新聞に大きく掲載されたことがありますして、よく実情がわからなくて、実は消防の方のところに訪ねて、どういうことなのかお聞きしてきたのです。

そうしましたら、通信員というのが、ずれてはいないと思うのですけれども、通信員と専属に配置されているのは帯広だけであって、幕別町の消防職員というのは、いわばスーパーマンで、通信もやれば火消しもすると、救急車でも走るということだから、人員的に余るとかそういうことではないのだということでした。

ですから、今の点もやはりもう少し説得力のあるという、ごめんなさいね、その点も含めて提案をしていただきたいと思います、このように思えます。

時間がありませんので、次、行きます。

財政シミュレーション、そんなことで出ないのです。これは、本当に私たちは、やはり一つは、その消防力を絶対低下させない。もう一つは、うちは今、平成 22 年度の決算で見ましたら消防費 5 億 7,000 万円、これが一体どうなるのか、ふえるのか減るのか、ここは見きわめるのが大事なところなのです。可能なときに出してくださるということなので、それを待ちますけれども、その点もぜひ強

調していただきたい。

次、デジタル無線化です。これは、平成 28 年度までに、もう法律が決まってしまいましたから、もうやらざるを得ないということで進められていると思います。

そこで、このお答えの中にもあるのですが、いろいろとタイムスケジュールどおりにはっていないが、デジタル化のほうだけは、先んじて取り組むよというニュアンスがありますけれども、それはどんな方式で、どういうふうにされようということ議論されているのですか。例えば、当然私たちは、本部は帯広だというふうに描けば、帯広に幕別町が委託事業として委任するといいますか、そんな形で人を配置したりお金を出したりというようなことで進められようとしているのですか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） デジタル化の方向につきましては、今現在、中橋さんがおっしゃられたとおり委託形式と、それから協議会方式、二つの方式、あるいはあとはもう単独でやるという方式しかないです。協議会方式というのは、協議会をつくった上で、協議会の規則なりを制定していかないと 19 市町村が一緒にやるということは、かなり時間もかかってしまいます。今、現状で考えられるのは、帯広市消防本部に各消防本部が委託をするという方向で、今進めているところであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15 番（中橋友子） このデジタル化につきましては、大変費用が多額にかかるということで、もちろんその設置費用についても同じ 20 年にお尋ねしたときに全体で、幕別単独でやれば 14 億円かかると。しかし、みんなでやれば 4 億数千万円で終わるのだというお答えでした。ですから、そうなのかなというふうに思ってきたのですけれども、これ設置費用だけではなくて、維持管理費等を考えると、先に帯広がいろいろな調査されているのを学ばせていただいたら、例えば先に札幌ですね、進めているところは、デジタルとアナログの維持管理がデジタルのほうが 2 倍になるという、そういう試算も出されているわけですね。

それで、では機能はどうかというふうになると、これまた確かに容量は多くて早い。しかしデジタル波は、先ほども 260 メガヘルツですか、それは今までの周波とは違うのだけれども、直線で走っていて障害物に弱いということで、デジタルだけで対応できない部分は、NTT の無線ではなくて、有線の回路を使ったりして、また補いながらやらなければならないということにもなっているのです。ですから、そういうことを考えれば、経費はもっともっと膨らんでいくのではないかと思うのです。

それがどうかということと、それからもう一つ心配されるのは、障害に弱いだけに、北海道ではさきに JR の事故がございましたね。あのときにも大変な思いを被害に遭われた方はされたのだけれども、あのときのおくれの一つの要因が、無線が新得には届かなかった。だから厚生病院につながるのが遅かったというのがありますよね。同じようにデジタルになると、もっとそれが厳しく、もっとというか、そこは改善されないということが言われています。

そういうことを思えば、やはりデジタル化に進むに当たっても、相当慎重な財政シミュレーションが要するというふうに思います。その辺はどんなふうに見られるかということと、それから私たちは本当は違ったのですけれども、デジタル化と広域化をセットで考えてきました、それが、その財政負担少なくなるということで。ところが、今はこういう事情もあって、デジタル化を先に進めるということになれば、そこできちっとした 28 年に向かったの完結ができるのであれば、広域化については、そうそう慌てなくてもいいのではないかというようなことも、そのお金の負担のことも含めて思うのですが、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） デジタル化に当たっては、当然、維持経費もかかるわけですから、そういった試算はこれからやっていかなければならないというふうに考えています。

なぜ、これからという言い方ですけれども、まずは来年度ですけれども、町長からの答弁にもありましたように、電波がどこまで届くかというこの調査をまずやらなければ、基本計画そのものがつけれないわけです。ですから、来年度の調査によって、どのくらいの例えばアンテナが何基必要で、ど

のくらいの機材が必要でということが明らかになってくるようになりますので、その時点では例えば維持経費ですとか、そういったものが試算できるようになるかというふうに考えているところであります。

現状でデジタル化の総額は、前にも答弁したとおりとほとんど変わらない今は試算しかできておりませんので、ただ先行しているところにお聞きしますと、かなりデジタル化設備工事そのものも大分下がっているというふうには聞いているところでもあります。ただ、それが十勝で幾らになるかは、まだ現状ではわからないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 特殊な周波数だけに、無線を受ける機械も高く、1機100万円もするとかいうようなことも聞いています。実際どうなるかわかりませんが、そういうのが全部配備されて、そしてそれらの経費も含めてということになれば、今後のうちの町の負担というのは、どんどん大きくなっていくのではないかと感じ取ります。そんな点も十分明らかにしていただきたいというふうに思います。

6番目の消防団との連携であります、これは実は2番目のところの職員の定住問題にも絡んでくるのですけれども、本当に消防団の活躍といいますか、これまで果たされた役割というのは、徳川吉宗ではありませんけれども、私はやはりそういう努力をして、先人が築いたものを、ここでやっぱり生かせるような仕組みをつくるのが大事だと。職員の定住なども、今までは幕別町の消防は、東十勝であってもここで完結していましたから、そして職員の採用、今もされてはいたけれども、幕別町に住むことが条件ですよ。ですけれども、今度はそうならない。

そういった場合にローテーション、恐らく広域の中で人がローテーションされていくのだと思うのだけれども、そういう組織と、それから苦勞してきちっとご奉仕いただいている消防団との連携というのでは、今のような固定された組織との連携というよりは、やっぱり弱まってくるだろうというふうに思うのです。その弱いという意味が、人とかかわりというところに重きを置いてなのですから。

ですから、そういうことも含めれば、定住のあり方などについても、何よりも定住については、やはり火を消す、あるいは災難、救急にしてもそうですが、その地理に一番詳しい人たちがどれだけ映像で送られ、どれだけ無線が早くても、やっぱりそこに行き来して適切に事を処するというとなしには、生きないわけですから。そういう点では今までの定住のあり方というのは、本当に大事だったと思うのです。お答えでも大事だというふうに書かれていますので、認められていると思うのですけれども、広域化になると、そこだって保障されるのかどうかという心配残っていますよ。これだってちゃんといただかなければならないと思います。短くお答えください。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 消防職員の定住化につきましては、とても大事なことだというふうに私どもも考えております。

また、これは私どもの町だけではなくて、ほかの町村でも職員が定住してもらうことが大事だというふうなことで、その方向で検討させていただいておりますけれども、小さな消防署の場合、職員の採用によってのバランス、バランスというのは、年代別バランスといえますか、そういったものが多少崩れているところがありますので、そういったところのことについて、要するに職員のバランスを考えた職員配置、年齢別配置ですとか、そういったことについては、広域化後にはバランスのよい配置をしていきたいなと、そういうふうな方向です。

ただ、職員が例えば帯広市から幕別町に転勤といいますか、消防署が変わった場合には、当然のように幕別町に住むところを定めていただきたいなというふうには考えています。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 私今回大きく7点、14項目にわたってお尋ねしたのですけれども、現状の中で明確にお答えいただいたのは3点かなというふうに思います。

これ、こんな状況の中で、本当に人の命を預かる消防の広域化が進められていいのかという率直な不安を持っています。

そもそもこの広域化は、小泉内閣時代の三位一体の構造改革の中で出てきて、うちはちょうどその合併の問題でずっとやっていたときに、平成 18 年に合併成就をするのですが、その間ずっと並行してやられてきたことですね。そこには経済、やはり財政の削減、合理化というのがあるわけですから、やはりこの道を選んでいくというのは、本当に厳しいものがあると。相当議論を深めてやるのが大事だと思っています。

それで、最後なのですが、富良野の教訓で、合併してしまってから議論しようというのは、もう本当にやってはならないと。十分な議論と合意、19 カ市町村全部が本当に気持ち一つになれて、議会も住民もそうですよ、そういうふうになって初めてスタートすべきものだということが鉄則として報道されておりました。この点ではどのようにお考えですか。

そういうことを求めれば、スケジュールがおくれることだって私はいたし方ないと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおりに平成の合併が進められたときに、広域行政ということで、盛んに言われました。第一番に滞納整理機構があった。次に広域消防だった。それが終われば国保、介護だって、十勝は一つだ、十勝はグラウンドデザインをかけて、将来十勝 1 市を目指すのだ、こんな思い、意気込みがこの広域行政にずっとつながって、今日に来ているわけです。

そんな中で、先ほど言いましたように絶対とっていいほどメリット、デメリットは、19 も町村があれば出てくるのは当然だというふうに思います。それらをどう乗り越えて、この広域行政を進めていくか、まさに今の我々が検討している課題だというふうに思います。これはおっしゃられるように先に日程が決まっているということではなくて、十分論議を重ねていく必要は、私はあるのだろうというふうに思っております。

○15 番（中橋友子） スケジュールは、外れることがあっても、十分にさせていただきますか。

○町長（岡田和夫） はい。

○議長（古川 稔） 時間です。

○15 番（中橋友子） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際 14 時 15 分まで休憩いたします。

14 : 00 休憩

14 : 15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第 3、議案第 51 号から日程第 7、議案第 55 号までの 5 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 51 号から日程第 7、議案第 55 号までの 5 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、議案第51号、平成23年度幕別町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第51号、平成23年度幕別町一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億931万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ138億1,910万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

それでは、初めに歳出からご説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、11目企画費84万2,000円の追加でございます。新庁舎建設に係る基本構想の作成や基本設計時における参考とするため、道内外の先進地視察にかかわります旅費を追加するものであります。

次に、2項徴税费、2目賦課徴収費500万円の追加でございます。

23節、細節1の過誤納還付金であります。法人町民税の予定納税や所得税の更正に係る住民税等の還付の必要が生じたことから所要補正を行うものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目障害者福祉費349万4,000円の追加でございます。

13節委託料につきましては、本年10月1日から障害者のグループホームやケアホームの利用に係る家賃補助等の個別給付が導入されることに伴い、障害者福祉システムの改修が必要となりますことから、所要の補正を行うものであります。

23節、細節1国庫支出金精算還付金及び細節2道支出金精算還付金につきましては、平成22年度分の障害者自立支援給付費等、国や道の負担金の確定に伴います精算であります。

次に、6目老人福祉費4,600万円の追加でございます。

19節、細節5の地域介護・福祉空間整備等交付金であります。社会福祉法人幕別真幸協会が依田地区に建設中の地域密着型特別養護老人ホームに併設いたします施設内保育施設及び地域交流スペースの整備に係る交付金であります。これらの共生型地域交流スペースの整備に当たり、国の10分の10の交付金をもって助成するものであります。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費45万円の追加でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成22年度分の子ども手当事務取扱交付金の確定に伴います精算であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費300万円の追加でございます。

19節、細節3の新エネルギー導入促進補助金であります。新エネルギーや環境問題への理解度が高まる中、住宅用太陽光発電システムにつきましては、設置工事に係る費用の低下や売電単価の上昇などの影響もあり、システムを導入する方が増加の傾向にございます。町といたしましても、新エネルギーの導入を促進するため、当初20件の太陽光発電システム導入に係る補助枠をさらに20件拡大し、合わせて40件分とするものであります。

6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費1,654万5,000円の追加でございます。

11節、細節4の消耗品費につきましては、北海道の中山間地域等直接支払推進交付金の増額に伴います事務費の追加であります。

19節、細節30の地域づくり総合事業補助金（農業機械）であります。ジャガイモシストセンチュウの蔓延防止対策の一つといたしまして、JA幕別町が保有し、生産者へ貸し出ししておりますコン

テナに付着した土からの伝播を防止するため、コンテナを殺菌する施設の整備を図るものであり、実施主体となります JA 幕別町に対しまして、北海道の地域づくり総合交付金を受けて補助しようとするものであります。

8 ページになります。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費 2,000 万円の追加でございます。

21 節、細節 1 の中小企業融資運用資金貸付金につきましては、本年 6 月補正予算において追加の議決をいただいたところではありますが、運転資金の限度額の引き上げや金利低下による借りかえ等により、融資の利用がさらに増加しており、要望額が貸付枠を上回る見込みでありますことから、必要な融資を実施すべく所要の補正を行うものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、3 目道路維持費 1,000 万円の追加でございます。

15 節工事請負費であります。歩道・車道の補修及び雨水ます等に係る補修工事であります。

9 ページになります。

3 項都市計画費、4 目公園整備費 11 万円の追加でございます。

23 節償還金利子及び割引料につきましては、発生物件の売却に伴いまして、平成 22 年度の国庫補助金の一部を返還するものであります。

9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費 387 万 6,000 円の追加でございます。このたびの東日本大震災により、多くの消防団員が公務中に被災していることにかんがみ、平成 23 年度に限り、市町村が負担する公務災害補償の掛金を引き上げ、消防団員の公務災害補償の確実な実施を確保することとされたところであります。この改正に伴いまして、東十勝消防事務組合分担金に所要の補正を行うものであります。

なお、改正に係る市町村の負担増につきましては、特別交付税により措置されることとなっております。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。4 ページまでお戻りいただきたいと思っております。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 4,600 万円の追加でございます。

歳出でもご説明したところでありますが、地域密着型特別養護老人ホームに併設する施設内保育施設及び地域交流スペースの整備に係る国 10 分の 10 の交付金であります。

16 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費補助金 39 万 9,000 円の追加でございます。

障害者福祉システムの改修に係る北海道の障害者自立支援対策推進事業補助金であります。

次に、5 目農林業費補助金 1,654 万 5,000 円の追加でございます。

1 節、細節 5 の中山間地域等直接支払推進道交付金につきましては、事務費分の増額、細節 11 の地域づくり総合交付金（農業機械）につきましては、JA 幕別町が保有するコンテナの殺菌施設の整備に係る交付金であります。

20 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 2,637 万 3,000 円の追加でございます。

5 ページをごらんいただきたいと思っております。

21 款諸収入、3 項貸付金元利収入、7 目中小企業貸付金元利収入 2,000 万円の追加でございます。

歳出でもご説明いたしましたが、中小企業融資運用資金貸付金の追加に伴います貸付金元金収入の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第52号、平成23年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第7、議案第55号、平成23年度幕別町個別排水特別会計補正予算（第2号）までの4議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第52号、平成23年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,720万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,180万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

5ページになります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金1,720万1,000円の追加でございます。平成22年度の療養給付費等負担金及び出産育児一時金補助金の確定に伴います国庫支出金等の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページになります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,720万1,000円の追加でございます。繰越金でございます。以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第53号、平成23年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,671万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,293万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、7ページ、8ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

10ページになります。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金1,671万円の追加でございます。平成22年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴います国庫支出金等の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

9ページにお戻りいただきたいと思います。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,671万円の追加でございます。繰越金でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第54号、平成23年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ13万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,261万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、12ページ、13ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

15 ページになります。

2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 13 万 6,000 円の追加でございます。平成 22 年度の札内中継ポンプ場の設備更新における発生物件の売却に伴いまして、平成 22 年度の国庫補助金の一部を返還するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

14 ページになります。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 13 万 6,000 円の追加でございます。繰越金でございます。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 55 号、平成 23 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明を申し上げます。

16 ページになります。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 123 万 2,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,287 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、17 ページ、18 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明を申し上げます。

20 ページになります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 123 万 2,000 円の追加でございます。

15 節であります。一般国道 236 号中札内大樹道路工事におきまして、町の所有する個別排水処理施設（合併浄化槽）が支障となりますことから、移転に要する工事費を補正するものであります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

19 ページになります。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入 123 万 2,000 円の追加でございます。支障物件の移転に係る国からの補償金でございます。

以上で、平成 23 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）につきまして説明を終わらせていただきます。

あわせて、特別会計補正予算全体の説明も終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、4 議案について一括して質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 52 号、平成 23 年度幕別町国民健康保険特別会計補正（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 53 号、平成 23 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 54 号、平成 23 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 55 号、平成 23 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 9 月 15 日から 9 月 26 日までの 12 日間は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、9 月 15 日から 9 月 26 日までの 12 日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 9 月 27 日午後 2 時からであります。

14 : 34 散会

第3回幕別町議会定例会

議事日程

平成23年第3回幕別町議会定例会
(平成23年9月27日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
11 芳滝 仁 12 田口 廣之 13 前川 雅志
（諸般の報告）
- 日程第2 発議第8号 森林・林業・木材産業政策の積極的な展開に関する意見書
日程第3 発議第9号 軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める要望意見書
日程第4 議案第58号 財産の取得について
日程第5 議案第59号 平成23年度幕別町一般会計補正予算（第4号）
日程第6 議案第50号 幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例
（以上、産業建設常任委員会報告）
- 日程第7 陳情第8号 役場庁舎の分散設置を求める陳情書
（庁舎建設に関する調査特別委員会報告）
- 日程第8 陳情第10号 「2012年度『公立高等学校配置計画案』の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書」の提出を求める陳情書
日程第9 陳情第11号 「JR三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書」の提出を求める陳情書
日程第10 陳情第13号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める陳情書
（以上、総務文教常任委員会報告）
日程第11 陳情第12号 「原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書」の提出を求める陳情書
（以上、産業建設常任委員会報告）
- 日程第11の2 発議第10号 2012年度「公立高等学校配置計画案」の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書
日程第11の3 発議第11号 JR三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書
日程第11の4 発議第12号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書
日程第11の5 発議第13号 原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書
- 日程第12 認定第1号 平成22年度幕別町一般会計決算認定について
日程第13 認定第2号 平成22年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第14 認定第3号 平成22年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
日程第15 認定第4号 平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第16 認定第5号 平成22年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
日程第17 認定第6号 平成22年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
日程第18 認定第7号 平成22年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
日程第19 認定第8号 平成22年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
日程第20 認定第9号 平成22年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
日程第21 認定第10号 平成22年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

- 日程第22 認定第11号 平成22年度幕別町水道事業会計決算認定について
(以上、決算審査特別委員会報告)
- 日程第23 議案第56号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第24 議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 議員の派遣について
- 日程第26 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第27 閉会中の継続審査の申出
(議会運営委員会)
- 日程第28 閉会中の継続調査の申出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成23年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成23年9月27日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月27日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (20名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小林純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
11 芳滝 仁 12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子
16 野原恵子 17 増田武夫 18 齊藤喜志雄
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満
総 務 部 長 増子一馬 経 済 部 長 飯田晴義
会 計 管 理 者 新屋敷清志 企 画 室 長 堂前芳昭
民 生 部 長 菅 好弘 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 佐藤昌親
総 務 課 長 田村修一 企 画 室 参 事 伊藤博明
地 域 振 興 課 長 佐藤和良 糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
監査委員事務局長 鎌田光洋 学校給食センター所長 稲田和博
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
11 芳滝 仁 12 田口 廣之 13 前川 雅志

議事の経過

(平成23年9月27日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） これより、本日の会議を開きます。
議場内暑い方、上着を外される方は外されて結構かと思えます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、11番芳滝議員、12番田口議員、13番前川議員を指名いたします。

[付託省略]

- 議長（古川 稔） お諮りいたします。
日程第2、発議第8号から日程第5、議案第59号までの4議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

- 議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、日程第2、発議第8号から日程第5、議案第59号までの4議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

- 議長（古川 稔） 日程第2、発議第8号、森林・林業・木材産業政策の積極的な展開に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

増田武夫議員。

- 17番（増田武夫）朗読をもって、説明に代えさせていただきます

発議第8号。

平成23年9月27日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員増田武夫。

賛成者、幕別町議会議員前川雅志。

森林・林業・木材産業政策の積極的な展開に関する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

森林・林業・木材産業政策の積極的な展開に関する意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、森林は二酸化炭素の吸収源として、大きな関心と期待が寄せられているところである。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、引き続き経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしている。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、「森林・林業再生プラン」に基づき、

森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進により、森林・林業の再生を図ることが重要である。

また、先般の東日本大震災により、東北地方を中心に未曾有の大被害をもたらしたところであるが、その復旧・復興が必要であるため、以下の項目を実現するよう要望する。

記。

1. 東日本大震災の速やかな復興に向けて、被災した森林や木材加工施設等の早期復旧に加え、復興木材の供給に向けた被災地域及び全国における森林・林業再生を加速化すること。
2. 今般導入される地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策や木材利用促進を位置付けるなど森林整備推進等のための安定的な財源措置の確保による森林経営対策を推進すること。
3. 間伐等森林整備の推進、持続可能な森林経営の確立に向け、森林管理・環境保全直接支払制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、担い手育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進、森林整備経費の定額助成の導入など効率的施業の推進と所有者の負担軽減を推進すること。
4. 低炭素社会の実現に着目した公共建築物や民間住宅・事務所等での地域材の利用を推進するとともに、新たなエネルギー政策の転換の検討に当たって、木質バイオマスエネルギーを最大限活用するなど国産材の利用拡大を推進すること。
5. 森林整備加速化・林業再生事業の拡充・延長により、川上・川下が一体となった森林・林業の再生に向けた取り組みを推進すること。
6. 国民共有の財産である国有林については、一般会計により、公益的機能の一層の発揮を図るとともに、森林・林業政策の推進に貢献するため、国による一体的な管理運営体制を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成23年9月27日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第3、発議第9号、軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

牧野茂敏議員。

○9番（牧野茂敏）

発議第9号。

平成23年9月27日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員牧野茂敏。

賛成者、幕別町議会議員中橋友子。

同じく、幕別町議会議員斉藤喜志雄。

同じく、幕別町議会議員前川雅志。

同じく、幕別町議会議員藤原 孟。

軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める要望意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

軽油引取税の課税免除措置などの恒久化を求める要望意見書（案）

農業など各産業分野の発展に貢献してきた軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）が、平成 24 年 3 月末に期限切れを迎え廃止される予定である。

経営規模が大きい本町農業は、トラクター等の大型農業機械を使用し、燃料として免税軽油を使っている。また、漁業の船舶や鉄道輸送などにあらゆる産業分野で活用され、基幹産業の育成や地域経済の活性化に貢献してきた。

平成 21 年度において道内で活用された免税軽油の量は 42 万 7 千 Kℓにのぼり、免税額にして 137 億円に達し、このうち農業分野の使用量は 17 万 3 千 Kℓ、免税額で 56 億円、船舶関係では 7 万 1 千 Kℓ、免税額 23 億円、鉄道、軌道関係 8 万 2 千 Kℓ、免税額は 26 億円などとなっている。

他方、農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特例措置の恒久化も求められている。農林漁業用 A 重油は、農業用ハウスの暖房や船舶などの燃料に幅広く使用され、本道の基幹産業である農林水産業の振興に大きく貢献している。

燃油価格が高止まりの状態の中で、免税軽油制度や農林漁業用 A 重油に対する特例措置が廃止されると、農林水産業など幅広い分野で大きな経済的打撃を受けることになる。

このため、軽油引取税の課税免除措置及び農林漁業用 A 重油に対する特例措置の恒久化などについて下記事項を要望する。

記。

1. 軽油引取税の課税免除措置（免税軽油制度）を恒久化すること。
2. 農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の特例措置を恒久化すること。
3. 地球温暖化対策税については、農業者の負担が増えることのないよう万全の措置を講ずること。
とくに、燃油への課税は、油種に関わらず負担増を回避すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 23 年 9 月 27 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先。衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第 4、議案第 58 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副長（高橋平明） 議案第 58 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

追加してお配りいたしました、議案書は 1 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

今回、取得します財産は、幕別学校給食センターで使用する連続炊飯システム一式であります。

現在、幕別学校給食センターでは、月曜日、水曜日、木曜日の週3回、米飯給食を行っておりますが、既存の連続炊飯システムが購入後12年を経過しており、機器の不具合が頻繁に発生し給食調理に支障をきたす状況にありますことから、安定したスムーズな給食調理を行うために購入しようとするものであります。

購入機器は、連続炊飯システム本体のほか、蒸らしコンベア、釜反転機、ほぐし台、炊飯釜であります。

取得の方法、取得金額、取得の相手についてであります。平成23年9月21日、日本調理機株式会社北海道支店、株式会社中西製作所旭川営業所、株式会社マルゼン帯広営業所の3社により指名競争入札を執行いたしましたところ、10,710,000円をもちまして、日本調理機株式会社北海道支店が落札することとなりましたので、同社の代表であります、札幌市豊平区美園2条6丁目3番14号、日本調理機株式会社北海道支店、佐藤祐治氏を相手方として取得しようとするものであります。

なお、納期につきましては、平成24年1月31日までを予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（古川 稔） 日程第5、議案第59号、平成23年度一般会計補正予算第4号を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副長（高橋平明） 議案第59号、平成23年度幕別町一般会計補正予算第4号につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ889万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ138億2,800万2千円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

「第2表 地方債補正」でございます。

追加でございますが、ふれあいセンター福寿のボイラー設備を更新するため、新たに地方債を追加するものであります。

当施設のボイラー設備につきましては、平成9年の建設当初から給湯暖房用として使用しており、使用に当たっては定期の保守点検を実施するなど長期の使用に努めてまいりましたが、今年6月に異常が発生し、ボイラー缶体の破損により修理不能となったことから、設備の更新に当たりまして、ふれあいセンター福寿改修事業債880万円を追加するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表のとおりであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、14目 ふれあいセンター福寿管理費 889万4千円の追加でございます。

「地方債補正」でもご説明したところではありますが、ボイラー設備の更新に係る費用を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5 ページにお戻りいただきたいと思います。

20 款 繰越金、1 項 繰越金、1 目 繰越金 9 万 4 千円の追加でございます。

繰越金でございます。

22 款 町債、1 項 町債、2 目 民生債 880 万円の追加でございます。

ふれあいセンター福寿のボイラー更新に係る町債の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第 6、議案第 50 号、「幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長増田武夫議員。

○17 番（増田武夫） 報告をいたします。

平成 23 年 9 月 27 日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長増田武夫。

産業建設常任委員会報告書。

平成 23 年 9 月 1 日日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1 委員会開催日

平成 23 年 9 月 1 日、13 日（2 日間）

2 審査事件

議案第 50 号「幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例」

3 審査の経過

審査にあたっては、改正する条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論をみた。

4 審査の結果

原案を「可」とすべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 50 号、「幕別町企業開発促進条例の一部を改正する条例」に対する委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(古川 稔) 日程第 7、陳情第 8 号、「役場庁舎の分散設置を求める陳情書」を議題といたします。

庁舎建設に関する調査特別委員長の報告を求めます。

委員長千葉幹雄議員。

○19 番(千葉幹雄) 報告をいたします。

平成 23 年 9 月 27 日。

幕別町議会議長古川稔様。

庁舎建設に関する調査特別委員長千葉幹雄。

庁舎建設に関する調査特別委員会報告書。

平成 23 年 6 月 16 日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

1 委員会開催日

平成 23 年 6 月 16 日、6 月 20 日、7 月 12 日、7 月 28 日、9 月 1 日、9 月 14 日(6 日間)

2 審査事件

陳情第 8 号役場庁舎の分散設置を求める陳情書

3 陳情の趣旨

幕別町庁舎の設置については、幕別本町に本庁舎を保健福祉センターと併設してコンパクトに新築し、札内には札内福祉センター等を利用し札内庁舎を、忠類には現忠類庁舎を利用して忠類庁舎を分散設置することにより、建設コストをできるだけ削減し、より細やかな住民サービスを行うことを求める。

4 審査の経過

審査にあたっては、陳情者を参考人として招致し、陳情の趣旨について説明を求めたうえで、分散設置のメリット、デメリット等について論議がなされ、起立採決にて結論をみた。

5 審査の結果

「不採択」とすべきものと決した。

以上です。

○議長(古川 稔) 報告が終わりました。

庁舎建設に関する調査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

[採決]

○議長(古川 稔) これより採決をいたします。

陳情第 8 号、「役場庁舎の分散設置を求める陳情書」に対する委員長の報告は、「不採択」であります。

したがって、原案について採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

○議長(古川 稔) 起立少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定いたしました。

[一括議題] [委員会報告]

- 議長（古川 稔） 日程第8、陳情第10号、「2012年度『公立高等学校配置計画案』の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書」の提出を求める陳情書から、日程第10、陳情第13号、「住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める陳情書」までの3議件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長牧野茂敏議員。

- 9番（牧野茂敏） 報告をいたします。

平成23年9月27日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成23年9月1日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1 委員会開催日

平成23年9月1日、14日（2日間）

2 審査事件

陳情第10号「2012年度『公立高等学校配置計画案』の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

道教委は2012年度から3年間の「公立高等学校配置計画案」を明らかにしたが、その中で、3年間で12校12学級の学級削減を示すとともに1校を募集停止とするとしている。

教育の本質は、人格の完成にあり、中学校卒業生数の減少期だからこそ地域に高校を存続させ、ゆきとどいた教育を行うことが必要である。そのために、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を権利として保障する「高校教育制度」を創り出すことが重要である。

4 審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。

平成23年9月27日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成23年9月1日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1 委員会開催日

平成23年9月1日、14日（2日間）

2 審査事件

陳情第11号「JR三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

J R北海道、四国、九州のJ R三島会社とJ R貨物は、経営基盤が脆弱で、今日もなお経営自立を確保する目処が立っていない。

こうした中、本年度末には、J R三島・貨物会社の経営支援策の重要な柱である固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎える。

次年度の税制改正において、J R三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を実施するよう強く要望する。

4 審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。

平成23年9月27日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成23年9月1日日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1 委員会開催日

平成23年9月1日、14日（2日間）

2 審査事件

陳情第13号 住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める陳情書

3 陳情の趣旨

平成22年6月に政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について原則廃止の方針を打ち出し、国土交通省の地方運輸局もその対象の一つとしている。

住民の安全・安心な交通と運輸を確保するために、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することが必要であり、地方運輸局の更なる充実を求める。

4 審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、3議件について、質疑を許します。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第10号、「2012年度『公立高等学校配置計画案』の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第11号、「J R三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書」の提出を求める陳情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

次に、お諮りいたします。

陳情第13号、「住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める陳情書」についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

[委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第11、陳情第12号、「原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長増田武夫議員。

○17番(増田武夫) 朗読をもって報告いたします。

平成23年9月27日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長増田武夫。

産業建設常任委員会報告書。

記。

1 委員会開催日

平成23年9月1日、13日(2日間)

2 審査事件

陳情第12号「原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

東日本大震災で被害を受けた東京電力の福島第一原子力発電所では、原子力史上最悪の事態を招いており、収束の見通しも立っていない。

子どもたちの未来に「負の遺産」を残さないためにも、持続可能で平和な社会(脱原発社会)を実現しなければならない。

政府においては、原発の「安全神話」が崩壊し国民の信頼を大きく失ったことを踏まえ、原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を図るよう強く要望する。

4 審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨について論議がなされ、起立採決で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長(古川 稔) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第12号、「原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書」の提出を求める陳

情書についての委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

[追加日程表・付託省略]

○議長(古川 稔) 追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

14:35 休憩

14:36 再開

○議長(古川 稔) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、審議いたしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長(古川 稔) 日程第11の2、発議第10号、「2012年度『公立高等学校配置計画案』の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書」から日程第11の5、発議第13号、「原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書」までの4議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本、意見書案については、先に採択となりました陳情と同じ内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、ただちに採択いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、提案者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第10号、「2012年度『公立高等学校配置計画案』の撤回・再考を求め、地域や子どもの実態に応じた高校づくりを実現する意見書案」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第11号、「JR三島・貨物会社に係る税制特例の恒久化等を求める意見書案」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第12号、「住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書案」は、

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

発議第13号、「原子力発電からの脱却と自然エネルギーの推進を求める意見書案」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

[一括議題・決算審査特別委員会報告]

○議長(古川 稔) 日程第12、認定第1号、「平成22年度幕別町一般会計決算認定について」から、日程第22、認定第11号、「平成22年度幕別町水道事業会計決算認定について」までの11議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長牧野茂敏議員。

○9番(牧野茂敏)

平成23年9月27日。

幕別町議会議長古川稔様。

決算審査特別委員長牧野茂敏。

決算審査特別委員会報告書。

平成23年9月1日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1 委員会開催日

平成23年9月20日・21日(2日間)

2 審査事件

認定第1号 平成22年度幕別町一般会計決算認定について

認定第2号 平成22年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第3号 平成22年度幕別町老人保健特別会計決算認定について

認定第4号 平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第5号 平成22年度幕別町介護保険特別会計決算認定について

認定第6号 平成22年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について

認定第7号 平成22年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について

認定第8号 平成22年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について

認定第9号 平成22年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について

認定第10号 平成22年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について

認定第11号 平成22年度幕別町水道事業会計決算認定について

3 審査の結果

全会計を「認定」すべきものと決した。

以上であります。

○議長(古川 稔) 報告が終わりました。

決算審査特別委員会は、議長および、議員選出監査委員を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。

[討論]

○議長（古川 稔） これより、認定第1号、「平成22年度幕別町一般会計決算認定について」の討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○15番（中橋友子） 日本共産党町議団を代表して、認定第1号、「平成22年度幕別町一般会計決算認定」に対する反対討論を行います。

平成22年度は、国政では民主党政権が誕生して、初めての年度予算が編成された年であります。政権交代後、間もないということもあり、一定の範囲で国民要求を反映し、生活保護の母子加算の復活や高校の授業料の実質的無料化など、部分的には前進面がありました。

また、地方交付税についても「雇用対策地域資源活用臨時特例債」が新たに予算化され増額となりました。

しかし、自公政治からの転換を願った国民の要求に照らせば、極めて不十分内容であり、後期高齢者医療制度の存続や労働派遣法改正は実質的に先送りされ、大企業や大資産家の行き過ぎた優遇税制の温存により、財源不足が生じ国債の発行は過去最大規模となり、今後の予算編成そのものが可能なのかと言われるほどの重大な事態に直面しています。

住民の生活を守らなければならない地方自治体にとっても、看過できない状況が続いています。特に、100年に1度の経済危機の二番底とも言われている、極めて深刻な経済状況の下に置かれている国民の暮らしは厳しさを増し、全国で年収200万円以下の非正規労働者は3人に1人、働く貧困層は1,100万人を超えています。当然、町民の暮らしも厳しく、決算委員会の資料で平成23年3月末現在、町民の給与収入では年間200万円以下が49.0%、前年比0.5%増の6,972人に。

また、年金収入では100万円以下が57.2%、前年比1.9%増の4,429人に上っています。町民の暮らしを支える政策の実施は待ったなしの現状ですが、その点で十分ではなく問題を残していると言わざるを得ません。その第一は、平成22年度の決算では、歳入総額143億6,660万円、失礼いたしました。6,666万円に対し、歳出総額は141億3,325万3,000円であり、歳入歳出差引2億3,340万7,000円の再計余剰金を生じました。この余剰金について決算では、繰り越し財源を除いて基金に積み立て、基金総額では38億9,438万2,000円、前年度末比で5億3,638万円の増額となっています。備荒資金の超加納付金2億4,000万円と合わせると、実に41億3,000万円の、にもなります。基金そのものを否定するものではありませんが、町民の暮らしを支える政策に有効に活用することを優先すべきではないでしょうか。

第2は、町税において累積収入未済額が1億7,974万6,000円。不納欠損額が3,050万5,000円と多額になっています。

納税滞納者の71.7%は年収200万円以下です。この割合は3年連続で増加しています。担税能力を超えた課税が幾つもの支払いを滞らせ、払いたくても払えない現状を作り、制裁を受け町民を苦しめています。水道料金引き上げに伴って、低所得者の軽減措置が取られてきましたが、3年間の時限措置であり、平成22年度をもって終了してしまいました。

不納欠損解消のためには、水道使用料の助成の継続や国保税の負担軽減など支払いを可能にする条件を、整えることが必要ではないのでしょうか。そのことが、2億円近くに上る収入未済額の解消に向けることになり必要な対策です。

第3は、町民の滞納を滞納整理機構に委ねるのではなく、町民の現状を一番理解している職員が親身な相談活動を行い町民に寄り添った対応を行っていくべきです。

第4は、平成22年度公共下水道料金の引き上げが行われました。この改定は、公共下水道会計が悪化したものではなく、財政健全化計画に伴う繰り上げ償還を実施するための改定です。繰り上げ償還によって生み出された3億円を超える財政効果分は、当然町民の負担軽減に充てるべきものです。しかし、現状の助成費の支給枠は、僅か95万5,000円にしか過ぎず町民の負担を増大させてい

ます。

最後です。官制ワーキングプア解消に向けたため、業務委託の受注業者の指導の強化を求めます。平成 23 年度からの契約については、指導の強化が図られていますが、23 年度以前の契約については改善が見られません。

仕事に従事している労働者の低賃金や、契約時に認められていた有休休暇が認められないなど、劣悪な状態が続いています。23 年度前の契約だからと放置せず、適切な指導を行って少しでも劣悪な状態を改善させていくことが発注者の責任であり、改善を求めます。

年度末に起きた東日本の大震災、福島原発事故による被害が拡大しています。一日も早い復興、収束を願うところですが、新内閣は復興財源を名目に、大企業には優遇税制を更に優遇し、国民には向こう 10 年間の所得税の増税を行おうとしています。優遇税制を元に戻すだけで、復興財源は有に生み出されることは、経済の専門家の中では明らかにされています。困難な町民を、更に増税に追い打ちをかけないよう国に働きかけるとともに、町民の暮らしを支える政策を積極的に実施することを求め、反対討論といたします。

○議長（古川 稔） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

前川雅志議員。

○13 番（前川雅志） 私は、認定第 1 号「平成 22 年度幕別町一般会計決算認定について」賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成 22 年度は、岡田町政 3 期目の締めくくりの年度であるとともに、旧忠類村と幕別町が合併して 5 年目の節目の年度でありました。

本町を初めとする市町村を取り巻く財政環境は、リーマンショックに端を発した長引く景気の低迷を受けて依然として厳しい状況であります。

岡田町長は、厳しい行財政状況を踏まえ、簡素で効率的な行政運営を、行政運営と行政サービスの向上を目指し、第 3 次行政改革大綱推進計画に沿って行政改革に取り組んでこられたところであります。

行政改革の効果額については、平成 18 年度から 5 カ年間で 13 億円以上にも達しているところであり、とりわけ平成 22 年度においては 5 億 2,200 万円余りとなり、職員の定数の適正管理により人件費の抑制によって 2 億 8,000 万円余り、起債の繰り上げ償還による公債費の削減で 9,500 万円の効果額を上げるなど、大いに評価するところであります。

特に公債費においては、当年度公債費 25 億 8,000 万円に対して詳細費 10 億 6000 万円に抑えるなど、財政の健全化に意を用い総体として平成 18 年度末に 238 億円あった起債残高を、平成 22 年度末には 194 億円余りに減らしたことに對しまして敬意を表するところでもあります。

一方、厳しい財政状況にありながら住民の生活環境の向上と地域経済振興のため、行政改革の効果額や国の各種臨時交付金事業の活用などによって普通建設事業費を、普通建設事業を実施されたことも評価させていただきたいと思います。

総務費におきましては、各種臨時交付金事業により近隣センター改修事業や、小中学校耐震化事業、小学校校舎省エネ改修工事、学校など遊具改修事業など。民生費におきましては、学童保育所増築工事。土木費におきましては、町道整備事業や公営住宅の改修工事など。教育費におきましては、小中学校トイレ洋式化工事や集団研修施設改修工事など、多岐にわたって事業展開して総額 21 億 6,000 万円余りの事業費を確保したところであります。

また、こうした事業実施の際には、幕別、忠類両地域の施設をバランスよく対象とし、両地域の均衡のある発展を念頭において事業を進めていただいたところであります。

しかしながら、本定例会会期中に報告を受けました、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成 22 年度健全化比率の内、実質公債費比率は 21.3%であり、昨年度の 23.3%から 2 ポイント下がったとはいえ、依然として管内他町村と比較して高い水準にあると言えます。

引き続き行政改革に取り組み、町税の収納率の向上に努め財政の健全化を進めていただきたいと思います。

思います。

本決算では、町税の収入未済額は1億8,000万円余りある状況であり、これまでコンビニ収納なども取り入れ、納めやすい環境づくりに取り組まれてきたところではありますが、税の公平性の維持と貴重な自主財源の確保のためにも、一人一人に寄り添った納税相談を行い、町としても最大限頑張っても応えてもらえない者に対しては十勝市町村納税、滞納整理機構への連携強化などにより更なる収納率の向上にこれまで以上に努めていただきたいと思います。

本年、3月11日発生した東日本大震災は、日本の社会経済に再び暗い影を落とし今後の市町村の行財政を取り巻く環境は、依然不透明な状況であるといえます。

町行政は、国の動向を敏感に捉え迅速かつ柔軟に対応することを求めます。

また、幕別町の住民が元気でなければ復興の支援もままなりません。住民が元気を出すためには、起債残高や公債費比率を下げることばかりにとらわれなく、囚われることなく行政改革や合併の効果などで生じた余裕を、安全安心で住民の生活環境が向上する福祉や景気対策など、これまで以上に強力に進めていくことを期待いたします。

このような各種事業の実施により、安全安心で住民の生活環境の向上を図ると共に雇用の確保と所得の向上が図られるよう取り組み、貧困と格差の是正に繋げていただきたいと思います。

これまで取り組んでこられた行政改革を更に進め、健全で強固な財政体質を築きあげると共に、歳入歳出のバランスに配慮しつつ、多様化する住民ニーズを的確に把握した施策の展開に最大限の努力をされますよう期待申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

○議長（古川 稔） 一言注意を申し上げます。

討論中に発言を、ことばを発しないようによりしくお願いいたします。

[採決]

○議長（古川 稔） 次に、採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成22年度 幕別町一般会計決算に対する委員長報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[討論]

○議長（古川 稔） 次に認定第2号、平成22年度 幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に対する反対者の発言を許します。

野原恵子議員。

○16番（野原恵子） 認定第2号、平成22年度 幕別町国民健康保険特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

国民健康保険制度は、1958年12月に制定され、国保法第1条においてこの法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとし

ております。第4条では、国及び都道府県の義務が定められ、社会保障制度としての性格を明記しております。加入者は、農林漁業者や自営業者中心で構成されてきました。

しかし、近年、経済不安、社会の格差が広がり非正規労働者、失業者が増加しその多くは国保に加入しています。正規労働者が退職やさまざまな理由で無職になれば、当然国保に加入しなければなりません。つまり、誰もが国保加入者になる可能性があり、国保は医療保険における最後の砦となっております。

しかし、1977年の国保法の改正で保険税を滞納している者に短期保険証を発行できるとし、特別な事情なく1年以上国保税を滞納した場合、保険証の返還を求め資格証明書を発行するとされています。資格証明証は、国保の被保険者であることを証明する書類であり、保険証のように受診権の役割を果たすことができません。しかも、医療機関にかかると一旦全額自己負担し、その後市町村に申請して、9割、7割分を国保会計から返還される仕組みになっています。このことから、資格証明書を発行されると医療機関に掛かり辛くなり、重症化したり、死亡したり、社会問題になっています。

幕別町、平成22年度の決算では、滞納世帯は所得100万円未満の世帯が311世帯、33%。200万円未満の世帯が198世帯、21%と、54%が所得の低い世帯となっています。

一方、不納欠損では無財産39件、生活困窮61件と、国保税を払いたくても払えない状況が浮き彫りになっております。不納欠損額は総額で、1,439万5,000円となっており、過去においても同額かそれ以上の額が処理されています。

このことは、支払い能力の無い町民に保険税を掛け続け、結果不納決算せざる得なくなり、しかも常態化しております。不納決算とするのであれば、収入の無い町民に課税される仕組みそのものを改め、町としてできる減免対策を講ずることが町民の担税能力に見合った国保税にしておくことができます。

また、国保法では保険税を滞納すると未納滞納期間に応じて、年利14.6%もの延滞金が課せられ二重の負担となっています。

短期保険証の発行世帯は、所得100万円未満が158世帯、200万円未満が63世帯と全体の89.1%となっています。資格証明証の発行世帯は、所得100万円未満が11世帯、200万円未満が1世帯と何れも所得の低い世帯に発行され、町民の命を守る制度が町民の命をないがしろにする結果となっており、保険証さえあれば何時でもどこでも気軽に医療機関に掛かれるとした、皆保険制度が崩れていることは明らかです。

憲法25条、すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するの理論に立ち、地方自治体の役割である、住民の人権と生存権を守る対場を貫き国保証を全世界に交付すべきです。

また、国保の重い国保税負担は、1984年の国保法の改正で国保への国庫負担率を45%から38.5%に削減し、その後も財政支出は減らし続け2007年度には、市町村国保の総収入に占める国庫支出金は25%に減らされていることはもっとも大きな要因です。国庫負担金を元に戻し社会保障制度として確立させていくことを国に強く求めていくことです。

以上の点から、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定に対する反対討論といたします。
○議長（古川 稔） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

芳滝仁議員。

○11番（芳滝 仁） 私は、認定第2号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について、委員長報告に対しまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険制度は、農林水産業者や自営業者などを中心としながら、他の医療保険に属さない人全てを被保険者とする健康保険制度として昭和13年から施行され、数々の制度改正によって今日に至っております。

幕別町における平成22年度国保加入世帯は、年度平均で4,426世帯であり、町内全世帯の38.10%を占めていることから、国民皆保険制度の根底を支える保険として加入者の命と暮らしを守ってい

る保険と考えております。

さて、国保の構造的な問題も関係して、全国的に国保財政が厳しい状況であり、赤字補てんのなどの理由により一般会計から基準外の繰入金を受けている保険者が、約7割に達するといわれております。

このような状況を踏まえたうえで、平成22年度の決算状況を分析してみますと、幕別町の国保特別会計における実質収支額が約8,100万円の黒字になったということで、国保財政の健全性が確保されたという点において一定の評価をするものであります。黒字になった主な理由として、歳出面において一般被保険者療養給付費等が前年度と比較して約6,852万円の減、率にして3.6%の減になったことが上げられると思います。

今後も、被保険者の健康維持に向けた取り組みに努めていただくことのより、歳出の削減に繋がっていただきたいと思います。

また、歳入面では国保税の収納率が現年課税分で95.95%となり、前年度を0.01ポイント下回る結果となりましたが、8年連続で94%以上を確保したことにつきましては評価するところであります。

しかしながら、国保税の滞納者がなかなか減少に転じないということは、大変残念なことであると思います。国保制度は、相互扶助の精神が大きな柱になっているものであり、負担の公平が原則であります。景気がなかなか好転しない厳しい経済状況の下、雇用面や賃金面で不安定な状況となり、家計のやり繰りに苦労されていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、滞納者との納税相談におきましては、これまで以上にきめ細やかで親切な対応に心がけながら、国保税の完納に向けて更に努力をしていただきたいと思います。

国保財政の健全性を維持していくためには、国に対して更なる財政支援を求めていくことも必要なことと思いますので、町村会などを通じて粘り強く要請活動にも取り組んでいただきたいと思います。

今後とも、国民健康保険事業が被保険者を始めとした町民の皆さんから厚い信頼を受け、安心安全、そして、健康な日常生活に寄与できるように健全な運営に努めていただくことをお願いしまして、国民健康保険特別会計決算認定にあたっての賛成の討論とさせていただきます。

○議長（古川 稔） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（古川 稔） 採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第2号、平成22年度 幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

審査の途中ではありますが、15時25分まで休憩いたします。

15:13 休憩

15:25 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成22年度 幕別町老人保健特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第4号、平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成22年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成22年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成22年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（古川 稔） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（古川 稔） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第8号、平成22年度幕別町公共用地取得特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第9号、平成22年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第10号、平成22年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第11号、平成22年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[人事案件]

○議長(古川 稔) 日程第23、議案第56号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長(岡田和夫) 議案第56号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、現公平委員会委員であります加藤正則氏が、本年9月30日をもって任期満了となりますことから、再任いたしたく議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成23年10月1日から平成27年9月30日までの4年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の3ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(古川 稔) ただ今、私を除く出席議員は、19人です。

投票用紙を配付いたさせます。

(投票用紙配付)

- 議長（古川 稔） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
（なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検させます。
（投票箱点検）
- 議長（古川 稔） 異状なしと認めます。
念のため申し上げます。
本案を可とする方は丸印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて、順次投票願います。
なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定によって否とみなします。
点呼を命じます。
事務局長。
- 議会事務局長（米川伸宜） 議席番号とお名前を申し上げます。
1 番小川議員、2 番寺林議員、3 番東口議員、4 番藤谷議員、5 番小島議員、6 番岡本議員、7 番藤原議員、8 番乾議員、9 番牧野議員、10 番谷口議員、11 番芳滝議員、12 番田口議員、13 番前川議員、14 番成田議員、15 番中橋議員、16 番野原議員、17 番増田議員、18 番斉藤議員、19 番千葉議員、以上であります。
- 議長（古川 稔） 投票漏れはありませんか。
（なしの声あり）
- 議長（古川 稔） 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開鎖）
- 議長（古川 稔） 開票を行います。
会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、3 番東口議員、4 番藤谷議員を指名いたします。
よって、両議員の立会をお願いします。
（開 票）
- 議長（古川 稔） 投票の結果を報告いたします。
投票総数 19 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。
そのうち、賛成 19 票。
以上のとおり、賛成が満票でありますので、本案は同意することに決定いたしました。
日程第 24、議案第 57 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。
説明を求めます。
岡田町長。
- 町長（岡田和夫） 議案第 57 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
本件は、現教育委員会委員であります沖田道子氏が本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、再任いたしたく議会の同意を求めるものであります。
任期につきましては、平成 23 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。
なお、同氏の経歴等につきましては、議案説明資料の 4 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、任命につき同意を賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（古川 稔） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。
この採決は、無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(古川 稔) ただ今、私を除く出席議員数は、19人です。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(古川 稔) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○議長(古川 稔) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする方は丸印を、否とする方はバツ印を記載の上、事務局の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定によって否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

○議会事務局長(米川伸宜) 議席番号とお名前を申し上げます。

1番小川議員、2番寺林議員、3番東口議員、4番藤谷議員、5番小島議員、6番岡本議員、7番藤原議員、8番乾議員、9番牧野議員、10番谷口議員、11番芳滝議員、12番田口議員、13番前川議員、14番成田議員、15番中橋議員、16番野原議員、17番増田議員、18番斉藤議員、19番千葉議員、以上です。

○議長(古川 稔) 投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

○議長(古川 稔) 開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、5番小島議員、6番岡本議員を指名いたします。

よって、両議員の立会をお願いします。

(開 票)

○議長(古川 稔) 投票の結果を報告いたします。

投票総数19票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成19票。

以上のとおり、賛成が満票でありますので、本案は同意することに決定いたしました。

[議員の派遣]

○議長(古川 稔) 日程第25、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

来る、10月20日、音更町で開催される、十勝町村議会議長会主催による、十勝町村議会議員研修会に全議員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、10月20日、音更町で開催される、十勝町村議会議長会主催による、十勝町村議会議員研修会に全議員を派遣することに決定いたしました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第26、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出され、お手元に配布済みであります。

なお、本件は説明を省略いたしますので、のちほど、ご覧いただきたいと思っております。

[閉会中の継続審査の申出]

○議長（古川 稔） 日程第27、閉会中の継続審査の申出を議題といたします。

議会運営委員長より、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査申出]

○議長（古川 稔） 日程第28、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査に係る事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成23年第3回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15:47 閉会